

令和 2 年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和 2 (2020) 年 7 月
明治国際医療大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	10
基準 1. 使命・目的等	10
基準 2. 学生	19
基準 3. 教育課程	39
基準 4. 教員・職員	57
基準 5. 経営・管理と財務	70
基準 6. 内部質保証	81
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	86
基準 A.	86
基準 B.	90
V. 特記事項	98
VI. 法令等の遵守状況一覧	99
VII. エビデンス集一覧	110
エビデンス集（データ編）一覧	110
エビデンス集（資料編）一覧	111

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 本学の建学の精神等

明治国際医療大学は、昭和 58(1983)年に我が国初の 4 年制鍼灸学部の単科大学「明治鍼灸大学」として開学したが、その前身は昭和 53(1978)年に設置された「明治鍼灸短期大学」であり、建学の精神は次のとおりである。

「明治鍼灸短期大学」の建学の精神

東洋医学は東洋哲学の叡知に裏づけられた数千年の歴史をもち、医学としての独特の理念と実践的な技術を有する予防医学から治療医学にわたる統合医学といわれている。

一方、西洋医学にあっては、近年の進歩、発展は目をみはるばかりのものがあ、り、伝染性疾患の撲滅、乳幼児死亡率の激減、外科手術の躍進など人類に対する貢献は輝かしいものがある。しかし反面、薬害などの医原病、専門領域の細分化に伴う弊害など新たな問題を引き起こしていることもまた否めない事実である。

ルネッサンス以来、人間の幸福と尊厳を保証する砦と考えられてきた科学主義や合理主義は、今日に至って、ようやく危険な両刃の剣であることが、明らかになってきた。現代ほど人々が“調和”や“自然”や“健康”を求めている時代はないといえよう。

我々がかねてより東洋で生まれ、数千年の歴史の検証を経た鍼灸など東洋医学に大きな現代的価値を見出し、いたずらに神秘や独善に陥ることなく、西洋医学との提携の下に、新しい東洋医学を体系的に確立し、社会に貢献することを念願してきた。

ふりかえって東洋医学はその総合性、機能性、実践性に於いて卓抜したものがあ、り、幾多の疾患に著しい効果をあげてきたが、未だ、学問としての体系が整備されているとはいえない。

この意味に於いて、西洋医学的基礎研究を重視し、西洋医学に比肩しうる東洋医学を指向して、鍼灸医学に志を抱く有為な青年を集め、父なる医学の西洋医学、母なる医学の東洋医学をともに修得せしめ、鍼灸医学のレベルアップを図るとともに、高まりつつある国内外よりの強い期待と要請に応えようとするものである。ここに我々は、

「人と人との和」「人と自然との調和」「東洋と西洋の融和」

の 3 つの和を建学の精神として本邦初の東洋医学系短期大学を建設したのである。

昭和 53(1978)年当時、我が国における鍼灸師養成の教育機関は、主として専修学校と盲学校の高等部専攻科であった。そこに鍼灸業界の切なる要望を受けて、昭和 53(1978)年 4 月に明治鍼灸短期大学 鍼灸学科（入学定員 120 人）が誕生した。

短期大学の目的は、学校教育法第 69 条の 2（現行法第 108 条）に規定されているとおり「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する」ことであり、いわゆる職業人の養成を目指している。

高等教育機関における教育研究の国際化は急速に進んでおり、このことは鍼灸界においても例外ではなく、国内外で鍼灸の学会がしばしば開催され、斯界の指導的人材と鍼灸学の研究者の養成が強く要望されていた。これらの期待に応えるため、指導的人材の養成は、

4年制大学においてなされるべきであることから、本学は、昭和58(1983)年4月に明治鍼灸大学 鍼灸学部（入学定員100人）として誕生した。

その後、鍼灸大学としての教育研究の成果が評価され、平成3(1991)年4月に大学院鍼灸学研究科鍼灸学専攻（修士課程）を、平成6(1994)年4月に大学院鍼灸学研究科鍼灸学専攻（博士後期課程）を設置するなど、鍼灸高等教育機関としての発展を遂げた。

平成16(2004)年4月には、我が国の伝統医学である柔道整復（接骨・ほねつぎ）界における指導的人材の養成を目的として、保健医療学部柔道整復学科を設置し、平成18(2006)年4月には、看護学の中に東洋医学の理論・知識を取込み、西洋医学と東洋医学のエッセンスをベースとした新しい看護学を目指すとともに、高度な看護実践能力を持つ看護師・保健師を育成するために看護学部看護学科を設置した。

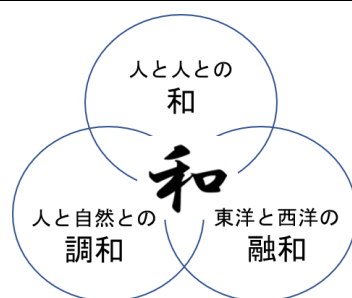
そして東洋医学の特色を活かした医療系大学として我が国における学術の拠点となり、国内外に情報を発信していくとともに、グローバルに活躍できる医療人の育成を目指して、短期大学開設から30年の節目にあたる平成20(2008)年4月に現在の明治国際医療大学に名称を変更した。

平成23(2011)年4月には、既存の大学院鍼灸学研究科鍼灸学専攻（修士課程）に加え、臨床鍼灸学専攻（修士課程）を設置するとともに、日本の鍼灸医学研究を一層充実・発展させるために、大学院鍼灸学研究科鍼灸学専攻（修士課程）に「通信教育課程」を開設した。更にこれまでの教育研究基盤を活かし、平成29(2017)年4月には、病院前救急医療において高度な専門性を備えた救急救命士を育成するために保健医療学部救急救命学科を設置し、平成31(2019)年4月には、柔道整復学の科学的基盤の構築と充実・発展に向けて、大学院保健医療学研究科柔道整復学専攻（修士課程）を設置した。

本学の「建学の精神」「教学の理念」は、短期大学の「建学の精神」を踏襲し、次のとおり定めている。

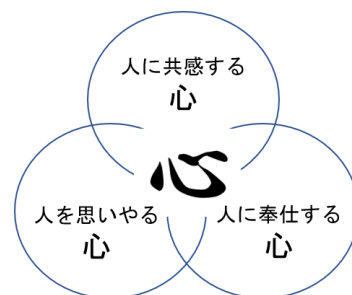
【建学の精神】

本学は、「和の精神」を真髄となし、
東西両医学を有機的に関連づけて、
社会に貢献できる医療人を育成する。



【教学の理念】

本学は、「建学の精神」のもとに、人々の健康に
貢献する医療従事者の一員としての自覚を養い、
高度な東西両医学の専門知識と科学的根拠に
基づいた優れた治療技術の教授研究に努め、
常に和の心を忘れず人と向き合うことのできる
「心豊かな医療人」を育成するための教育を行う。



2. 本学の使命・目的

本学の目的は、学則第 1 条に「教育基本法及び学校教育法の精神にのっとり、深く鍼灸医学及び保健医療に関する知識と技術を中心として教授研究し、広く一般教養を高めるとともに、有能にして医の倫理に徹し、かつ旺盛な探究心を有し、社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする」と定めている。

大学院の目的は、「大学院学則」第 2 条に「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。

また、各学科、研究科及び専攻ごとの目的は、次のとおりである。

(1) 鍼灸学部

〈鍼灸学部鍼灸学科の目的〉(学則第 3 条第 2 項)

鍼灸学部鍼灸学科は、鍼灸医学において高度な専門性を備えた優れた指導的人材の養成を行なうとともに、鍼灸医学の学術研究の進展への寄与並びに社会への貢献を志向する。

(2) 保健医療学部

〈保健医療学部の目的〉(学則第 3 条第 3 項)

保健医療学部は、大学の目的にのっとり、現代医療を担う一員に必要な専門的知識・技能を修得し、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

〈柔道整復学科の目的〉(学則第 3 条第 3 項第 1 号)

柔道整復学科は、柔道整復学において高度な専門性を備えた優れた指導的人材の養成を行なうとともに、柔道整復学の学術研究の進展への寄与並びに社会への貢献を志向する。

〈救急救命学科の目的〉(学則第 3 条第 3 項第 2 号)

救急救命学科は、病院前救急医療において高度な専門性を備えた優れた救急救命士の養成を行なうとともに、病院前の救急救命学の学術研究の進展への寄与並びに社会への貢献を志向する。

(3) 看護学部

〈看護学部看護学科の目的〉(学則第 3 条第 4 項)

看護学部看護学科は、看護学において高度な専門性を備えた優れた指導的人材の養成を行なうとともに、看護学の学術研究の進展への寄与並びに社会への貢献を志向する。

(4) 大学院鍼灸学研究科

〈鍼灸学研究科の目的〉(「大学院学則」第 5 条第 1 項)

鍼灸学研究科は、大学院の目的にのっとり、鍼灸医学の分野の発展に寄与することができる研究能力と、医療一般の幅広い知識に加えて高度な専門的実践力を兼ね備えた指導的立場に立つ医療人の育成を目的とする。

〈鍼灸学専攻の目的〉(「大学院学則」第 6 条第 1 項)

鍼灸学研究科鍼灸学専攻は、鍼灸医学研究に必要な高度な研究能力並びに専門的な研究能力を有する人材養成を行うとともに、我が国及び世界の鍼灸医学の科学的研究基盤の拡大と進展への寄与並びに社会に貢献することを目的とする。

〈臨床鍼灸学専攻の目的〉（「大学院学則」第6条第2項）

鍼灸学研究科臨床鍼灸学専攻は、鍼灸医学の臨床分野における幅広い知識に加えて、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成を行うとともに、我が国及び世界の鍼灸医療の専門性の確立と医療の質の向上に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

(5) 大学院保健医療学研究科

〈保健医療学研究科の目的〉（「大学院学則」第5条第2項）

保健医療学研究科は、大学院の目的ののっとり、保健医療学の分野の発展に寄与することができる研究能力と高度な専門的実践力を兼ね備えた指導的立場に立つ医療人の育成を目的とする。

〈柔道整復学専攻の目的〉（「大学院学則」第6条第3項）

保健医療学研究科柔道整復学専攻は、柔道整復学研究に必要な高度な研究能力並びに専門的な研究能力を有する人材養成を行うとともに、柔道整復学の科学的研究基盤の拡大と進展への寄与並びに社会に貢献することを目的とする。

3. 本学の個性・特色等

我が国の医療を取巻く環境は、急速な少子高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の健康に対する関心の高まり等によって大きく変化してきており、個人の状態やニーズに合わせた患者中心の医療提供や、安全・安心でより質の高い効率的な医療サービスが求められている。

そうした中で、予防医学や伝統医学に対する再評価が行われるようになり、近年、鍼灸医学は統合医療の中核として注目され、世界的に関心が高まってきている状況にある。

特に本学の鍼灸学部は、鍼灸界において常に日本をリードしてきた実績を持ち、大学院鍼灸学研究科（修士課程・博士後期課程）を設置するなど、鍼灸高等教育機関の先駆けとして、全国に優れた人材を多く輩出している。

本学は、「建学の精神」に基づいて東西医学の融合とその実践を指向するために附属病院を昭和 62(1987)年に開設し、開院以来、東西医学による相補・補完的な臨床の実践、研究を推進し、統合医学の構築に寄与している。なお、この附属病院は、鍼灸学部の設置時の認可要件として定められ、本学の附属施設として設置したものである。

保健医療学部は、柔道整復学科と救急救命学科の 2 学科を設置しており、柔道整復学科では、運動器疾患のスペシャリストとして、スポーツ現場での応急手当、高齢者特有の運動器疾患のサポート等の幅広いニーズに応え得る柔道整復師を育成している。更に大学院保健医療学研究科柔道整復学専攻（修士課程）を設置し、柔道整復学の科学的研究基盤の拡大と進展に寄与している。また、救急救命学科は、病院前救急医療において高度な専門性を備えた救急救命士を育成している。

看護学部は、看護学の中に東洋医学の理論・知識を取入れた独自の理念に基づく教育を実践し、高度な看護実践能力を有する看護職者を育成している。

国際交流については、平成 19(2007)年にポルトガル「The College of Acupuncture and Moxibustion of A.P.A.E. for Medical Doctors Only」との友好学術交流協定の締結をはじめ、平成 24(2012)年にポルトガルの総合スポーツクラブ「SPORT LISBOA e BENFICA」

とスポーツ医療や人材育成に関する連携協定を締結している。平成 25(2013)年からは、傘下の強豪プロサッカー клуб「ベンフィカ」でのインターンシップ活動を通じて、本学学生が一線のプロ選手を支える技術を学ぶことで、臨床能力の向上と症例報告会による臨床現場での問題解決能力の向上を図っている。また、国際学会（インターナショナルカンファレンス）へ参加し、世界で活躍できる医療人の育成に努めている。

更に平成 30(2018)年には、ポルトガル「Escola Superior de Saude Ribeiro Sanches」と韓国「釜山大学校」、令和元(2019)年にはベトナム「ベトナム国立伝統医学大学」「ベトナム国立伝統医学病院」「ベトナム国立鍼灸病院」、令和 2(2020)年には、ポーランド「ヤン・コチャノフスキー大学」とそれぞれ学術交流協定を締結しており、国際交流の充実・発展に努めている。

地域連携については、平成 25(2013)年 11 月に大学が所在する南丹市と「大学と行政が協働するまちづくり」を目指し、相互の知的・人的・物的資源の交流・活用を図ることを目的とした包括協定を締結するとともに、平成 31(2019)年 2 月には福井県若狭町及び株式会社オーイングと健康づくりに関する産学官包括協定を締結している。また、産学官連携事業として、若狭町「みかた温泉きららの湯」の 2 階に「きららの湯若狭鍼灸院」を開院し、地域の民宿等と協力しながら鍼灸治療や薬膳料理の監修等を行い、地域の保健・医療・福祉の充実に貢献している。

平成 27(2015)年度には、「スポーツ振興プロジェクト」をスタートさせ、はり師・きゅう師、柔道整復師、救急救命士及び看護師の医療系国家免許の取得に加え、医療系大学ならではのサポート体制により、全国で活躍する学生アスリートの育成に努めている。具体的には、体育系 10 クラブを「強化指定クラブ」として全面的に支援しており、令和元(2019)年度には女子柔道部が「全日本学生柔道優勝大会」女子団体 3 人制で全国優勝を果たしており、令和 2(2020)年 3 月の卒業生には、柔道整復師免許を持つ「なでしこリーガー」、鍼灸師免許を持つ「V リーガー」を輩出している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

本学の母体である学校法人明治東洋医学院は、大正 14(1925)年に創設された「山崎鍼灸学院」を起源として発祥し、戦禍により昭和 26(1951)年に廃校を余儀なくされるものの、昭和 34(1959)年に「明治鍼灸専門学校」として復興を成し遂げる。

鍼灸高等教育機関の幕開けとなった「明治鍼灸短期大学」の開学から「明治鍼灸大学」の発展・充実を中心とする本学院の現在までの主な変遷は次のとおりである。

歴年	月	事 象
大正 14(1925) 年	4 月	山崎鍼灸学院創設（大阪市西区）
昭和 2(1927) 年	2 月	山崎鍼灸学院を明治鍼灸学院に改称
昭和 5(1930) 年	4 月	明治鍼灸学校開校（大阪市天王寺区）
昭和 26(1951) 年	—	戦禍により廃校
昭和 34(1959) 年	4 月	明治鍼灸専門学校開校（再建：大阪府吹田市）
昭和 36(1961) 年	1 月	明治鍼灸専門学校を明治鍼灸柔道整復専門学校に改称

明治国際医療大学

昭和 41(1966) 年	10 月	準学校法人明治学院の認可
昭和 42(1967) 年	6 月	準学校法人明治学院を準学校法人明治東洋医学院に改称
昭和 51(1976) 年	7 月	寄附行為組織変更認可申請書提出 (明治鍼灸短期大学設置認可申請)
		明治鍼灸短期大学設置認可申請書提出
昭和 53(1978) 年	2 月	明治鍼灸短期大学 (3 年制) 設置認可
	4 月	寄附行為組織変更認可 (学校法人明治東洋医学院の認可)
昭和 56(1981) 年	3 月	明治鍼灸短期大学第 1 期生卒業
	7 月	明治東洋医学院大学設置認可申請書提出
昭和 57(1982) 年	4 月	明治鍼灸短期大学専攻科 (鍼灸専攻: 入学定員 30 人) 設置
昭和 58(1983) 年	2 月	明治鍼灸大学設置認可
	4 月	明治鍼灸大学開学 (鍼灸学部鍼灸学科: 入学定員 100 人)
昭和 62(1987) 年	3 月	明治鍼灸大学第 1 期生卒業 (鍼灸学士誕生)
	8 月	明治鍼灸短期大学廃止認可申請書提出
		附属病院開院、附属メディカル MR センター開設
12 月	明治鍼灸短期大学廃止認可	
平成 2(1990) 年	11 月	明治鍼灸大学大学院設置認可申請書提出
平成 3(1991) 年	3 月	明治鍼灸大学大学院設置認可
	4 月	明治鍼灸大学大学院開学 鍼灸学研究科鍼灸学専攻修士課程開設 (入学定員 8 人)
平成 4(1992) 年	4 月	明治鍼灸柔道整復専門学校を明治東洋医学院専門学校に改称
	6 月	明治東洋医学院専門学校を吹田市西御旅町に新築移転
平成 5(1993) 年	3 月	明治鍼灸大学大学院第 1 期生修了 [修士 (鍼灸学) 誕生]
	11 月	明治鍼灸大学大学院博士課程 (後期) 設置協議書提出
平成 6(1994) 年	3 月	明治鍼灸大学大学院博士課程 (後期) 設置承認
	4 月	明治鍼灸大学大学院開学 鍼灸学研究科鍼灸学専攻博士課程 (後期) 開設 (入学定員 4 人)
平成 9(1997) 年	3 月	明治鍼灸大学大学院博士課程 (後期) 第 1 期生修了 [博士 (鍼灸学) 誕生]
平成 13(2001) 年	4 月	明治鍼灸大学医療技術短期大学部設置認可申請書提出
	12 月	明治鍼灸大学医療技術短期大学部設置認可
平成 14(2002) 年	4 月	明治鍼灸大学医療技術短期大学部柔道整復学科開学 (入学定員 60 人)
平成 15(2003) 年	9 月	大学の収容定員に係る学則の変更認可申請書提出
		明治鍼灸大学保健医療学部設置届出書提出
	11 月	大学の収容定員に係る学則の変更認可
平成 16(2004) 年	4 月	明治鍼灸大学保健医療学部柔道整復学科開設 (入学定員 60 人、3 年次編入学定員 2 人)
	12 月	大学院の収容定員に係る学則の変更届出書提出
平成 17(2005) 年	3 月	明治鍼灸大学医療技術短期大学部第 1 期生卒業
	4 月	明治鍼灸大学大学院鍼灸学研究科鍼灸学専攻修士課程の入学定員変更 (定員増 8 人→16 人)

明治国際医療大学

平成 17(2005) 年	9 月	大学の収容定員に係る学則の変更認可申請書提出 明治鍼灸大学看護学部設置届出書提出
	12 月	大学の収容定員に係る学則の変更認可
平成 18(2006) 年	4 月	明治鍼灸大学看護学部看護学科開設（入学定員 60 人、3 年次編入学定員 10 人） 明治鍼灸大学医療技術短期大学部柔道整復学科の学生募集停止
平成 19(2007) 年	5 月	京都府立医科大学と学術交流に関する包括協定の締結 ポルトガル「The College of Acupuncture and Moxibustion of A.P.A.E. for Medical Doctors Only」と友好学術交流に関する協定の締結
平成 20(2008) 年	3 月	明治鍼灸大学保健医療学部第 1 期生卒業〔学士（柔道整復学）誕生〕
	4 月	大学名を明治国際医療大学に改称
平成 21(2009) 年	8 月	明治鍼灸大学医療技術短期大学部廃止認可
平成 22(2010) 年	3 月	明治国際医療大学看護学部第 1 期生卒業
	5 月	大学院鍼灸学研究科鍼灸学専攻（通信教育課程）開設認可申請書提出
	10 月	大学院鍼灸学研究科鍼灸学専攻（通信教育課程）開設認可
平成 23(2011) 年	4 月	大学院鍼灸学研究科鍼灸学専攻（通信教育課程）修士課程開設（入学定員 16 人） 大学院鍼灸学研究科臨床鍼灸学専攻修士課程（入学定員 8 人）開設
		6 月
	10 月	ポルトガル「SPORT LISBOA e BENFICA」*2と連携協定の締結
平成 25(2013) 年	4 月	鍼灸学部鍼灸学科の入学定員変更（定員減 100 人→80 人）
	9 月	ポルトガル「THE CLINIC SPORT LISBOA e BENFICA」と国際学術交流協定の締結
	11 月	南丹市と連携協力に関する包括協定の締結
平成 27(2015) 年	4 月	鍼灸学部鍼灸学科の入学定員変更（定員減 80 人→50 人） 保健医療学部柔道整復学科の入学定員変更（定員減 60 人→40 人）
		7 月
	8 月	星槎大学と通信制課程科目等履修に関する協定の締結
	9 月	関西鍼灸系大学と連携包括協定の締結（関西医療大学、森ノ宮医療大学、宝塚医療大学及び本学）
平成 28(2016) 年	6 月	大学の収容定員に係る学則の変更認可申請書提出 明治国際医療大学保健医療学部救急救命学科設置届出書提出
		8 月
	4 月	明治国際医療大学保健医療学部救急救命学科開設（入学定員 50 人）
平成 30(2018) 年	1 月	ポルトガル「Escola Superior de Saúde Ribeiro Sanches」と学術交流協定の締結
	4 月	大学院保健医療学研究科柔道整復学専攻（修士課程）設置届出書提出
	6 月	大学の収容定員に係る学則の変更認可申請書提出
	7 月	国士舘大学と大学間連携包括協定の締結
	8 月	大学の収容定員に係る学則の変更認可
	11 月	韓国「釜山大学校」と学術包括協定の締結
		東京有明医療大学と大学間連携包括協定の締結
日本救急システム株式会社と産学連携包括協定の締結		

明治国際医療大学

平成 31(2019) 年	2 月	福井県若狭町及び株式会社オーイングと連携協力包括協定の締結
	4 月	大学院保健医療学研究科柔道整復学専攻修士課程開設（入学定員 4 人）
		大学院鍼灸学研究科鍼灸学専攻修士課程の入学定員変更（定員減 8 人→4 人） 看護学部看護学科の入学定員変更（定員増 60 人→80 人、定員減 3 年次編入学 10 人→5 人）
令和元(2019) 年	11 月	ベトナム国立伝統医学大学、ベトナム国立伝統医学病院、ベトナム国立鍼灸病院、国際医療技術財団と国際学術交流協定の締結
令和 2(2020) 年	3 月	大学の収容定員に係る学則の変更認可申請書提出
		ポーランド「ヤン・コチャノフスキー大学」と学術包括協定の締結

※1 特定非営利活動法人アムダ (Association of Medical Doctors of Asia) は、岡山県に本部を置く NGO・国際医療ボランティア組織

※2 SPORT LISBOA e BENFICA は、ポルトガル共和国の首都リスボンに本拠地を置く総合スポーツクラブ

2. 本学の現況

・ 大学名 明治国際医療大学（旧大学名： 明治鍼灸大学）

・ 所在地 京都府南丹市日吉町保野田ヒノ谷 6 番地 1

・ 学部構成

鍼灸学部	鍼灸学科	
保健医療学部	柔道整復学科	
	救急救命学科	
	看護学部	看護学科
鍼灸学研究科	鍼灸学専攻	修士課程
	臨床鍼灸学専攻	修士課程
	鍼灸学専攻（通信教育課程）	修士課程
	鍼灸学専攻	博士後期課程
保健医療学研究科	柔道整復学専攻	修士課程

・ 学生数、教員数、職員数（令和 2 年 5 月 1 日現在）

（1）学生数（学部・大学院）

【学部の学生数】

（人）

学部名	学科名	入学定員	3年次編入	収容定員	在籍学生数				
					1年次	2年次	3年次	4年次	計
鍼灸学部	鍼灸学科	50		200	48	38	40	37	163
保健医療学部	柔道整復学科	40		160	51	48	21	33	153
	救急救命学科	50		200	63	61	57	34	215
	計	90		360	114	109	78	67	368
看護学部	看護学科	80	5	290	90	72	64	64	290
合 計		220	5	850	252	219	182	168	821

※ 平成 29(2017)年度 保健医療学部救急救命学科開設（入学定員 50 人）

※ 令和元(2019)年度 看護学部入学定員変更（60 人→80 人、3 年次編入 10 人→5 人）

明治国際医療大学

【大学院の学生数】 (人)

研究科名	専攻名	課程	入学定員	収容定員	在籍学生数			
					1年次	2年次	3年次	計
鍼灸学研究科	鍼灸学専攻	修士課程	4	8	3	5		8
	臨床鍼灸学専攻	修士課程	8	16	0	0		0
	鍼灸学専攻 (通訳課程)	修士課程	16	32	15	25		40
	鍼灸学専攻	博士後期課程	4	12	3	2	0	5
	計		32	68	21	32	0	53
保健医療学研究科	柔道整復学専攻	修士課程	4	8	1	1		2
合 計			36	76	22	33	0	55

※令和元(2019)年度 保健医療学研究科柔道整復学専攻（修士課程）開設（入学定員4人）

※令和元(2019)年度 鍼灸学研究科鍼灸学専攻（修士課程）入学定員変更（8人→4人）

(2) 教員数 (人)

学部名	学科名	専任教員数				計	助手	合計
		教授	准教授	講師	助教			
鍼灸学部	鍼灸学科	9	5	10	5	29	0	29
保健医療学部	柔道整復学科	9	4	7	7	27	0	27
	救急救命学科	7	2	2	5	16	1	17
	計	16	6	9	12	43	1	44
看護学部	看護学科	11	6	13	9	39	2	41
合 計		36	17	32	26	111	3	114

(注) 研究科教員については、学部学科所属教員が兼任

(3) 職員数 (人)

	職 員 数				合 計
	正職員	嘱託	パート	派遣	
事務職員	36	38	34	0	108
医療系職員	86	17	20	0	123
合 計	122	55	54	0	231

※事務職員には法人職員含む。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学の使命・目的については、「建学の精神」「教学の理念」を踏まえ、学則第 1 条に「教育基本法及び学校教育法にのっとり、深く鍼灸医学及び保健医療に関する知識と技術を中心として教授研究し、広く一般教養を高めるとともに、有能にして医の倫理に徹し、かつ旺盛な探究心を有し、社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする」と定めている。また、大学院の目的については、「大学院学則」第 2 条に「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。これらは、学校教育法第 83 条の目的及び第 99 条の大学院の目的にも合致しており、使命・目的は具体的に明文化されている。【資料 1-1-1】【資料 1-1-2】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-1】 大学 学則 第 1 条、第 3 条

【資料 1-1-2】 大学 大学院学則 第 2 条、5 条、6 条

1-1-② 簡潔な文章化

大学の使命・目的及び教育目的（教育目標）については、学則、「大学院学則」に簡潔に文章化するとともに、「学生便覧」「通信制大学院ガイド」大学ホームページにも掲載し、社会に広く周知している。【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-3】 STUDENT GUIDE 2020 学生便覧（3～6 ページ）

【資料 1-1-4】 通信制大学院ガイド（9～11 ページ）

【資料 1-1-5】 大学ホームページ（目的）

1-1-③ 個性・特色の明示

「建学の精神」「教学の理念」を次のとおり定めている。これらは大学の個性・特色として、保健医療の分野で国民の健康と福祉に寄与することのできる“実践力ある心豊かな医療人”の育成という使命・目的及び教育目的（教育目標）に反映されている。また、本学

の各学部には、鍼灸学部鍼灸学科、保健医療学部柔道整復学科・救急救命学科及び看護学部看護学科の4学科と、大学院には鍼灸学研究科鍼灸学専攻、臨床鍼灸学専攻及び保健医療学研究科柔道整復学専攻の2研究科3専攻があり、各学科及び研究科・専攻の目的を学則、「大学院学則」にそれぞれ定めている。

「建学の精神」本学は、「和の精神」を真髄となし、東西両医学を有機的に関連づけて、社会に貢献できる医療人を育成する。

《人と人との和》《人と自然との調和》《東洋と西洋の融和》

「教学の理念」本学は、「建学の精神」のもとに、人々の健康に貢献する医療従事者の一員としての自覚を養い、高度な東西両医学の専門知識と科学的根拠に基づいた優れた治療技術の教授研究に努め、常に和の心を忘れず人と向き合うことのできる「心豊かな医療人」を育成するための教育を行う。

《人に共感する心》《人に思いやる心》《人に奉仕する》

それぞれの学科では「建学の精神」を受け、次のように個性・特色を明示している。

鍼灸学科が目指す鍼灸師像は、疾病の治療だけではなく、予防、更には健康維持・増進などの養生に関する知識を有した医療人であり、それはディプロマ・ポリシーに「国民の健康維持や疾病予防、医療と地域社会の課題に貢献し患者から信頼されるはり師・きゅう師を養成する」と明示されている。その目的を達成するため、「養生学寄付講座」を開講並びに主宰し、健康管理アプリである「YOMOGI」を開発し、普及活動や講演を通じた情報発信を行っている。

柔道整復学科は、医療人としての倫理観を持ち、人から信頼される高い教養、知識と技術を携え、かつ現代医療と日本の伝統医療に精通した柔道整復師の養成を目指している。また、日常生活やスポーツで起こる骨折や脱臼、捻挫、打撲の運動器外傷に手を用いて治療する非観血的な柔道整復術の「手技」に加え、テーピングや物理療法等の非薬物療法のスペシャリストの養成を目指す。それらはディプロマ・ポリシー、大学ホームページに明示するとともに、学科開設以来の特色である実践を通じた教育（地域のマラソン大会等のスポーツ現場の実習）により地域社会にアピールしている。

救急救命学科は、実践的な知識と技術を獲得した即戦力となる救急救命士像を目指しており、それは教育目的として学則第3条第3項第2号に「高度な専門性を備えた優れた救急救命士の養成を行なう」と明示している。また社会への貢献を重視しており、学校や企業における救急救護活動、防災活動の啓発や平成29年度に附属病院内に設けたEMT(Emergency Medical Technician)部が救急車を用いた患者搬送活動を行っている。

看護学科は「対象を全人的に捉え、対象となる人の希望を叶え、安全で安心できるケアの提供と、医療チームの一員として責任を果たせる」看護職の育成を目指しており、それはディプロマ・ポリシーに「人間の生命及び尊厳を基盤に豊かな人間性と高い倫理観を培い、保健医療チームの一員として責任をもって対象の問題解決に取り組む能力を身に付ける」と明示している。また学科開設以来、大学の特色である東西両医学を有機的に関連づけられるよう東洋医学に関する授業科目をカリキュラムに組み入れるとともに、地域貢献の機会

を通じて社会にアピールしている。

鍼灸学研究科には二つの専攻があり、鍼灸学専攻は鍼灸医学の学術に常に高い関心と科学的に究明しようとする姿勢を持ち、研究や臨床に粘り強く取り組んでいける人材を育成すること、臨床鍼灸学専攻は高度専門職業人として鍼灸臨床を究めようとする意欲と熱意や統合医療への強い関心を持ち、新しい医療の推進と発展に寄与する意欲的な人材を育成すること、をそれぞれ目指している。それらはディプロマ・ポリシーに「研究者としての人間性と教養を身につけ、科学的な視点に立って鍼灸医学の発展に寄与することができる研究能力を修得するとともに、東洋医学と西洋医学を統合した鍼灸診療を実践できる高度な専門的臨床能力を兼ね備えた指導的な立場に立つ医療人を養成する」と明示されている。

保健医療学研究科が育成を目指す人物像は、①学究的人材（研究者）と②高度専門職業人（高度専門柔道整復師）である。ディプロマ・ポリシーには「研究者としての人間性と教養を身につけ、科学的な視点に立って柔道整復学の発展に寄与することができる研究能力を修得するとともに、臨床・スポーツ現場などでグローバルに活躍できる高度専門職業人を育成する」と明示されている。完成年度を終えていないが、本研究科が目指す柔道整復術の科学的検証と手技・技術の標準化のために必要な研究成果を蓄積し、それらの成果を学会等を通じて社会にアピールする予定である。

1-1-④ 変化への対応

社会情勢、高等教育行政の動向及び教育現場における潜在的ニーズの変化等から、必要に応じて使命・目的及び教育目的（教育目標）の検証と、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の見直しを行っている。

学校教育法施行規則の一部改正（平成28年文部科学省令第16号）に従い、三つのポリシーの策定と公表が義務化されたことから、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの一貫性を検証し、平成29(2017)年3月の「管理運営会議」において三つのポリシーの見直しを行った。【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】

鍼灸学科では、完治あるいは治癒困難な慢性疾患が増加していることや、健康増進、疾病予防が社会のニーズとして高まっていることを踏まえ、ディプロマ・ポリシーに「国民の健康維持や疾病予防」を入れ、「関心・意欲」を喚起している。また「地域社会の課題に貢献する意欲」を追加し、生きがいつくりや地域創生に東洋医学の知識や知恵を活用すべく「養生」や地域連携をキーワードとした教育内容を「キャリアデザイン」の講義に組入れた。

柔道整復学科では、柔道整復師が卒業後にアスレチックトレーナー、介護現場での機能訓練指導員として働く機会があることを踏まえ「カリキュラム委員会」で議論を重ね、平成30(2018)年度からスポーツにおける外傷予防プログラムを学習する「外傷・障害予防論実習」、高齢者への対応や介護に関する基礎知識と実技を学習する「老年科学・介護論実習」を開講している。本学附属の「アスリートサポートセンター」に教員を配置し、「手技のスペシャリスト」を育成する実践的な教育の場としている。

救急救命学科では、超高齢社会では過疎地域における救急搬送数が増加し、また、消防組織以外の海上保安庁、自衛隊、警察等に加えて病院、民間搬送機関及び警備会社等での救急救命士の需要が拡大している。このような変化を踏まえて、本学では定員増を申請中

であるが、社会の需要に応える「高度な専門性を備えた優れた救急救命士」の養成のためには、従来の教育に加えて更に広範囲の知識や技術を教育する必要がある。救急救命学科では、病院内で活動するために必要な臨床検査やリハビリテーション等の知識、より広範な薬剤に関する知識、病院内での患者搬送技術の習得等を取入れたカリキュラムを検討している。

看護学科では、超高齢社会の進行と地方の過疎化という社会の変化に対応し、カリキュラムを概ね4～5年ごとに改訂している。そのために改訂前年から「カリキュラム委員会」を設置し、その議論を踏まえて新カリキュラムを構築する仕組みを作っている。「カリキュラム委員会」では、看護師に対する地域での実践が期待されることから、そのことを取入れたカリキュラムについて検討している。

鍼灸学研究科では、ディプロマ・ポリシーで「指導的な立場に立つ医療人の養成」を謳っている。近年、大学の鍼灸学科教員に就職する者が増え、就職希望者も増加していることを受け、平成30(2018)年度から基礎科目に「教育学概論」を加え、ティーチングアシスタントへの積極的参加を通して鍼灸医学教育者に必要な能力を養うことができるようにした。また、他大学からの入学者の増加を受け、平成30(2018)年より基礎科目を「スタートアップ」「ベーシック」「アドバンス」に分類して提供し、積み上げ式を意識した学修しやすいカリキュラム編成とした。

保健医療学研究科柔道整復学専攻では、柔道整復師の技術を科学的根拠に基づいて研究できる研究者の育成や高度専門職業人の育成を目指しており、そのために必要なカリキュラムをもって教育を行っている。完成年度後は、医療技術の発展や臨床・スポーツ現場の変化に応じて、より高度な研究手法、治療技術を学ぶカリキュラムへの変更を検討する。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-1-6】 学校教育法施行規則の一部改正する省令の公布について
(平成 28 年文部科学省令第 16 号)

【資料 1-1-7】 管理運営会議 議事録 (平成 28 年度 第 12 回)

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

使命・目的及び教育目的（教育目標）については、「建学の精神」「教学の理念」を踏まえて本学の個性・特色を加味しながら定めている。今後も引続き、社会情勢、高等教育行政の動向及び教育現場における潜在的ニーズの変化等を踏まえ、継続的に自己点検・評価を行い、時代に沿った使命・目的及び教育目的等の見直しを図っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的及び教育目的（教育目標）については、学則、「大学院学則」に記されている学科及び大学院研究科・専攻ごとに養成する人材や学術研究への指向等を踏まえて定めている。なお、学則、「大学院学則」の改正は、各学科・大学院研究科の「教授会議」「学科会議」及び「大学院教育検討委員会」等で検討した内容を「管理運営会議」教授会「大学院委員会」等を経て、寄附行為の定めに従い「評議員会」であらかじめ意見を聞き理事会で決定している。【資料 1-2-1】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-1】 学院 寄附行為 第 25 条

1-2-② 学内外への周知

使命・目的及び教育目的（教育目標）については、「建学の精神」「教学の理念」とともに「学生便覧」「通信制大学院ガイド」及び大学ホームページで広く学内外に周知している。また、「建学の精神」「教学の理念」については、学内においても掲示している。

特に「建学の精神」「教学の理念」は、昭和 53(1978)年竣工の 1 号館の階段踊り場に「建学の精神」で謳われる「和」の文字を刻印しており、2 号館の外壁にも「教学の理念」の「心」の文字を掲げている。更に大学案内にも「建学の精神」「教学の理念」を掲載しており、本学を志願する者を含め広く周知している。【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】
【資料 1-2-5】【資料 1-2-6】

図 1-2-1 1 号館の「和」



図1-2-2 2号館の「心」



【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-2】 STUDENT GUIDE 2020 学生便覧（3～6 ページ）

【資料 1-2-3】 通信制大学院ガイド（3～5 ページ）

【資料 1-2-4】 大学ホームページ（建学の精神、教学の理念、教育目的）

【資料 1-2-5】 学内掲示物（建学の精神、教学の理念、目的、教育目標）

【資料 1-2-6】 大学案内（建学の精神、教学の理念）

1-2-③ 中長期的な計画への反映

「経営改善計画」は、平成 24(2012)年度から平成 28(2016)年度の 5 年間を第 1 期とし、平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度の 4 年間を第 2 期として策定しており、その進捗状況は「進捗状況確認表」として取りまとめ理事会「評議員会」に報告している。

使命・目的及び教育目的（教育目標）の「経営改善計画」への反映として、第 1 期は「建学の精神」「教学の理念」に基づく教学改革を掲げ、平成 24(2012)年度に看護学科、平成 25(2013)年度に鍼灸学科及び柔道整復学科の教育課程の変更を行った。また、第 2 期は、学生数の確保、附属病院の経営改善、人件費比率の改善及び経費削減の 4 つを重点課題とし、財務計画に基づく経営改善に努めた。

今回の私立学校法の一部改正を受け、令和 2(2020)年度から令和 6(2024)年度の 5 ヶ年について、大学機関別認証評価の基準をもとに「中期的な計画」を策定している。【資料 1-2-7】

【資料 1-2-8】 【資料 1-2-9】 【資料 1-2-10】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-7】 学校法人明治東洋医学院 経営改善計画（平成 24 年度～28 年度）

【資料 1-2-8】 学校法人明治東洋医学院 経営改善計画（平成 27 年度～令和 2 年度）

【資料 1-2-9】 学校法人明治東洋医学院 経営改善計画進捗状況確認表
（令和元年度実績）

【資料 1-2-10】 学校法人明治東洋医学院 中期的な計画（令和 2 年～6 年度）

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

使命・目的は学則、「大学院学則」に定めており、これらに従い各学科及び大学院研究科・専攻では、それぞれ「教育目標」を定めている。更にこれらを踏まえ、各学科及び大学院

研究科では三つのポリシーを策定し、大学ホームページにて公表し周知を図っている。

学校教育法施行規則の一部改正により、平成 28(2016)年度には三つのポリシーを一貫性あるものに見直し、更に平成 29(2017)年度には看護学科の教育課程の変更を、平成 30(2018)年度には鍼灸学科、柔道整復学科及び大学院の教育課程の変更を行った。なお、救急救命学科については、平成 29(2017)の開設時に一貫性のある三つのポリシーを設定のうえ教育課程を編成している。【資料 1-2-11】【資料 1-2-12】【資料 1-2-13】【資料 1-2-14】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 1-2-11】 管理運営会議 議事録（平成 28 年度 第 7 回）

【資料 1-2-12】 管理運営会議 議事録（平成 29 年度 第 6 回）

【資料 1-2-13】 管理運営会議 議事録（平成 28 年度 第 12 回）

【資料 1-2-14】 大学ホームページ（三つのポリシー）

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

「建学の精神」「教学の理念」に基づく医療人を育成するため、鍼灸学科、柔道整復学科、救急救命学科及び看護学科の 4 学科並びに大学院鍼灸学研究科、保健医療学研究科の 2 研究科をもって、図 1-2-3 のとおり教育研究組織を整備している。各学科及び大学院研究科では、組織的かつ効果的な教育が期待できる教員数を確保し、講義、演習及び実技実習を行っている。また、各学科では講座制を採用し、それぞれの学問領域における専門的な教育研究を行うとともに、教養教育（基礎教養）及び専門基礎教育（基礎医学、臨床医学）については「医学教育研究センター」をもって学部横断的に教育を担っている。【資料 1-2-15】

平成 26(2014)年度の認証評価の受審において「改善を要する点」として指摘のあった「医学教育研究センター」の組織的な取組みや運営上の責任体制については、平成 27(2015)年度に「医学教育研究センター教授会議規程」を制定し、医学教育研究センター長のもと定期的に「教授会議」を開催し、教養教育及び専門基礎教育の教授内容、入学前教育及び初年次教育等の学修支援の検討を行っている。【資料 1-2-16】【資料 1-2-17】

平成 30(2018)年度からは、教育組織として「医学教育研究センター」所属の教員をそれぞれ各学科に配属し、各々の「教授会議」「学科会議」に出席させることで、各学科の課題解決に協力させている。【資料 1-2-18】

また、キャンパス内には、附属病院、附属鍼灸センター、附属メディカル MR センター及び附属東洋医学研究所等を併設し、東西両医学を融合した教育研究に適した組織体制を構築しており、各学科及び大学院研究科の実習施設としても活用している。

【エビデンス集（資料編）】

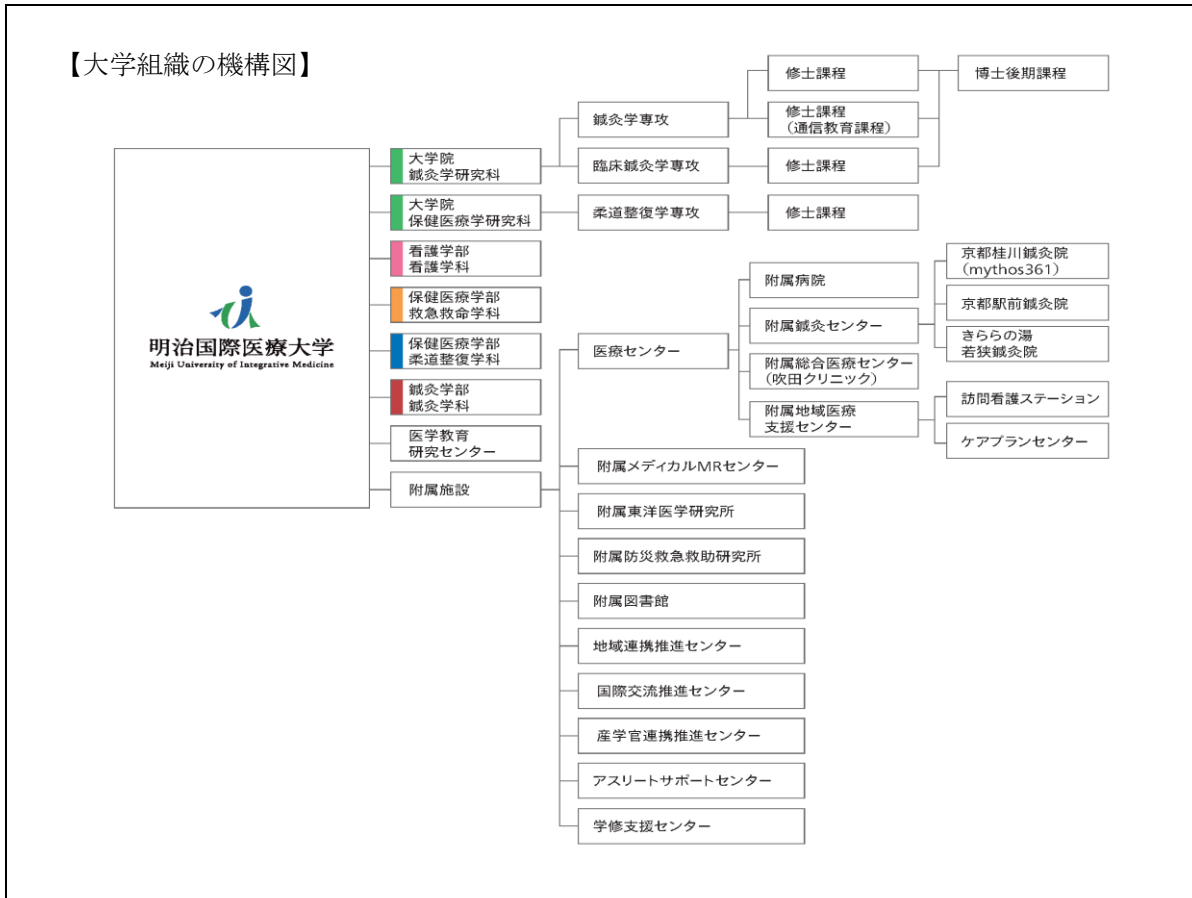
【資料 1-2-15】 令和 2 年度 教員組織表

【資料 1-2-16】 大学 医学教育研究センター教授会議規程

【資料 1-2-17】 医学教育研究センター教授会議 議事録（令和元年度 第 8 回）

【資料 1-2-18】 令和 2 年度 教育組織表

図 1-2-3 大学組織の機構図



(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的（教育目標）については、「建学の精神」「教学の理念」を踏まえて、学科及び大学院研究科・専攻ごとに「教育目標」を定め、更に三つのポリシーに一貫性を持たせて反映している。これらは教育課程との整合性を保ちつつ、社会情勢、高等教育行政の動向及び教育現場における潜在的ニーズの変化等を考慮しながら自己点検・評価を行い、継続的に見直していく。また、これらの見直しには、学長を中心とした教学部門と、理事長を中心とした管理部門の双方が関与し、使命・目的及び教育目的に沿った教育研究組織の変更にも努めていく。なお、今回の改正私立学校法の施行により、事業計画及び事業に関する「中期的な計画」の策定にあたっては、認証評価の結果を踏まえ取組んでいくこととする。

【基準1の自己評価】

使命・目的及び教育目的（教育目標）は、学則、「大学院学則」に簡潔に明文化されており、「建学の精神」「教学の理念」をはじめ、これらは「大学案内」「学生便覧」「通信制大学院ガイド」等の印刷物や、学内掲示、大学ホームページ等をもって広く学内外に周知している。また、「建学の精神」「教学の理念」を踏まえて、本学の個性・特色は使命・目的及び教育目的に反映されており、今後も社会情勢、高等教育行政の動向、教育現場におけ

る潜在的ニーズの変化等と照らし合わせながら自己点検・評価していく。

使命・目的及び教育目的は、役員及び教職員が関与し支持している。また、学校教育法施行規則の一部改正に伴い、三つのポリシーを一貫性あるものに見直し、三つのポリシーを反映した教育課程を編成している。

使命・目的及び教育目的を達成するための教員数を十分に確保して、「教育目標」の実現に努めている。また、各学科を講座制とし、教養教育（基礎教養）及び専門基礎教育（基礎医学、臨床医学）を教授する「医学教育研究センター」を設置し、学部横断的かつ柔軟な体制整備に努めている。更に必要な附属施設を併設し、東西両医学の教育研究活動の発展・充実に努めている。

以上から基準項目ごとの各評価の視点から総合的に判断した結果、基準1を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

平成 19(2007)年度にアドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）を制定し、当該ポリシーに沿った学生の受入れに努めている。また、文部科学省「大学入学者選抜実施要項について（通知）」等に従い、「入学試験管理委員会」においてアドミッション・ポリシーを継続的に見直し、大学の意思決定機関である「管理運営会議」において審議され、学長が決定している。なお、平成 28(2016)年度、令和 2(2020)年度において適宜アドミッション・ポリシーを改定した。【資料 2-1-1】【資料 2-1-2】

「建学の精神」「教学の理念」に掲げる東西両医学を有機的に関連づけ心豊かな医療人を育成するため、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとともに、学科及び大学院研究科ごとにアドミッション・ポリシーを定めている。また、各アドミッション・ポリシーは、大学ホームページや学生募集要項に掲載するなど、広く社会に周知するとともに、オープンキャンパスや学外での進学相談会において受験生や保護者等にも周知している。更に大学入学時までには修得しておくことが望ましい事項を学生募集要項に明記し、併せて入学前教育においても周知を図ることとしている。【資料 2-1-3】【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】【資料 2-1-6】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-1-1】 令和 2 年度 大学入学者選抜実施要項について（通知）

【資料 2-1-2】 管理運営会議 議事録（令和元年度 第 11 回）

【資料 2-1-3】 2021 年 学生募集要項（2、3 ページ）

アドミッション・ポリシー

【資料 2-1-4】 2021 年度 鍼灸学研究科 学生募集要項

2021 年度 保健医療学研究科 学生募集要項

2021 年度鍼灸学研究科 通信教育課程（修士課程）募集要項
（各 1 ページ） アドミッション・ポリシー

【資料 2-1-5】 大学ホームページ（アドミッション・ポリシー）

【資料 2-1-6】 令和 2 年度 入学前教育の実施について

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

「入学試験実施規程」に基づく「入学試験管理委員会」において、学生募集要項の内容、試験実施の妥当性、指定校の選定等を協議するとともに、「学力検査専門委員」「入試問題

校正委員」を置き、入試問題の作成・校正と採点を大学自らで行っている。また、学力検査、面接、ディスカッション、小論文及び調査書等をもって試験を行い、合否判定は「入学試験管理委員会」においてあらかじめ審議し、「教授会」の意見を聞き学長が決定している。【資料 2-1-7】

入試区分は、「総合型選抜 AO 入試」「学校推薦型選抜公募推薦入試」「学校推薦型選抜指定校推薦入試」「一般選抜一般入試」「一般選抜共通テスト利用入試」「総合型選抜明医同窓入試」「総合型選抜社会人入試」「総合型選抜スポーツスカラシップ入試」の 8 区分に加え、「留学生試験」「編入学試験」があり、試験科目等は入試区分ごとに学生募集要項に記載している。なお、文部科学省 大学入学者選抜実施要項において、学力を構成する主要な三つの要素を把握することが求められており、表 2-1-1 のとおり評価している。

表 2-1-1 学びの 3 要素の評価方法

	学科試験 学習到達度検査	小論文	ディスカッション	面接	調査書
知識・技能	○	○			○
思考力・判断力 表現力	○	○	○	○	
主体性・多様性 協働性			○	○	○

アドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜を公正に行っているが、特に「AO 入試」では、「本学のアドミッション・ポリシーにあてはまる者」を出願資格とするとともに、オープンキャンパスに参加し、模擬授業及び個別相談を必ず受けることを求めている。また、あらかじめ提示した課題について複数名の受験生が討論する「ディスカッション」を試験科目として課している。更にスポーツ課外活動で優秀な成績を収めた者を対象とする「スポーツスカラシップ入試」や卒業生の子息、息女や在学生の兄弟姉妹を受入れる「明医同窓入試」や「社会人入試」など幅広く学生を受入れる工夫を施している。

「公募推薦入試」「指定校推薦入試」では、調査書（成績証明書）を試験科目としており、「AO 入試」「スポーツスカラシップ入試」「明医同窓入試」でも調査書を出願書類としたうえで、面接での重要な資料として活用している。また、「共通テスト利用入試」以外のすべての入試において個人面接を課し、医療人としての適性を含めて合否判定を行っている。

勉学の奨励を目的とした「特待生選抜制度」は、「一般入試」「共通テスト利用入試」の A 日程の学科試験の成績をもって選考しており、「AO 入試」「公募推薦入試」等で既に入学が決まっている学生も「特待生選抜」の選考に加わることができ、早期の入学予定者の勉学へのモチベーション維持に役立てている。また、早期に入学を決定している者には、入学前教育への参加を促している。【資料 2-1-8】【資料 2-1-9】

入学生の意識調査として、毎年 4 月に「入試広報アンケート」を実施しており、アンケートの集計結果は、「管理運営会議」「広報会議」で報告している。なお、本学を選んだ主な理由として「希望の学科があること」「取得できる資格に魅力があること」「施設・設備が整っていること」等が掲げられており、「強化指定クラブ」も一定の希望者を集めている。

【資料 2-1-10】 【資料 2-1-11】 【資料 2-1-12】

鍼灸学科、柔道整復学科及び看護学科では、編入学試験を実施している。各学科の専門領域もしくは関連領域を修めたものを対象とし、2年次又は3年次に編入させ、高度で実践的な医療技術を持った人材を育成している。

大学院の鍼灸学研究科及び保健医療学研究科では、専攻ごとにアドミッション・ポリシーを定めており、当該ポリシーに沿った公正な入学者選抜に努めている。また、試験科目として、研究に必要な知識を評価する「専門科目試験」、国際的な研究活動に不可欠な「外国語試験」のほか、研究意欲やコミュニケーション能力を評価する「口頭試問」を課している。合否判定は、「大学院教育検討委員会」にてあらかじめ審議し、「大学院委員会」の意見を聞き学長が決定している。

なお、身体に障がいのある受験生のうち特別な配慮を要する者には、事前に入試事務室に照会するよう学生募集要項に明記しており、聴覚障がいのある学生の受入れや、弱視の受験生に対して拡大文字による試験問題を準備した事例がある。【資料 2-1-13】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-1-7】 大学 入学試験実施規程

【資料 2-1-8】 2021 年度 明治国際医療大学 学生募集要項 【資料 F-4】 と同じ

【資料 2-1-9】 2021 年度 学校推薦型選抜 指定校推薦入試 学生募集要項
【資料 F-4】 と同じ

【資料 2-1-10】 2020 年度入学生 入試広報アンケート結果について

【資料 2-1-11】 管理運営会議 議事録（令和 2 年度 第 3 回）

【資料 2-1-12】 大学広報会議 議事録（令和 2 年度 第 1 回）

【資料 2-1-13】 2021 年度 鍼灸学研究科 学生募集要項

2021 年度 鍼灸学研究科 通信教育課程（修士課程）募集要項

2021 年度 保健医療学研究科 学生募集要項

【資料 F-4】 と同じ

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

大学全体の入学定員充足率は、平成 18(2006)年度を境に 100%を下回り、平成 26(2014)年度には 67%まで低下した。このような状況から平成 26(2014)年度に鍼灸学科及び柔道整復学科の入学定員をそれぞれ 80 人から 50 人、60 人から 40 人に減じるとともに、平成 29(2017)年度から救急救命学科を入学定員 50 人で開設した。更に令和元(2019)年度からは、看護学科の入学定員を 60 人から 80 人に増員した。なお、平成 30(2018)年度からは、大学全体の入学定員は充足している。

鍼灸学科は、競合校の増加と 18 歳人口の減少から、平成 19(2007)年度から入学定員が充足していない。収容定員も平成 20(2008)年度を境に 100%を下回っている。

柔道整復学科は、平成 16(2004)年度開設以来、入学定員が充足しない時期が続いたが、平成 27(2015)年度から入学定員を充足傾向にあり、平成 30(2018)年度を除き充足できている。

救急救命学科は、平成 29(2017)年度の開設年度は定員充足に至らなかったものの、翌年

度以降は定員を充足している。

看護学科は、開設 3 年目の平成 20(2008)年度から入学定員を充足してきたが、入学定員を 60 人から 80 人に増員した令和元(2019)年度は定員充足に至らなかったものの、翌年度は定員を充足している。

大学院は、平成 3(1991)年度に鍼灸学研究科鍼灸学専攻として修士課程を入学定員 8 人で開設し、平成 6(1994)年度には博士後期課程を入学定員 4 人で開設した。更に平成 17(2005)年度には修士課程の入学定員を 8 人から 16 人に増員した。平成 23(2011)年度には、修士課程に通信教育課程を入学定員 16 人で開設するとともに、通学制の修士課程について鍼灸学専攻の定員 16 人を 8 人に減員し、臨床鍼灸学専攻を入学定員 8 人で開設した。また、令和元(2019)年度には鍼灸学専攻の定員 4 人を減員し、保健医療学研究科を定員 4 人で開設した。なお、鍼灸学科等の在学生数の減少から、現在では大学院の入学定員及び収容定員は充足できていないが、個別の研究指導を必要とする点等を鑑み、教育研究を行う環境は確保できている。【資料 2-1-14】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-1-14】 認証評価共通基礎データ様式（大学用）

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

文部科学省が進める令和 3(2021)年度の高次接続改革に対応し、引続き公平・公正な選抜が行えるよう努める。特に令和 3(2021)年度は、制度変更後はじめての入試となるため、志願者や保護者、高等学校等に対して十分な告知を行ったうえで適正な入学者選抜を行う。併せて入試結果の分析にも努め、入試区分ごとでアドミッション・ポリシーに沿った人材が選抜できているかを検証し、PDCA サイクルを回していく。

一方、安定的な経営を念頭に救急救命学科の入学定員を令和 3(2021)年度から 50 人から 80 人に増員する準備を進めている。また、令和 2(2020)年度において唯一定員が充足していない鍼灸学科では、オープンキャンパス等をもって志願者に鍼灸学科の魅力をアピールするとともに、令和元(2019)年度に発足した「メディカルアスレチックトレーナー制度」を活用して志願者の掘り起こしを図る。

大学院では、鍼灸学科在学中の学生に対して、各教員の研究成果の報告等を積極的に行い、大学院への進学を意識させるとともに、現在行っている「大学院説明会」や関連学会学術大会等での相談ブースの開設をより積極的に行い、本学大学院での教育研究の魅力ある特徴を理解してもらえよう働きかけを更に増やして、志願者の獲得に繋げる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生の生活及び生活環境に関する諸問題を検討し充実を図るため、各学部長、教学部長、学生部長及び事務局長等をもって「学生支援委員会」を組織し、学生支援の方針、計画及び実施体制等を検討している。また、各学科学年に教員が担当する「学年アドバイザー」「学生アドバイザー」を複数人配置している。これら「学年アドバイザー」「学生アドバイザー」は、学生の出席状況や履修状況等を把握し、必ず年1回以上すべての学生と個人面談を行うとともに、教員と学生支援課、教務課等が連携を図りながら、学修や学生生活等について相談やアドバイスをを行っている。また、学生支援に関する協議や情報交換のため、学生支援課及び教務課職員も参加する「アドバイザーミーティング」を定期的で開催し、教職協働体制で学生支援の充実に努めている。なお、4年生1人～5人に対し「卒業研究指導教員」1人がつき、国家試験対策や就職指導等のきめ細かな対応を行っている。【資料 2-2-1】【資料 2-2-2】【資料 2-2-3】

学修支援としては、「Active Portal（学修支援システム）」を Web 上に開設し、時間割やシラバスの閲覧、休講・補講・試験日程等の情報を発信するとともに、履修登録をはじめ履修・出席状況や成績を確認できる環境を整えている。なお、これらの情報は、教員・事務職員はじめ、保護者に対してもインターネットを通じて確認できる旨を伝え、大学と保護者の連携が密になるよう努めている。このほか、大学からの緊急連絡や科目担当者からの伝達事項は、「G-mail」「Melly（学内 SNS）」をもって行っている。【資料 2-2-4】

また、AO 入試等の早期入試での入学予定者を対象として、入学までに複数回登校させる入学前教育を行っている。入学前教育では、課題の配付及び解説を行うとともに、「学修到達度試験」を行い、基礎学力や学習意欲の向上に努めている。また、入学後には、専門教育への円滑な接続ができるよう、初年次教育を行っている。【資料 2-2-5】【資料 2-2-6】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-2-1】 大学 学生支援委員会規程

【資料 2-2-2】 令和 2 年度 学年・学生アドバイザー担当者表

【資料 2-2-3】 アドバイザーの役割と職務上のガイドライン

【資料 2-2-4】 STUDENT GUIDE 2020 学生便覧（36～38 ページ）

伝達・連絡 Active Portal

【資料 2-2-5】 令和 2 年度 入学前教育の実施について

【資料 2-2-6】 初年次教育（シラバス）

表 2-2-1 教職協働による学修支援体制

	学修支援内容	関連部署
入学前教育	学修到達度試験の実施（英語・国語・数学） 各学科独自の課題配付・解説	学科教員、IR 推進室 教務課、入試課
初年次教育	新入生オリエンテーションの実施 入学時保護者説明会の実施 「大学の教育と研究」「基礎ゼミ」「学習技法」 大学院新入生オリエンテーションの実施	学科教員 教務課、学生支援課
専門教育	履修ガイダンス	学科教員、教務課
学修支援	オリエンテーションの実施、履修指導 国家試験・資格試験の指導 実習オリエンテーションの実施 地域交流（ボランティア）の実施	学科教員、IR 推進室 地域連携推進センター 教務課、学生支援課

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

教育活動を支援するため「ティーチング・アシスタント規程」を制定し、全学的な TA (Teaching Assistant) 制度を構築している。鍼灸学研究科及び保健医療学研究科の大学院生を TA に採用し、講義や実技実習の補助者として活用している。TA 制度は、教育活動の支援とともに、大学院生である TA 自身の教育指導者としてのトレーニング機会となっている。【資料 2-2-7】【資料 2-2-8】【資料 2-2-9】【資料 2-2-10】

救急救命学科では、上級生が実習補助者となり下級生の実習をサポートする「SA (Student Assistant) 制度」を導入している。本学独自の「SA 制度」は、特に「ライフセービング実習」等において学生が切磋琢磨しながら学ぶ機会となり、学生間のコミュニティを作る原動力となっている。【資料 2-2-11】【資料 2-2-12】

「学修支援センター」では、令和元(2019)年度から同センター長に加え学修支援センター長補佐を配置し、放課後に予習、復習と不得意科目の克服等を支援している。また、成績が優秀な上級生を「ピアサポーター」に採用し、下級生に対する補習や復習をサポートさせている。なお、「ピアサポーター」には、「学修支援日誌」の記録や定期的なミーティングを行うことで指導内容の改善に努めている。【資料 2-2-13】【資料 2-2-14】

すべての教員がオフィスアワーを設けており、シラバスに明記するとともに研究室前にも掲示等を行っている。また、オフィスアワー以外にも、学科内の自習スペース等で学修サポートを行っている。【資料 2-2-15】

学業に支障をきたす予兆として欠席数の増加がみられることから、「Active Portal」の出欠管理システムを活用し、科目担当者や「学年アドバイザー」「学生アドバイザー」が出欠把握に努め、必要に応じて個別面談を行っている。なお、個別面談の結果等は「アドバイザーミーティング」で情報共有し、必要に応じて原因の分析、改善方策の検討等を行い、「学生指導報告書」及び「学籍異動経緯書」をもって学長へ報告している。更に中途退学、

休学及び留年に繋がる恐れがある場合には、保護者面談を行うなど休退学者等の抑制に努めている。また、各「学科会議」等にもこれらの結果や指導状況を報告しており、情報の共有化に努めている。【資料 2-2-16】【資料 2-2-17】【資料 2-2-18】【資料 2-2-19】

障がいのある学生への配慮として、聴覚障がいのある学生に対し、講義室での教員の声が字幕でリアルタイムにパソコンへ表記されるアプリ「UD トーク」を利用している。【資料 2-2-20】

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 2-2-7】 大学 ティーチング・アシスタント規程
- 【資料 2-2-8】 大学 ティーチング・アシスタントに関する内規
- 【資料 2-2-9】 大学 ティーチング・アシスタントの募集方法及び選考基準
- 【資料 2-2-10】 平成 31 年度 ティーチングアシスタント申請書提出一覧
- 【資料 2-2-11】 令和 2 年度 SA 募集要項
- 【資料 2-2-12】 管理運営会議 議事録（平成 30 年度 第 6 回）
- 【資料 2-2-13】 令和元年度 「学修支援センター」 学修支援日誌（様式）
- 【資料 2-2-14】 令和元年度 「学修支援センター」 活動報告書
- 【資料 2-2-15】 シラバス（オフィスアワーの記載）
- 【資料 2-2-16】 学生指導報告書（様式）
- 【資料 2-2-17】 学籍異動経緯書（様式）
- 【資料 2-2-18】 アドバイザーの役割と職務上のガイドライン
- 【資料 2-2-19】 アドバイザーミーティング（令和元年度 第 7 回）
- 【資料 2-2-20】 UD トークについて

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援体制の強化として、「学年アドバイザー」「学生アドバイザー」を中心に学科教員と教務課、学生支援課の担当者等が密に連携し、「Active Portal」を積極的に活用しながら学生の成績や動態を引続き詳細に把握していく。加えて「アドバイザーミーティング」をもって大学全体で情報の共有化を図るとともに休学・退学に繋がる原因の分析・改善策の検討を行い、中途退学者、休学者及び留年者の抑制に努めていく。また、「学修支援センター」における「ピアサポーター」の活動、TA、SA の活用など、学修支援体制の更なる充実に努めるとともに、オフィスアワーを積極的に推進し、更なる学修支援の充実に傾注していくこととしている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

各学部長、学科長、各大学院研究科長、教学部長及び学生部長等をもって「キャリア教

育・進路支援委員会」を組織しており、学生のキャリア教育及び進路選択の支援とともに、就職開拓や同窓会（OB）との連携を図っている。【資料 2-3-1】

各学科の取組みとして、鍼灸学科及び柔道整復学科では、1 年次に「アーリー・エクスポージャー」を附属病院はじめ各医療施設で実施し、学習意欲と職業意識の向上に繋げている。また、3 年生と 4 年生を対象に「関西鍼灸系 4 大学合同就職説明会」を森ノ宮医療大学、関西医療大学及び宝塚医療大学と連携して開催している。更に全学年を対象とした「卒業生講演会」を開催し、職業意識の向上を図っている。【資料 2-3-2】【資料 2-3-3】【資料 2-3-4】【資料 2-3-5】

救急救命学科では、キャリア教育の一環として、1 年次には一般社会常識や論理的思考力の習得を図る「キャリアデザイン」を、2 年次には経済的リテラシーの習得を図る「キャリア教育Ⅰ」を、3 年次には歴史的リテラシーの習得を図る「キャリア教育Ⅱ」を配置している。更に 4 年次には「キャリア教育Ⅲ」により政治経済における総合的な知識を習得させることとしている。また、キャリア支援として、カリキュラム外に 3 年生を対象とした「キャリアアップ講座（公務員試験対策講座）」を十数回開講するとともに、論文・エントリーシートの記載指導や個人面談を行っている。更に公務員試験対策模擬試験を継続的に実施することで、成績に応じた個別指導を行うとともに、模擬試験で正答率が低い「数的推理」を中心に対策講座を行っている。このほか消防機関、自衛隊、警察、海上保安庁及び民間救急搬送会社の採用担当者による「採用説明会」を学内で開催し、下級生も含めた職業意識の向上を図っている。なお、全国 726 の消防本部と 436 の市役所に求人情報の提供を求めるなど、積極的な情報収集にも努めている。【資料 2-3-6】【資料 2-3-7】【資料 2-3-8】【資料 2-3-9】【資料 2-3-10】【資料 2-3-11】

看護学科では、1 年次に「アーリー・エクスポージャー（早期臨床体験学習）」を実施し、入学直後に医療現場に直接触れることで看護学生としての自覚を養っている。また、「保健師コース」「助産師コース」選択前の 2 年次と、隣地実習前の 3 年次には、卒業生による「キャリア講演会」を開催している。なお、看護学部では、在学中に医療法人からの奨学金を得ている学生が 18%在籍しており、全国の病院等からも例年 540 件程度の求人が寄せられている。【資料 2-3-12】【資料 2-3-13】【資料 2-3-14】

大学事務局の隣に「キャリア支援室」を開設し、就職・進学をサポートしている。「キャリア支援室」には、学生支援課の担当者が常駐しており、求人情報の開示、履歴書・エントリーシートの記載指導及び進路相談等を行っている。また、パソコンやスマートフォンから求人情報が検索できるシステム「求人検索 NAVI」を導入するとともに、1 年次からオリエンテーションにて「キャリア入門講座」、2 年次からは「キャリアガイダンス」を行っており、就職活動で必要な情報が記載されている「就活支援ブック」等を活用しキャリアサポートに努めている。【資料 2-3-15】【資料 2-3-16】【資料 2-3-17】【資料 2-3-18】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-3-1】 大学 キャリア教育・進路支援委員会規程

【資料 2-3-2】 令和元年度 関西鍼灸系 4 大学合同就職説明会 参加事業所一覧

【資料 2-3-3】 シラバス「はり・きゅう臨床実習Ⅰ」

【資料 2-3-4】 シラバス「キャリアデザイン」

- 【資料 2-3-5】 令和元年度 柔道整復学科「卒業生講演」 実施計画
- 【資料 2-3-6】 シラバス「キャリアデザイン」
- 【資料 2-3-7】 シラバス「キャリア教育Ⅰ」
- 【資料 2-3-8】 シラバス「キャリア教育Ⅱ」
- 【資料 2-3-9】 シラバス「キャリア教育Ⅲ」
- 【資料 2-3-10】 令和元年度 救急救命学科「キャリア支援」 実施計画
- 【資料 2-3-11】 救急救命学科 求人依頼事業所一覧
- 【資料 2-3-12】 令和元年度 アーリー・エクスポージャー実施要領（看護学科）
- 【資料 2-3-13】 令和元年度 看護学科 キャリア教育講演会（保健師・助産師）実施要領
- 【資料 2-3-14】 令和元年度 看護学科 キャリア教育講習・講演会（保健師・助産師）
実施計画
- 【資料 2-3-15】 STUDENT GUIDE 2020 学生便覧（74 ページ）キャリア支援室
- 【資料 2-3-16】 求人検索 NAVI 学生利用マニュアル
- 【資料 2-3-17】 令和元年度 1年生のためのキャリア入門講座
- 【資料 2-3-18】 令和元年度 在学生のためのキャリアサポートガイダンス

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

医療系国家資格の取得を目指す学生には、インターンシップ相当の臨地実習が義務付けられており、在学中から将来の職業に対する意識は比較的高い。今後も国家試験対策とともにキャリア教育にも力を入れ、学生自らが卒業後のキャリアを考え学修する環境を整えていく。また、学科ごとの求人情報の収集にも積極的に努め、学生個々の希望に沿った就職指導が行える体制を更に整えていく。

令和 2(2020)年度に完成年度を迎える救急救命学科については、第 1 期生としての職業意識を高め、既設校に劣らない支援体制のもと、個々の希望に沿った就職指導が行えるよう努めていく。

大学院においては、専門学校等の教員職に就く大学院生も多いので、TA を通じて積極的に教育能力を培い、鍼灸臨床に就く大学院生に対しては、本学附属治療施設での研修を通して臨床能力を更に伸ばすとともに、大学院修了に見合った研究施設、鍼灸院、病院や診療所等の就職口の開拓を更に進めていく。

2-4 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

学生生活をより一層有意義なものにするため、「学年アドバイザー」「学生アドバイザー」が科目担当者及び学生支援課、教務課等と連携しながら、学業、経済、健康及び進路等の諸問題について相談・助言を行っている。また、社会人、編入学生に対しても、要望に応

じ履修指導や個人面談を行っている。

年度はじめのオリエンテーションでは、心身ともに健康で充実した学生生活を送れるよう全学年を対象に定期健康診断を行っている。また、保健室の役割を附属病院が担うこととしており、日々の怪我や病気の応急処置のほか予防接種や簡易検査を行っている。なお、附属病院受診に際して「医療費減免制度」を設け、医科・歯科別に月額 10,000 円を上限に補助を行っている。また、併設の附属鍼灸センターでも、治療費の 70%を減免して鍼灸施術を行っている。【資料 2-4-1】【資料 2-4-2】【資料 2-4-3】【資料 2-4-4】

学生生活で悩みを抱える学生に対して、「学年アドバイザー」「学生アドバイザー」や学生支援課の担当者による悩み相談を行っているが、更に専門的な支援が必要な学生には「こころの相談室」において臨床心理士（週 1 回の非常勤）によるカウンセリングを予約制で行っている。更に医師の診断が必要な場合には、附属病院の神経科等の受診を勧めるなどメンタルヘルスに配慮した環境を整えている。なお、令和元(2019)年度における「こころの相談室」の相談件数は延べ 66 件であった。【資料 2-4-5】

学生等が相互に個人として尊重され、快適な環境のもとで教育・研究及び修学に従事できるよう「ハラスメント防止対策に関する規則」「ハラスメント防止対策委員会規程」を制定し、ハラスメントの防止と対策のため相談窓口（相談員）を配置している。また、ハラスメント事例の発生時には「ハラスメント防止対策委員会」で検討し、問題解決に取り組んでいる。なお、令和元(2019)年度におけるハラスメントの相談件数は延べ 3 件であった。

【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】【資料 2-4-8】【資料 2-4-9】【資料 2-4-10】

奨学金等の経済支援として、「日本学生支援機構奨学金」「明治東洋医学院奨学金」看護師等修学資金（通称 病院等奨学金）等があり、令和元(2019)年度の利用者数は表 2-4-1 のとおりである。また、令和 2(2020)年度から始まった高等教育の修学支援制度の給付奨学金の受給者数は、表 2-4-2 のとおりである。【資料 2-4-11】【資料 2-4-12】【資料 2-4-13】【資料 2-4-14】【資料 2-4-15】【資料 2-4-16】

表 2-4-1 奨学金の利用者数

奨学金の種類	第 1 種	第 2 種	合計
日本学生支援機構奨学金	174 人	267 人	341 人
明治東洋医学院奨学金	0 人	14 人	14 人
看護師等修学資金	51 人		51 人
自治体による就学支援金（看護）	39 人		39 人

表 2-4-2 給付型奨学金の受給者数

学 科	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	合計
鍼灸学科	7 人	0 人	5 人	2 人	14 人
柔道整復学科	8 人	3 人	4 人	2 人	17 人
救急救命学科	7 人	9 人	4 人	3 人	23 人
看護学科	13 人	6 人	8 人	5 人	32 人
合 計	35 人	18 人	21 人	12 人	86 人

大学教育で重要な位置を占める課外活動を支援するため「課外活動委員会規程」を制定し、体育系及び文科系の各クラブの課外活動費の予算配分やクラブ活動・サークル活動に関する意見交換を行い、課外活動の活性化に努めている。【資料 2-4-17】【資料 2-4-18】

「強化指定クラブ」10 競技は競技力向上を目的とし、その他の公認クラブ・サークルは学生間の親睦を深めることを目的に活動しており、クラブ・サークルへは学部学生・大学院生のいずれもが所属している。なお、内訳は表 2-4-3 のとおりである。また、各クラブの試合結果や活動状況は大学ホームページ等で学内外に広報しており、クラブの運営活動費は、課外活動費のほか「教育振興会」からの補助金により賄っている。【資料 2-4-19】【資料 2-4-20】

各学科学年のクラスに「クラス委員」を配置し、クラス内の親睦のため「クラス懇談会」を毎年 1 回開催している。「クラス懇談会」開催にあたっては、大学から学生ひとり 1,500 円を支出しており、「教育振興会」からも支援金 1,500 円が補助されている。また、大学祭「たには祭」開催にあたっては、大学が 50 万円を支出し、「教育振興会」からも協賛金 50 万円が支出されている。【資料 2-4-21】【資料 2-4-22】【資料 2-4-23】

表 2-4-3 クラブ・サークル一覧

	団 体 名
強化指定クラブ	陸上競技部、女子サッカー部、男子サッカー部、女子柔道部、男子柔道部、女子バレーボール部、男子バレーボール部、女子剣道部、男子バスケットボール部、準硬式野球部
体育系クラブ	アスレチックトレーナー部、少林寺拳法部、ハンドボール部、レスキューパラメディック部、ライフセービング部
文化系クラブ	軽音楽部、茶道部
サークル	ゴルフサークル、テニスサークル、バドミントンサークル、バスケットサークル、映画研究サークル、漢方研究サークル、写真サークル、書道サークル

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-4-1】 令和元年度 定期健康診断実施集計

【資料 2-4-2】 学院 明治国際医療大学附属病院における医療費等の減免取扱要領

【資料 2-4-3】 令和元年度 医療費減免制度の実績

【資料 2-4-4】 令和元年度 附属鍼灸センター学生受診数

【資料 2-4-5】 令和元年度 こころの相談室の実績

(令和元年度 相談件数と内容に関する報告)

- 【資料 2-4-6】 学院 ハラスメント防止対策に関する規則
- 【資料 2-4-7】 大学 ハラスメント防止対策委員会規程
- 【資料 2-4-8】 大学 相談窓口及び調査・調整小委員会に関する申し合わせ
- 【資料 2-4-9】 大学ハラスメント防止対策委員会委員と相談窓口・相談員の構成
- 【資料 2-4-10】 ハラスメント相談窓口・相談員一覧
- 【資料 2-4-11】 学院 奨学金規程
- 【資料 2-4-12】 学院 明治国際医療大学附属病院看護学生奨学金貸与規程
- 【資料 2-4-13】 令和元年度 奨学金貸与状況（日本学生支援機構）
- 【資料 2-4-14】 令和元年度 奨学金貸与状況（明治東洋医学院）
- 【資料 2-4-15】 令和元年度 奨学金貸与状況（看護師等修学支金）
- 【資料 2-4-16】 令和元年度 高等教育の就学支援新制度（給付型奨学金制度）の奨学金受給者一覧
- 【資料 2-4-17】 大学 課外活動規則
- 【資料 2-4-18】 大学 課外活動委員会規程
- 【資料 2-4-19】 令和元年度 課外活動予算・実績報告
- 【資料 2-4-20】 令和元年度 教育振興会 予算・決算・収支簿
- 【資料 2-4-21】 令和 2 年度 クラス委員の名簿
- 【資料 2-4-22】 令和元年 クラス懇談会の実施集計
- 【資料 2-4-23】 令和元年度 たには祭 会計報告書
(令和元年度 第 42 回たには祭実行委員会)

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

「学生アドバイザー」等は、科目担当者及び学生支援課等と連携しながら学生の諸問題について相談・助言を行っている。また、経済的な支援として、各種奨学金や高等教育の修学支援制度（給付型奨学金）への対応にも十分努めている。

ハラスメント防止の相談窓口（相談員）を配置しており、ハラスメント事例の発生時には「ハラスメント防止対策委員会」が早急なる問題解決に取り組んでいる。また、学生が健康で充実した学生生活を送れるよう、健康面でのサポート体制として「こころの相談室」の開設とともに、附属病院と連携したサポート体制の構築に努めており、今後は更にきめ細かな対応ができるよう教職協働体制で取り組んでいくこととしている。

また、課外活動についても、「教育振興会」と協力しながらクラブ活動・サークル活動の支援をはじめ、「クラス懇談会」「たには祭」等の親睦行事の開催にも積極的に取り組んでいく。

今後とも「卒業生満足度アンケート」「提案箱」等をもって意見・要望をくみ上げ、より満足した学生生活を送れるよう、更に安定した支援が行えるよう努めていくこととしている。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、京都府のほぼ中央の丹波高地に位置し、緑豊かで静穏な環境の中にキャンパスがあり、JR 山陰本線「鍼灸大学前駅」から徒歩 3 分の場所にある。校地、校舎の面積は表 2-5-1 のとおり、大学設置基準第 35 条、第 37 条及び第 37 条の 2 を上回っており、また、運動場、図書館、体育施設、情報サービス施設及び附属施設についても大学設置基準に準拠し適切に整備され有効に活用されている。主要施設の概要は表 2-5-2 のとおりである。【資料 2-5-1】

施設設備の管理業務は、大学総務課（施設担当）が所管しており、電気設備・空調設備の管理業務、清掃業務及び夜間を含む警備業務を常駐体制で外部業者に委託している。施設設備の安全確保は、法令にのっとり消防設備、高圧受変電設備、貯水槽設備及びエレベーター設備等の法定点検を外部業者に委託し保全に努めている。【資料 2-5-2】

火災や地震等の災害に備え、避難訓練を年 1 回行っており、学内の安全管理に努めている。なお、すべての施設の耐震診断、耐震改修工事は完了しており、耐震化率は 100%である。

表 2-5-1 校地・校舎の面積

	校 地	校 舎
本学の面積 (うち運動場面積)	59,331.3 m ² (29,254 m ²)	18,074.07 m ²
設置基準上の必要面積	8,500 m ²	11,866.6 m ²

表 2-5-2 主要施設の概要

校舎名	敷地面積	延床面積	主な施設
1号館 (2階建)	1,377.0 m ²	1,073.7 m ²	理事長室、貴賓室、事務室、会議室 応接室、学長室、学生相談室、研究室
2号館 (3階建・地下1階)	1,980.1 m ²	4,329.3 m ²	講義室、演習室、実習室、図書館 自習室、ラーニング・commons ロッカー室
3号館 (2階建)	869.4 m ²	883.5 m ²	自習室、ラーニング・commons、宿泊室
5号館 (4階建)	1,006.6 m ²	1,653.2 m ²	動物飼育室、顕微鏡室、解析室、研究室
6号館 (4階建)	700.0 m ²	1,606.0 m ²	講義室、事務室、応接室、非常勤講師室 研究室、顕微鏡実習室
7号館 (2階建)	1,008.4 m ²	542.1 m ²	部室、倉庫
8号館 (4階建)	1,926.4 m ²	3,135.3 m ²	情報メディア教室、講義室、実習室 研究室、ロッカー室
10号館 (8階建・地下1階)	1,818.8 m ²	5,996.6 m ²	講義室、演習室、実習室、研究室 ロッカー室、食堂、売店、学生ラウンジ
講堂 (3階建)	1,925.3 m ²	1,907.3 m ²	ステージ、客席、ホール
体育館 (2階建・地下1階)	7,476.0 m ²	3,852.2 m ²	アリーナ、柔道場、トレーニングルーム ミーティングルーム、ロッカー室 シャワールーム
武道場 (1階建)	881.1 m ²	499.3 m ²	師範室、武具庫
屋外 運動場	29,254.5 m ²		グラウンド（陸上競技場、サッカー場） テニスコート（3面）、ゴルフ練習場

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-5-1】敷地面積図

【資料 2-5-2】報酬委託契約一覧

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

本学は、鍼灸師、柔道整復師、救急救命士及び看護師（保健師・助産師）の養成校であり、キャンパス内に 17 診療科 114 床の附属病院を有しており、総合リハビリテーションセンター、附属鍼灸センター等を併設している。また、附属東洋医学研究所、附属メディカル MR センター等は、大学院の教育研究にも活用している。

学外施設としては、附属統合医療センター（吹田クリニック）、京都桂川鍼灸院「mythos361」、京都駅前鍼灸院及びきららの湯若狭鍼灸院があり、学生の臨床実習に供している。【資料 2-5-3】

キャンパス内の校舎には、講義室・演習室 31 室、実技実習室 18 室、情報処理学習施設 2 室等を整備している。また、救急救命学科の実習施設として「救助訓練施設」を設置しており、近隣の消防本部等による本格的な救助訓練にも活用されており、消防士を目指す

学生達のキャリア形成に繋がっている。

体育施設としては、体育館、柔道場及び武道場のほか、屋外施設として夜間照明付の陸上競技場（全天候型 400mトラック・投擲練習場）、人工芝サッカー場、テニスコート 3面及びゴルフ練習場があり、授業や課外活動で使用されている。なお、体育館には、アリーナ、柔道場、トレーニングルーム及びミーティングルーム等があり、空き時間には自由に利用できるよう開放しており、253 畳の柔道場（観覧席 89 席）は柔道整復学科の必修科目「柔道」と柔道部の課外活動で使用している。

附属図書館は、「図書館規則」「図書館運営委員会規程」「図書館利用規程」をもって運営されており、開館時間は平日の 9 時から 19 時とし、通信制大学院のスクーリング開講日（土曜日曜・月 1 回）も開館している。なお、図書館の運営は、図書館長（教授）、司書 2 人を中心に行い、必要な事項は「図書館運営委員会」で検討している。また、「利用者アンケート」を実施し、学生からの意見を取入れ、パソコン等の持込み許可や閉館後の「返却ポスト」の設置等による利便性向上など改善に繋げている。なお、過去 3 年間の利用実績は表 2-5-3 のとおりである。【資料 2-5-4】【資料 2-5-5】【資料 2-5-6】【資料 2-5-7】【資料 2-5-8】

表 2-5-3 過去 3 年間の図書館利用実績

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
入館者数	11,398 人	9,459 人	8,859 人
貸出冊数	2,800 冊	2,354 冊	1,800 冊

附属図書館（465 m²）は閲覧席 94 席を有し、一般教育図書と専門教育図書を合わせて蔵書 71,243 冊（うち視聴覚資料 2,148 点）、学術雑誌 307 種を所蔵している。蔵書の情報はデータベースで管理しており、学内外から「附属図書館 OPAC」による検索を可能としている。また、図書館内には LAN 環境を整えており、電子ジャーナル「Acupuncture in Medicine」「Lancet」「Pain」、医学・歯学・薬学・看護学及び関連領域から収集された文献検索データベース「医中誌 Web」「ジャーナル Web（紀伊國屋書店）」「コクランライブラリー」を閲覧できる。加えて全国の大学図書館と文献複写や現物貸借の依頼等が行える相互利用サービスを行っている。更に平成 30(2018)年度から電子書籍を導入し、医療・コンピュータサイエンス、数学、社会学の学習参考書（72 タイトルのデジタルコンテンツ）が利用可能であり、閲覧用に貸出用の iPad 端末 10 台を備えている。【資料 2-5-9】【資料 2-5-10】【資料 2-5-11】

情報教育の環境として、附属病院を除く全施設に無線 LAN を整備し、学修環境を整えている。8 号館 1 階には「情報メディア教室」があり、学生用パソコン 50 台を配置し「情報科学」「医療情報学」「データ解析法」等の授業のほか、空き時間帯は学生に開放し、情報収集やレポート作成等に活用している。【資料 2-5-12】

マイクロソフト社「Office365 ProPlus」のライセンス契約を行っており、最新版の「Microsoft Office（Word・Excel 等）」を無償で個人のパソコンやタブレットから利用で

きる。また、2号館2階と3号館1階の「ラーニング・コモンズ」では、パソコン・スマートフォン画面が共有できる大型ディスプレイ等を設置しており、3号館1階の「学修支援センター」には自習用パソコン6台とプリンタ3台を設置している。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 2-5-3】 2021 大学案内 【資料 F-2】 と同じ
- 【資料 2-5-4】 大学 図書館規則
- 【資料 2-5-5】 大学 図書館運営委員会規程
- 【資料 2-5-6】 大学 図書館利用規程
- 【資料 2-5-7】 明治国際医療大学 附属図書館運営委員会 議事録
(令和元年度 第1回～第6回)
- 【資料 2-5-8】 令和元年度 附属図書館利用者アンケート報告書
- 【資料 2-5-9】 蔵書冊数一覧表
- 【資料 2-5-10】 所蔵雑誌の種類一覧
- 【資料 2-5-11】 相互利用（文献複写）

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

各学科が授業で使用する10号館、8号館及び2号館には、エレベーター、身障者用トイレのほか、スロープ、手摺り、視覚障がい者誘導用ブロック等を設置しており、必要なバリアフリー対策を施している。また、10号館には、学生食堂2箇所（2階130席・地下1階118席）と売店・ラウンジを設けており、学生の利便性向上に努めている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

各学科の入学定員は、鍼灸学科50人、柔道整復学科40人、救急救命学科50人及び看護学科80人（3年・4年は60人）であり、学生数に応じた講義室、演習室、実技実習室を配置している。

講義科目は、各学科学年の定員数をクラスサイズとしており、演習・実技実習科目は教育効果を考慮しながら更にグループ分けを行い、複数名の教員による少人数教育を行っている。なお、語学教育については、1クラス40人以内を基本として学習能力に合ったクラス編成を行っている。また、臨地実習は少人数のグループ分けを行い、ローテーションで実習を行っている。【資料 2-5-13】【資料 2-5-14】【資料 2-5-15】

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 2-5-12】 STUDENT GUIDE 2020 学生便覧（95～97 ページ）情報教育環境
- 【資料 2-5-13】 令和2年度 学年別在籍学生数
- 【資料 2-5-14】 令和元年度 看護学部1年生クラス分け表
- 【資料 2-5-15】 令和元年度 鍼灸学科 実習ローテーション表
令和元年度 柔道整復学科 実習ローテーション表
令和元年度 救急救命学科 実習ローテーション表
令和元年度 看護学科 実習ローテーション表

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

校地、校舎の面積は大学設置基準を満たしており、体育施設を含め「教育目的」の達成のための施設設備は十分に確保し、適切な学修環境を整えている。また、授業を行う学生数は、授業形態に応じて教育効果を考慮した人数で設定している。

附属図書館は適切な規模を有し、開館時間や蔵書数、座席数も十分な環境を整備しており、IT 施設についても適切に整備している。また、「附属図書館 利用者アンケート」からの意見・要望は、今後も前向きに対応していくこととしている。

なお、バリアフリー対策等の施設・設備の利便性についても十分配慮し、すべての建物の耐震改修工事も完了している。また、施設設備の点検や清掃、警備等の保全についても十分配慮している。

今後は、救急救命学科の入学定員の増員に備えて、施設設備の整備を行うとともに、令和 2(2020)年度には、専門業者による施設設備の劣化調査を実施し、将来 10 年間にわたる長期修繕計画として、建物別の「施設台帳及び修繕計画書」の策定を行うことで、老朽化した施設設備の改修を計画的に進めていく。また、新たな教育研究ニーズに対応した環境整備の検討にも取り組むこととしている。

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の生活及び生活環境に関する諸問題を検討し、その充実を図るため「学生支援委員会」を設置している。【資料 2-6-1】

平成 30(2018)年度から、各学科の代表学生から学生生活全般に関する意見や要望及び提案等について聴取し、その内容を検討するとともに「教授会」に報告することで情報の共有を図っている。また、改善を要する意見・要望については、予算措置を含み計画的に対応している。【資料 2-6-2】【資料 2-6-3】

例年、授業の改善及び教育の質の向上を目的として、全学科の在校生を対象に「授業評価アンケート」を実施している。実施科目は、専任教員のみならず非常勤講師の科目も対象とし、実施結果は「Active Portal」をもって学生に周知するとともに、教員にもフィードバックしている。【資料 2-6-4】

また、卒業生を対象に「卒業生満足度アンケート」を実施し、教育内容や施設設備、各種支援等に関する意見を取りまとめ、その内容を「管理運営会議」「教授会」に報告するとともに、「自己点検・評価報告書（年報）」に掲載し点検・評価している。また、過去 3 年間にわたり満足度が低い傾向にあった「入学前より外国語の理解が深まった」「入学前教育

が充実していた」の項目については、非常勤講師が担当していた英語は令和 2(2020)年度から専任教員を採用するとともに、入学前教育では基礎学力の向上を目的に全学科共通で実施していた内容を、各学科の特性に応じた学科別入学前教育に転換するなど、意見・要望に対する改善に取り組んでいる。【資料 2-6-5】【資料 2-6-6】

学修支援については、教務課・学生支援課が窓口となり、各学科学年に配置された「学年アドバイザー」「学生アドバイザー」と連携しながら行っており、「アドバイザーミーティング」を定期的開催し、支援情報等の共有化と諸問題の早期解決に取り組んでいる。

【資料 2-6-7】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-6-1】 大学 学生支援委員会規程

【資料 2-6-2】 管理運営会議 議事録（平成 30 年度 第 9 回）

【資料 2-6-3】 学生支援委員会 議事録（令和元年度 第 1 回）

【資料 2-6-4】 2019 年度 授業評価アンケート集計結果

【資料 2-6-5】 令和元年度 卒業生満足度アンケート集計結果

【資料 2-6-6】 令和元年度 明治国際医療大学 自己点検・評価報告書（年報）
卒業生満足度アンケート

【資料 2-6-7】 アドバイザーミーティング議事録（令和元年度 第 1 回）

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

心身に関する健康相談として、「学年アドバイザー」「学生アドバイザー」や学生支援課の担当者による個人面談のほか、臨床心理士によるカウンセリングを行っている。カウンセラーによる「こころの相談室」は、メールにて直接カウンセラーに相談・予約を行うことができ、守秘性にも配慮している。また、附属病院の医師の中から「校医」を定め、学生の健康相談に応じるとともに、附属病院を受診した場合は、医科・歯科別に月額 10,000 円を上限に医療費の補助を行っている。【資料 2-6-8】【資料 2-6-9】【資料 2-6-10】【資料 2-6-11】【資料 2-6-12】【資料 2-6-13】

経済的支援としては、「教育振興会」の支援を受け、学食にて毎朝「100 円朝食」を提供しており、健康面からのサポートとしても好評を得ている。また、令和 2(2020)年度からの文部科学省高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金制度）については、申請漏れがないよう事前説明会を開催し対応するとともに、貸与型奨学金や融資制度等の案内にも努め、周知徹底を図っている。なお、学費の延納・分納希望者が多いことから「学費等の納入に関する規則」を定め取扱っており、令和元(2019)年度では 118 人が延納・分納を願い出ている。

【資料 2-6-14】【資料 2-6-15】【資料 2-6-16】【資料 2-6-17】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 2-6-8】 学生面談カード（様式）

【資料 2-6-9】 令和元年度 こころの相談室の実績

(令和元年度 相談件数と内容に関する報告)

- 【資料 2-6-10】 学生相談室 案内・カウンセリング 予約メールについて
- 【資料 2-6-11】 STUDENT GUIDE 2020 学生便覧 (69、70 ページ) 心身の健康管理
- 【資料 2-6-12】 学院 明治国際医療大学附属病院における医療費等の減免取扱要領
- 【資料 2-6-13】 令和元年度 医療費減免制度の実績
- 【資料 2-6-14】 令和元年度 100 円朝食の実績
- 【資料 2-6-15】 令和元年度 高等教育の修学支援新制度 (給付型奨学金制度) の奨学金受給者一覧
- 【資料 2-6-16】 日本学生支援機構 給付型奨学金 (高等教育の無償化) 説明会の開催について
- 【資料 2-6-17】 大学 学費等の納入に関する規則

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

「授業評価アンケート」「卒業生満足度アンケート」や学生受付前に設置している「提案箱」を利用して意見・要望の収集に努めており、平成 30(2018)年度からは各学科の代表を集めて面談し意見・要望を聴取する機会を設けている。なお、寄せられた意見・要望については、前向きに対応している。【資料 2-6-18】

学修環境改善に関する具体策としては、平成 28(2016)年度に 2 号館 2 階と 3 号館 1 階にそれぞれ「ラーニング・コモンズ」を設置し、学生の学修支援環境を整えた。また、令和元(2019)年度には、大学に隣接する臨地実習施設「総合老人福祉の園 はぎの里」への遊歩道を整備し、臨地実習に赴く学生の利便性の向上を図った。【資料 2-6-19】【資料 2-6-20】

福利厚生施設として、平成 30(2018)年度にキャンパス内の中庭にバーベキュー窯 5 基を設置し、「クラス懇談会」や各クラブ・サークル等の親睦行事に利用している。なお、バーベキュー窯は、「教育振興会」の支援をもとに設置した。【資料 2-6-21】

【エビデンス集 (資料編)】

- 【資料 2-6-18】 STUDENT GUIDE 2020 学生便覧 (44 ページ) 提案箱
- 【資料 2-6-19】 平成 28 年度 私立大学等改革総合支援事業について (ラーニング・コモンズ)
- 【資料 2-6-20】 遊歩道の設置資料
- 【資料 2-6-21】 バーベキュー窯の設置資料

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

例年「学生支援委員会」で学生からの意見や要望を直接聴取する機会を設けており、学生の諸問題の解決に繋がる重要な機会と捉え、今後も継続していく。

「授業評価アンケート」「卒業生満足度アンケート」は、学生の率直な意見・要望を集積する良いツールであり、「提案箱」の設置についても有効と言える。また、更にレスポンス良く学生の意見・要望を把握する「Active Portal」を有効活用していく。なお、「授業評価アンケート」「卒業生満足度アンケート」等の結果については、「教育目的」を達成するため教学 IR 活動を推進し、更に詳しく結果の分析に努め、有効活用していく。

「学年アドバイザー」「学生アドバイザー」と学生支援課・教学課による「アドバイザーミーティング」については、今後も定期的開催し、学生の成績・動態等の情報を共有するとともに、学生の様々な問題の早期解決に努めていく。また、各クラブ・サークルの指導者やカウンセラー等も加え、学生の心身の問題や経済的な支援について全学的に検討し、学生のドロップアウト等の抑制に最大限努力していく。

【基準2の自己評価】

アドミッション・ポリシーを定め、大学案内や大学ホームページをもって広く社会に周知している。また、入学者選抜については、入試を8区分に分け、公正かつ妥当な方法により学びの3要素を評価して選考している。なお、スポーツ振興を中心とした取組みの結果、志願者数は着実な改善が見られ、適切な学生数を受入れている。

「学年アドバイザー」「学生アドバイザー」と科目担当者、学生支援課・教務課との教職協働体制による学生指導は有効に機能しており、定期的開催する「アドバイザーミーティング」をもって情報共有と諸問題の早期解決に努めている。また、放課後に不得意科目の克服を支援する「学修支援センター」を設け、TA・SA・「ピアサポーター」等を活用して適切に学修面のサポートを行っている。

「キャリア教育・進路支援委員会」を組織し、キャリア教育、就職開拓、同窓会との連携等を担うとともに、「キャリア支援室」では常に進路相談等を行っており、キャリア支援は適切に行われている。

学業面や経済面での諸問題に対し相談・助言を行えるよう「学年アドバイザー」「学生アドバイザー」を配置するとともに、「こころの相談室」やハラスメントの相談窓口を設け、メンタルヘルス面にも配慮した環境を整えている。また、保健室の役割を附属病院に担わせるとともに、「医療費減免制度」を設け健康面でも学生をサポートしている。

奨学金等の経済支援としては、日本学生支援機構奨学金等の各種奨学金の取扱いのほか、文部科学省高等教育就学支援制度の対応についても十分な周知を重ね取扱っている。

課外活動については、「強化指定クラブ」を中心に十分なクラブ・サークル活動の支援を行っており、併せて「クラス懇談会」「たには祭」等の学生間の親睦についても十分配慮している。

教育環境については、設置基準以上の校地・校舎を有するとともに、十分な広さの体育施設に加え、附属病院、図書館等の充実した教育施設を整備し、効果的な実習教育等を行っている。また、施設設備の保守点検・警備等の徹底や、キャンパス内すべての建物の耐震改修工事も完了しており、学生の安全確保には十分配慮している。

「卒業生満足度アンケート」「提案箱」等の学生の意見・要望をくみ上げるシステムを整備しており、学修環境の整備や各種支援に反映させており、学生満足度の向上について適切に対応している。

以上から基準項目ごとの各評価の視点から総合的に判断した結果、基準2を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

学則第 1 条の目的に「教育基本法及び学校教育法の精神にのっとり、深く鍼灸医学及び保健医療に関する知識と技術を中心として教授研究し、広く一般教養を高めるとともに、有能にして医の倫理に徹し、かつ旺盛な探究心を有し、社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする」と定めている。また、「大学院学則」第 2 条に「本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。これらの目的を踏まえ、平成 29(2017)年 4 月 1 日施行の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年文部科学省令第 16 号）」を受けて、平成 28(2016)年に三つのポリシーを見直し、新たな三つのポリシーを策定した。【資料 3-1-1】

ディプロマ・ポリシーについては、学科及び大学院研究科ごとに「建学の精神」「教学の理念」に基づく「教育目的」を踏まえて策定し、大学ホームページ、「学生便覧」「通信制大学院ガイド」に掲載し周知している。【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】【資料 3-1-4】

なお、平成 29(2017)年には、救急救命学科の開設とともに看護学科の教育課程の変更を行っている。また、平成 30(2018)年には、鍼灸学科と柔道整復学科の教育課程の変更を行っており、全学科の共通科目「大学の教育と研究」を必修科目として開設し、講義を通して「建学の精神」「教学の理念」三つのポリシーについて周知徹底している。【資料 3-1-5】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-1】 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の交付について（通知）

【資料 3-1-2】 大学ホームページ（三つのポリシー）

【資料 3-1-3】 STUDENT GUIDE 2020 学生便覧（7-30 ページ）

【資料 3-1-4】 通信制大学院ガイド（4-5 ページ）

【資料 3-1-5】 シラバス「大学の教育と研究」

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

学科及び大学院研究科では、それぞれの目的に沿ったディプロマ・ポリシーをもとに、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を学則、「大学院学則」に定めている。単位認定基準の詳細は、授業科目ごとに単位認定者が定めシラバスに掲載している。

【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】

学部の進級基準は、学則の基準を原則とし、平成 30(2018)年度からは GPA(Grade Point Average) を含め、鍼灸学部では「鍼灸学部進級認定の判定基準に関する教授会申合せ」、保健医療学部では「保健医療学部進級認定の判定基準に関する教授会申合せ」を運用しており、看護学部では「看護学部学生の進級等に関する教授会申し合わせ」のほか、3 年次から 4 年次への進級基準として「明治国際医療大学看護学部臨地実習の履修に関する申し合わせ」を運用している。【資料 3-1-8】

各学部の単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は学則に定められ、「学生便覧」大学ホームページに掲載するとともに、入学時のオリエンテーションで説明している。また、授業科目ごとの単位認定基準は、試験方法及び評価基準をシラバスに明記し、周知している。【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】

大学院研究科の単位認定及び修了認定基準は、「大学院学則」に定め大学ホームページで周知している。また、試験方法及び評価方法を明記した科目ごとのシラバスについて、「大学院授業概要」「通信制大学院ガイド」に掲載し、入学時のオリエンテーションで説明している。【資料 3-1-11】【資料 3-1-12】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-1-6】 大学院通信教育課程規定 第 30 条~36 条

【資料 3-1-7】 講義概要（シラバス）作成要項

【資料 3-1-8】 鍼灸学部進級認定の判定基準に関する教授会申合せ

保健医療学部進級認定の判定基準に関する教授会申合せ

看護学部学生の進級等に関する教授会申し合わせ

看護学部臨地実習の履修に関する申し合わせ

【資料 3-1-9】 平成 31 年度 新入生オリエンテーション・入学式日程

【資料 3-1-10】 STUDENT GUIDE 2020 学生便覧（57-60 ページ）

【資料 3-1-11】 平成 31 年度 大学院（通学制）オリエンテーション（資料）

平成 31 年度 大学院（通信制）オリエンテーション（資料）

【資料 3-1-12】 通信制大学院ガイド（第 2 部 学修） 【資料 F-5】 と同じ

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定基準は、授業科目ごとに単位認定者がシラバスに記載し、厳正に適用している。また、学部の進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の判定は、各学部「教授会議」にてあらかじめ検討のうえ「教授会」の議を経て学長が決定している。【資料 3-1-13】【資料 3-1-14】

大学院研究科における履修科目の単位認定は、試験等により単位認定者が行っている。また、学位論文及び最終試験は「学位規程」に定める審査委員会で行い、修了認定は「大学院委員会」の議を経て学長が決定している。【資料 3-1-15】【資料 3-1-16】

令和元(2019)年 8 月 30 日施行の「学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令（令和元年文部科学省令第 13 号）」に対応するため、三つのポリシーに加え「学位審査基準」「学位審査手続き」について大学ホームページで公表している。【資料 3-1-17】

【資料 3-1-18】

学則において教育上有益と認めるときは、学生が他大学又は短期大学等において入学前に履修した単位については、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」と定めている。ただし、修得したものとみなす単位は 60 単位を超えないものとしている。なお、単位認定基準、卒業及び修了認定基準は、表 3-1-1 から 3-1-4 のとおり定めている。

【エビデンス】

- 【資料 3-1-13】 大学 鍼灸学部教授会規程
大学 保健医療学部教授会規程
大学 看護学部教授会規程
- 【資料 3-1-14】 大学 教授会運営規程
- 【資料 3-1-15】 大学 学位規程
- 【資料 3-1-16】 大学 大学院委員会運営規程
- 【資料 3-1-17】 学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）
- 【資料 3-1-18】 大学ホームページ（学位審査基準・学位審査手続き）

表 3-1-1 学部の単位認定基準

成績評価		合否	Grade Point	単位認定
優	100 点～80 点	合格	4	認定
良	79 点～70 点		3	
可	69 点～60 点		2	
可※	再試験において合格（一律 60 点）		1	
不可	60 点未満	不合格	0	不認定
認定	既修得単位認定	認定	対象外	認定

※ 成績証明書には「可」で表記される。

表 3-1-2 大学院授業科目の単位認定基準

授業科目の成績評価		合否	単位認定
優	100 点～80 点	合格	認定
良	79 点～70 点		
可	69 点～60 点		
不可	60 点未満	不合格	不認定

表 3-1-3 大学院学位論文・最終試験の単位認定基準

学位論文の成績評価	最終試験の評価	単位認定
合格	合格	認定
不合格	不合格	不認定

表 3-1-4 卒業・修了認定基準

学部・研究科		必要修得単位数		修得単位数		修業年限	取得可能な学位及び専攻名称
				必修科目	選択科目		
鍼灸学部	鍼灸学科	H30 年度以降入学者	130 単位	111 単位	19 単位以上	4 年	学士 (鍼灸学)
		H25 年度以降入学者	124 単位	107 単位	17 単位以上		
保健医療学部	柔道整復学科	H30 年度以降入学者	128 単位	109 単位	19 単位以上	4 年	学士 (柔道整復学)
		H25 年度以降入学者	124 単位	93 単位	31 単位以上		
	救急救命学科	H29 年度以降入学者	125 単位	104 単位	21 単位以上	4 年	学士 (救急救命学)
看護学部	看護学科	H29 年度以降入学者	127 単位	105 単位	22 単位以上	4 年	学士 (看護学)
		H28 年度以前入学者	128 単位	108 単位	20 単位以上		
鍼灸学 研究科	修士課程	鍼灸学専攻	30 単位	24 単位	6 単位以上	2 年	修士 (鍼灸学)
		鍼灸学専攻 (通信教育課程)	30 単位	24 単位	6 単位以上		
		臨床鍼灸学専攻	35 単位	27 単位	8 単位以上		修士 (臨床鍼灸学)
	博士 後期課程	鍼灸学専攻	12 単位	12 単位	—	3 年	博士 (鍼灸学)
保健医療 学研究科	修士課程	柔道整復学専攻	32 単位	24 単位	8 単位以上	2 年	修士 (柔道整復学)

※看護学科は、保健師と助産師の受験資格を4年間で取得できる「統合カリキュラム校」であるため、読替えも含めて取得単位数は「保健師コース」139単位、「助産師コース」144単位に設定している。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

本学では、「教育目的」に基づくディプロマ・ポリシーを策定し周知するとともに、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、卒業認定及び修了認定を厳格に運用している。今後も、各学科・研究科では、社会情勢、高等教育行政の動向及び教育現場における潜在的ニーズの変化等を踏まえてディプロマ・ポリシーを見直していく。また、一貫性をもってカリキュラム・ポリシーも見直し、シラバスに反映させ、単位認定、卒業認定及び修了認

定の厳格な運用に努める。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

平成 28(2016)年に三つのポリシーを見直し、新たに策定し直した。また、教育課程の編成は、学科や大学院研究科ごとに「建学の精神」「教学の理念」に基づく「教育目的」を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、そのディプロマ・ポリシーを達成するために必要とされる資質・能力を修得するためのカリキュラム・ポリシーの策定を行った。

カリキュラム・ポリシーは、大学ホームページ「学生便覧」「通信制大学ガイド」に掲載するとともに、全学科共通の必修科目「大学の教育と研究」をもって周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

学科ごとに協議を行い、「建学の精神」「教学の理念」に基づく「教育目的」を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、そのディプロマ・ポリシーに掲げた目標を達成するために必要な資質・能力を修得するためのカリキュラム・ポリシーを策定することにより一貫性を持たせた。「管理運営会議」で協議し調整を行ったうえで、三つのポリシーを平成 28(2016)年度に完成させた。ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性は、表 3-2-1、表 3-2-2、表 3-2-3 及び表 3-2-4 に示す。【資料 3-2-1】

なお、鍼灸学科と柔道整復学科は、「あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令」及び「柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令」が平成 29(2017)年 4 月 1 日に施行されたため、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一部を変更するとともに教育課程も併せて一部変更し、現在のディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとしている。【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】

令和元(2019)年度 第 8 回「教学運営会議」においてディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を明確にするため、令和 2(2020)年度からシラバスに当該授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連性を記載することとした。なお、「教学運営会議」については、学長が示す教学面におけるテーマについて、学部長・学科長等と自由に討論する場として設けられ、平成 25(2013)年 4 月以降、計 60 回開催されている。【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-1】 管理運営会議 議事録（平成 28 年度 第 12 回）

【資料 3-2-2】 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設
認定規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

【資料 3-2-3】 柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令の施行について
（通知）

【資料 3-2-4】 教学運営会議 議事録（令和元年度 第 8 回）

【資料 3-2-5】 講義概要（シラバス）作成要領 【資料 3-1-7】 と同じ

表 3-2-1 鍼灸学科における DP と CP の一貫性を表す表

	DP 1 (知識・理解)	DP2 (思考・判断)	DP3 (関心・ 意欲)	DP4 (態度・人間性)	DP5 (技能・表現)
CP1	○			○	
CP2		○	○		
CP3	○	○			
CP4	○				○
CP5					○
CP6			○		

表 3-2-2 柔道整復学科における DP と CP の一貫性を表す表

	DP 1 (知識・理解)	DP2 (思考・判断)	DP3 (関心・意欲)	DP4 (態度・人間性)	DP5 (技能・表現)
CP1	○			○	○
CP2			○		
CP3	○	○			
CP4		○		○	○
CP5	○	○			

表 3-2-3 救急救命学科における DP と CP の一貫性を表す表

	DP 1 (知識・理解)	DP2 (思考・判断)	DP3 (関心・意欲)	DP4 (態度)	DP5 (技能・表現)
CP1	○			○	
CP2		○			○
CP3	○	○			
CP4	○	○	○		○
CP5			○	○	
CP6					○

表 3-2-4 看護学科における DP と CP の一貫性を表す表

	DP 1 (知識・理解)	DP2 (思考・判断)	DP3 (関心・意欲)	DP4 (態度)	DP5 (技能・表現)
CP1	○	○			
CP2		○	○		
CP3				○	○
CP4	○				
CP5					○
CP6	○		○	○	
CP7		○			
CP8				○	

大学院鍼灸学研究科のディプロマ・ポリシーは、①表現・態度・人間性、②知識・理解・判断・技能、③思考・意欲・関心の3項目で構成されている。そのディプロマ・ポリシーを達成するために、次のディプロマ・ポリシーと一貫性を持つカリキュラム・ポリシーを策定した。

1. 表現・態度・人間性

- ① 研究、医療関連の講義をとおして、研究者としての教養・態度・倫理観を養う。
- ② 医療関連の講義・鍼灸センターならびに附属病院での診療を通じて、高度な医療人として思いやりの心と真摯な態度で治療に取り組む心構えや姿勢を養う。

2. 知識・理解・判断・技能

- ① 修士課程では、形態学、機能学、分子免疫学に関する講義をとおして基礎的な研究能力を身につけた上で、専攻分野における講義、特別演習、特別研究をとおして、鍼灸医学分野における研究能力の向上を図る。
- ② 博士後期課程では、専攻分野において独力で研究できる能力を培う。
- ③ 特別演習における発表やティーチング・アシスタント制度をとおして、調査・研究内容を第三者に伝える技能を身につけ、鍼灸医学教育者に必要な能力を養う。
- ④ 鍼灸臨床においては、高度な専門性の修得を図るために、関連施設において徹底した実地臨床を行うとともに、それらに関係する重要な項目について調査・発表・討論の形式をとおして知識と臨床との一体化を図る。
- ⑤ 海外の論文の講読や国際学会への参加・発表等をとおして、医療・教育・研究活動における国際的な視野を養う。

3. 思考・意欲・関心

- ① 鍼灸医学研究の拡大と進歩のために、国内外の最新の医学情報に関心を持ち、必要な情報を収集できる知識と技術を学ぶ。
- ② 患者にとって有益な情報とエビデンスに基づいた診療を提供するために、国内外の最新の医学情報に関心を持ち、必要な情報を収集できる知識と技術を学ぶ。
- ③ 研究者、医療人として自ら考え対応していくための問題解決力を養うとともに、生涯学習を実践するための方法を学ぶ。

保健医療学研究科のディプロマ・ポリシーは、①表現・態度・人間性、②知識・理解・判断・技能、③思考・意欲・関心の3項目で構成されている。そのディプロマ・ポリシーを達成するために、次のディプロマ・ポリシーと一貫性を持つカリキュラム・ポリシーを策定した。

1. 表現・態度・人間性

- ① 研究、医療関連の講義をとおして、研究者としての教養・態度・倫理観を涵養する。
- ② 医療関連の講義・インターンシップ演習をとおして、思いやり、共感する心を培い、真摯な態度で医療に取り組む心構えと姿勢を涵養する。

2. 知識・理解・判断・技能

- ① 基盤科目をとおして基礎的な研究に関する知識と技能を身につけた上で、専門科目における講義、演習の学修と特別研究に組み、柔道整復学の分野における研究能力の向上を図る。
- ② プレゼンテーション演習や特別研究をとおして、調査・研究内容とその成果を第三者に分かりやすく正確に伝える技能を身につけ、柔道整復学の研究成果の発信と柔道整復学教育の充実・発展に寄与できる能力と態度を養う。
- ③ 国際コミュニケーション演習、医療英語特論、特別研究をとおして、国際的に活躍できる実践力を養い、グローバルな人材としての資質を涵養する。

3. 思考・意欲・関心

- ① 柔道整復学の発展とその臨床応用のために、国内外の最新の医学情報に関心を持ち、必要な情報を収集できる技法を修得するとともに専門的知識を学修する。
- ② 研究者、医療人として自ら考え、問題を提起し、それを解決する力を養うとともに、生涯学習を実践するための強い精神と態度を身につける。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

学科ごとに策定したディプロマ・ポリシーを具現化するためにカリキュラム・ポリシーを策定し、それに沿って教育課程を体系的に編成している。また、全学科とも医療系国家資格の受験資格を取得することができ、教育課程はそれぞれの指定規則に準拠した形で構成しており、科目の関連性を理解できるよう「履修系統図」を作成している。なお、看護学部を除いて、「アスレチックトレーナー」「スポーツプログラマー」「ジュニアスポーツ指導員」「健康運動実践指導者」等のスポーツ系の資格取得が可能な教育課程としている。

【資料 3-2-6】【資料 3-2-7】

シラバス作成にあたっては、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーに則って授業目標や到達目標を作成すること、ディプロマ・ポリシーと授業科目との関連性を記載することを「シラバス作成要項」で周知している。ディプロマ・ポリシーと科目の関連性については、学科ごとに「カリキュラム・マップ」にて示している。また、担当者が作成したシラバスは、「シラバス提出書」に基づいて第三者チェックを行った後、学部長・学科長による最終確認を経て教学部長に提出されることで適切に整備されている。【資料 3-2-8】【資料 3-2-9】

単位制度の実質を保つための工夫として、履修登録単位数の上限は年間 48 単位とする

キャップ制度を導入している。また、単位制の趣旨を保つために、シラバスには予習・復習等の授業外学修の指示を記載するように「シラバス作成要項」で周知している。なお、看護学科の選択コースである「保健師コース」「助産師コース」については、キャップ制度から除外している。【資料 3-2-10】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-2-6】 STUDENT GUIDE 2020 学生便覧（126-150 ページ）

教育日程・教育課程

【資料 3-2-7】 履修系統図

【資料 3-2-8】 カリキュラム・マップ

【資料 3-2-9】 シラバス提出書（様式）

【資料 3-2-10】 STUDENT GUIDE 2020 学生便覧（57-60 ページ）

履修・履修計画・履修上限単位数

【資料 3-1-10 と同じ】

3-2-④ 教養教育の実施

一般教養を高めるため、初年次から教養教育及び医療倫理教育を実施し、医療人としての幅広い教養と豊かな感性を備えるとともに、高い倫理観を持つ人間性を育むための教養系科目を表 3-2-5 のとおり配置し適切に実施している。なお、教養科目は、「人間と社会」「自然の科学」「言語と情報」「医学教養」の各分野に区分し実施している。

「人間と社会」では、初年次教育として大学教育を受けるうえで必要となる基礎知識の修得を目的とした科目や、医療現場で必要となるコミュニケーションの方法を学修する科目、医療人として働くために必要な倫理的思考や社会に関する基礎的な知識と科学的思考力を高める科目を開設している。

「自然の科学」では、医療を実践するうえで必要となる人体の構造と運動に関する力学特性、人体に関わる生物現象、環境問題に関わる化学、課題解決に必要な統計的手法等を理解するための科目を開設している。

「言語と情報」では、国際社会に羽ばたく医療人の育成のための科目や、昨今の情報社会において、医療現場におけるコンピュータの役割を理解し、医療業務や医学研究において必要となる情報を適切に処理できる科目、更に医療人として聴覚障害者とのコミュニケーションを円滑に行うための基礎となる科目を開設している。

「医学教養」では、医療人としての倫理観と豊かな感性を学ぶための科目を開設している。また、各学科の特徴ある科目を他学科においても開設し、幅広い医学教養を学習する機会を設けている。

明治国際医療大学

表 3-2-5 学科別教養系科目一覧

	鍼灸学科	柔道整復学科	救急救命学科	看護学科
人間と社会	大学の教育と研究	大学の教育と研究	大学の教育と研究	大学の教育と研究
	心理学	心理学	心理学	心理学
	コミュニケーション論	コミュニケーション論	コミュニケーション論	コミュニケーション論
	基礎ゼミⅠ	基礎ゼミ	日本国憲法（法学含む）	日本国憲法（法学含む）
	基礎ゼミⅡ	現代国語読解	現代国語読解	現代国語読解
	現代国語読解	日本国憲法	伝統医学の歴史と哲学	伝統医学の歴史と哲学
	日本国憲法	生活と環境	基礎ゼミ	基礎ゼミⅠ
	生活と環境	学習技法	キャリアデザイン	基礎ゼミⅡ
	学習技法	キャリアデザイン	キャリア教育Ⅰ	生活と環境
	キャリアデザイン	キャリア教育	キャリア教育Ⅱ	学習技法
	キャリア教育	フィールドワーク実習	キャリア教育Ⅲ	国際情勢の理解
	ボランティア		生活と環境	京都の文化と理解
			学習技法	ボランティア
自然の科学	生物学	生物学	物質と自然の科学	物質と自然の科学
	物理学	物理学	生き物の科学	生き物の科学
	化学	化学	物質の反応	物質の反応
	データ解析法	データ解析法	データ解析法	データ解析法
言語と情報	英語Ⅰ	英語Ⅰ	英語Ⅰ	英語Ⅰ
	英語Ⅱ	英語Ⅱ	英語Ⅱ	英語Ⅱ
	医療人のための英語Ⅰ	医療人のための英語Ⅰ	医療人のための英語Ⅰ	医療人のための英語Ⅰ
	医療人のための英語Ⅱ	医療人のための英語Ⅱ	医療人のための英語Ⅱ	医療人のための英語Ⅱ
	英語コミュニケーション	英語コミュニケーション	英語コミュニケーション	英語コミュニケーション
	中国語	中国語	中国語	中国語
	ポルトガル語	ポルトガル語	フランス語	フランス語
	手話	情報科学	手話	手話
	情報科学	医療情報学	情報科学	情報科学
医療情報学	手話	医療情報学	医療情報学	
医学教養	生命倫理	生命倫理	生命倫理	生命倫理
	関係法規	医療概論	医学概論	医学概論
	社会保険制度と職業倫理	医療面接法	医療コミュニケーション学	医療コミュニケーション学
	医療概論	社会保障概論	看護学概論	東洋医学概論
	高齢者と福祉	統合医療概論	介護実習	東洋医学診断学・治療学
		看護学概論	東洋医学概論	包帯・固定学
		鍼灸・東洋医学入門	東洋医学診断学・治療学	応急・救急法とその後
		応急救急処置実習	包帯・固定学	世界の統合医療
			医療安全学	

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫・開発と効果的な実施については、「FD 委員会」を中心に取組んでいる。「FD 委員会」では、「教学の理念」及び学科等の「教育目標」に基づいて、教育の質向上を図るための企画、立案、実施及び調整等の活動を組織的に行っている。令和元(2019)年度の「FD 研修会」としては、「100 分講義に対する意見と工夫」「Active Learning 入門～“From Teaching to Learning”の意味を正しく捉えよう～」「発達障害圏（神経発達症群）及び低学力者に対する教育的配慮」の計 3 回を実施するとともに、教員相互の「授業参観」を全学科対象に実施している。大学院研究科においては、「大学院委員会」及びその下部組織である「大学院教育検討委員会」が組織的に活動している。【資料 3-2-11】【資料 3-2-12】

全学科で医療系国家資格の受験資格が取得可能であり、教育課程はそれぞれの資格に定められた指定規則に則って編成されている。この中には、専門的な知識技術を学ぶための実技実習教育が含まれており、これらの授業においては教員を複数名配置して細かい実技実習教育を行っている。また、鍼灸学科では、TA 制度を活用して教授方法の工夫を行っている。

令和元(2019)年度からは、学生が能動的に授業に参加して学ぶアクティブ・ラーニングを推進し、教育効果を更に高めるために 1 コマの授業時間を 90 分から 100 分に変更している。このことから各学科でアクティブ・ラーニングを取入れた授業が増加した。【表 3-2-1】

表 3-2-1 アクティブ・ラーニングの実施状況

	平成 30 年度	令和元年度
鍼灸学科	4 科目	23 科目
柔道整復学科	6 科目	41 科目
救急救命学科	5 科目	22 科目
看護学科	19 科目	68 科目

※授業形態として、グループワーク、ディスカッション等のアクティブ・ラーニングを実施する旨、シラバスに明記されているもの

学修環境の向上として、平成 28(2016)年度からラーニング・コモンズをキャンパス内の 2 ヶ所に設置している。PC やスマートフォンの画面を共有できる大型ディスプレイを配置し、グループで資料を協同作成できる大型タッチディスプレイを導入しており、学生の自学自習意欲を高めコミュニケーション能力の向上に寄与している。【資料 3-2-13】

教授方法の開発として、平成 26(2014)年度から「学内研究助成制度」による教育改革を志向した研究を募集している。令和元(2019)年度には、「学習困難な学生に対する認知カウンセリングに基づく図式化活用の実践的研究」「実技実習の学修成果化を高めるためのシステム開発-予習・復習・実技評価・フィードバック方法の開発-」「期末試験等の問題を活用した統合データベースの構築と解析」の 3 テーマが採択され、研究成果の報告として「学内研究助成成果発表会」を行っている。【資料 3-2-14】

各学科では、ディプロマ・ポリシーを具現化するための教授方法の工夫・開発を行っている。

鍼灸学科では、独自に開発した体調管理ソフト「YOMOGI」を用いて学生の体調管理を行い、体調や性格、自己効力感、認知特性を踏まえた個に応じた指導を行っている。【資料 3-2-15】【資料 3-2-16】【資料 3-2-17】【資料 3-2-18】

また、鍼灸師として重要な臨床能力を付けるための臨床実習は、実習マニュアルによる自覚の向上とポートフォリオによる振り返りを促している。【資料 3-2-19】【資料 3-2-20】【資料 3-2-21】

柔道整復学科では、学生の成績に則した授業の工夫やアクティブ・ラーニングを実施するために「学科会議」で意見交換を行い、学科の「カリキュラム委員会」「国家試験対応委員会」で授業改善に取り組んでいる。【資料 3-2-22】

救急救命学科では、ディプロマ・ポリシーである「主体的に救急救命処置が実践できる力を養う」ことを達成するため、「救急処置実習 A-I」から「救急処置実習 A-IV」までが設けられている。これらの科目では、本学独自で作成した「特定行為ハンドブック」を活用し、体系的な実技指導を行っている。本教材をあらかじめ学生に配付することで、授業における学習効果の向上のみならず自宅学習の能率化を図っている。【資料 3-2-23】

看護学科では、エビデンスに基づく看護を実践できるように、講義で理論を学び援助論で更に具体的に看護の実践を学ばせている。実践方法の教授については、実技演習を多く取り入れ、視聴覚教材も用いている。また、対象を理解するうえでコミュニケーション技術が重要であることから、カリキュラムにおいてもコミュニケーション学や技法も組み込み、グループワーク等を取り入れコミュニケーション能力を培っている。また、看護学科内に「FD 委員」を設け、大学の「FD 委員会」とリンクさせて研修への参加を促し、教員会議等で交流し、学びを拡げている。教育内容については、「学部領域長会議」「学部教員会議」「学部学科会議」において議論しており、学外研修等で得た知識を共有している。【資料 3-2-24】

【資料 3-2-25】

鍼灸学研究科では、大学院生が鍼灸医学の履修科目を積み上げ式に、効率よく学修するために、基盤科目の内容、編成を見直し、平成 30(2018)年度から、新入学初頭教育科目である「スタートアップ」、基礎科目である「ベーシック」、発展科目である「アドバンス」の 3 つの細目に分け、それぞれ 2 科目、3 科目、5 科目の編成として順番に実施している。

保健医療学研究科柔道整復学専攻では、科目を目的に応じた 5 つの群に分け、体系的な教育を実施しており、その中でも「研究者・医療人としての基本的能力を高めるための基盤科目群」が特徴である。「国際コミュニケーション演習」では、柔道整復師の伝統的な知識と技術を海外に向けて発信するため、外国人講師による英語授業でコミュニケーション力を高め、海外文化を理解させている。「プレゼンテーション演習」では、研究内容を社会に還元するプレゼンテーション能力を向上させるため、著名な研究者にプレゼンテーション技法を教授してもらい、演習によりその能力を高める授業を実施している。また、「インターンシップ演習」では、研究所を備えた病院で一定期間実務を体験させ、研究能力が臨床現場にどのように還元できるのかを学ばせている。【資料 3-2-26】

このほか個々の教員が授業終了後に「授業評価アンケート」を実施し、その分析結果のフィードバックは「Active Portal」のアンケートページで適宜行っており、教員それぞれが自身の結果を確認することで、次年度以降の教授方法の工夫に繋げることとしている。

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 3-2-11】 2019 FD Newsletter Vol.16～18
- 【資料 3-2-12】 令和元年度 授業参観実施計画
- 【資料 3-2-13】 ラーニング・コモンズ
- 【資料 3-2-14】 平成 30 年度 学内研究助成成果発表会
- 【資料 3-2-15】 身体測定アプリ「YOMOGI」の無料配布について
- 【資料 3-2-16】 「YOMOGI」による調査結果及び指導等
- 【資料 3-2-17】 認知特性アンケートによる結果等
- 【資料 3-2-18】 鍼灸総合演習 I 認知特性の活かし方
- 【資料 3-2-19】 鍼灸臨床研修マニュアル
- 【資料 3-2-20】 2019 年度 学外鍼灸臨床実習（京都駅前鍼灸院・京都桂川鍼灸院）
- 【資料 3-2-21】 附属鍼灸センター実習 実習簿
- 【資料 3-2-22】 2019 年度 柔道整復学科 学科内委員会関連 組織一覧表
- 【資料 3-2-23】 特定行為ハンドブック（もくじ）
- 【資料 3-2-24】 シラバス（小児看護援助論 I 及び II）
- 【資料 3-2-25】 令和 2 年度 看護学部委員会構成一覧
- 【資料 3-2-26】 2019 年度保健医療学研究科シラバス（抜粋）

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

各学科・研究科においては、ディプロマ・ポリシーに基づいた特色あるカリキュラムを開発・実施しており、今後も社会情勢等の変化に即して見直していく。また、ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーの点検・見直しを図っていく。今後も特色あるカリキュラムや教授法の開発に取組み、学修者の積極的な授業への参加を促すアクティブ・ラーニング等を活用した教授法を更に普及していく。そのためには継続して「FD 研修会」を実施し、全学科の教員間での認識を深め、授業公開を通じて普及させていく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

本学では、三つのポリシーを踏まえた学修成果について、「学修状況（期末評価）」「授業評価アンケート」「国家資格取得状況」「就職状況」「卒業生満足度アンケート」「就職先事業所等に対するアンケート」を実施することで点検・評価している。

鍼灸学科では、ディプロマ・ポリシーの「①知識・理解」や「②思考・判断」を具現化するために「臨床病態学」「臨床病態推論学」を開講し、「医療面接」においてロールプレ

イを通して「④態度・人間性」「⑤技能・表現」の修得に努めており、実技試験ではルーブリック評価を導入し、学生・教員間で評価を共有している。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】

柔道整復学科では、1年次の「包帯学実習」はディプロマ・ポリシーの「適切な柔道整復技術を安全に用いることができる」の具現化に密接に係わる科目であり、技術の到達目標をルーブリックによる評価指標として学生に提示し学修を行っている。また、ルーブリックをもとに「包帯チェックシート」を作り、学生自らが採点し、客観的に自己評価できるように工夫している。【資料 3-3-4】【資料 3-3-5】

救急救命学科のディプロマ・ポリシーである「主体的に救急救命処置が実践できる力を養う」ため、「救急処置実習 A-I」から「救急処置実習 A-IV」では「心肺蘇生スキルチェック」の評価表を作成し、客観的かつ定量的な履修度評価を実施している。令和元(2019)年度は、スキルチェックの結果を学科教員内で共有し、授業内容の改善点を挙げることで、次年度以降の「救急処置実習」の指導内容に還元している。【資料 3-3-6】【資料 3-3-7】

看護学科のディプロマ・ポリシーは「知識・理解」「思考・判断」「関心・意欲」「態度」「技能・表現」の領域からなるが、特に実習においてこれらの内容が評価できることから、全実習領域においてルーブリックを作成し評価に活用している。通常の講義においては、出席確認の用紙に感想や質問を記入するスペースを設け記入させることで、個々の学生の理解度や興味を担当教員が細かく把握し指導に繋げている。【資料 3-3-8】

鍼灸学研究科のディプロマ・ポリシーに「先端的研究を推進することができる高度な知識と研究能力を修得する」とあり、大学院生がこの目標に到達できているかを点検するために、平成 30(2018)年度から基盤科目及び専門科目（特別研究を含む）の単位認定の評価内容を検討・修正し運用している。【資料 3-3-9】【資料 3-3-10】

保健医療学研究科は、ディプロマ・ポリシーの①表現・態度・人間性、②知識・理解・判断・技能を基にして③思考・意欲・関心を具現化し、研究能力を十分に修得した高度専門職業人の育成を目指している。研究能力の修得に関し、研究指導教員が適切に指導するとともに、研究科としても特別研究の実施状況を確認する体制をとっている。また 2 年次に「中間発表会」を実施し、必要に応じて追加の実験などを指導できる体制を取っている。

学修状況については、各授業担当者が「講義概要（シラバス）作成要項」により作成したシラバスに基づいて評価を行っている。シラバスには、1) 授業の方法（講義・演習・実技・実習、アクティブ・ラーニングの有無を含む）、2) 科目の授業目標、3) 授業計画（授業ごとの学修の到達目標、授業の内容、授業回数）、4) 成績評価の方法（試験、レポートなど）・基準、5) 授業外学習（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間、6) 当該授業科目とディプロマ・ポリシーとの関連等を記載することとしている。また、作成されたシラバスは、担当者以外の教員が確認することで客観性を担保している。単位認定者は、シラバスに記載された目標、成績評価基準、当該科目が対応するディプロマ・ポリシーに基づいて学修成果を客観的に点検・評価している。また、学修成果が評価基準に満たないものに対しては、補講・課題提出等により再評価を行っている。更にこれらの学修成果は「Active Portal（学修支援システム）」上で単位の修得状況、卒業要件の達成度、出欠状況、GPA 等の履修状況として随時確認することができ、「学年アドバイザー」「学生アドバイザー」が学生個々の学修成果を点検・評価し、学修支援するためのツール

として運用している。

大学院研究科においては、研究指導教員が「中間報告会」での中間報告やプレゼンテーション等を通して研究の進捗状況や問題点等の点検・評価を適宜行っている。【資料 3-3-11】

【資料 3-3-12】 【資料 3-3-13】

「授業評価アンケート」は、専任教員が担当する必修科目を対象に、学期ごとに最終講義時「Active Portal」を用いてオンラインで行っている。「授業評価アンケート」の実施内容は、「FD 委員会」で検討している。「授業評価アンケート」は、“学生の授業への取組（意欲、出席率、予習・復習、私語・携帯電話の使用・遅刻・途中退出）” “授業について（理解、進度、興味・関心）” “教員（教え方、教材・資料、熱意・意欲、工夫）” “授業全体（学び）” についての 12 項目（4 件法で評価）と自由記述からなる。このように学生の授業への取組態度、授業目標の到達度、教員の指導等を「授業評価アンケート」から点検・評価している。また、大学院研究科については、通信制では学期末に「面談用アンケート」を実施している。【資料 3-3-14】 【資料 3-3-15】

令和元(2019)年度の国家試験の合格率は、はり師 90.5%（全国平均 90.0%）・きゅう師 90.5%（同 89.6%）、柔道整復師 77.8%（同 84.8%）、看護師 87.7%（同 94.7%）・保健師 88.2%（同 96.3%）・助産師 100%（同 99.5%）であり、はり師・きゅう師の合格率は全国平均を上回ったが、柔道整復師、看護師・保健師の合格率は全国平均を下回っている。国家試験対策としては、学科ごとに過去問の分析に基づいた指導、学内模擬試験、外部模擬試験の成績等により学修成果の点検・評価を行っている。なお、前年比は表 3-3-1 のとおりである。【資料 3-3-16】

表 3-3-1 学科別国家試験合格率

		平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度
鍼灸 学科	はり師	71.4%	90.5%
	きゅう師	77.1%	90.5%
柔道整復学科		94.7%	77.8%
看護 学科	看護師	83.3%	87.7%
	保健師	80.0%	88.2%
	助産師	100%	100%

進路状況としては、病院・医院、施術所等の就職希望と大学編入学や専門学校、大学院等への進学が主であり、令和元(2019)年度卒業生における就職希望者の就職率は 100%である。また、「卒業生満足度アンケート」は学科ごとに実施しており、アンケート内容としては、“教育内容について 15 項目” “教員について 7 項目” “施設設備について 11 項目” “各種支援について 15 項目” “満足度・その他について 7 項目” と記述質問 7 項目からなる。【資料 3-3-17】 【資料 3-3-18】 【資料 3-3-19】

就職先事業所等に対するアンケートについては、令和元(2019)年度から「就職先事業所等に対する大学教育の成果に関するアンケート調査」を過去 3 年以内の卒業生の就職先 185 事業所を対象としてアンケートを実施した。【資料 3-3-20】

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 3-3-1】 シラバス（臨床病態学）
- 【資料 3-3-2】 シラバス（臨床病態推論学）
- 【資料 3-3-3】 医療面接 ルーブリック評価
- 【資料 3-3-4】 包帯学実習 ルーブリック
- 【資料 3-3-5】 包帯チェックシート
- 【資料 3-3-6】 救急処置実習 A-Ⅱ 心肺蘇生法スキルチェック
- 【資料 3-3-7】 救急救命学科会議 議事録（令和元年度 第 1 回～第 12 回）
- 【資料 3-3-8】 急性期看護学実習ルーブリック評価
- 【資料 3-3-9】 大学院委員会（資料）（令和元年度 第 12 回）
- 【資料 3-3-10】 大学院委員会（資料）（令和 2 年度 第 2 回）
- 【資料 3-3-11】 保健医療学研究科研究指導スケジュール表（2018 年設置届出時の書類）
- 【資料 3-3-12】 令和元年度 通学制大学院の中間報告会について（資料）
- 【資料 3-3-13】 令和元年度 通信制大学院の中間報告会について（資料）
- 【資料 3-3-14】 令和元年度 授業評価アンケート（実施計画）（結果）
- 【資料 3-3-15】 通信制大学院 前期末 面談用アンケート（資料）
- 【資料 3-3-16】 学科別国家試験対策に係る資料
- 【資料 3-3-17】 大学ホームページ（就職率）
- 【資料 3-3-18】 令和元年度卒業生 進路決定集計
- 【資料 3-3-19】 卒業生満足度アンケート（結果）
- 【資料 3-3-20】 就職先事業所等に対する大学教育の成果に関するアンケート調査票

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修状況については、学期末試験後に「Active Portal（学修支援システム）」上で単位の修得状況、卒業要件の達成度、出欠状況及び GPA 等の履修状況を随時確認することができる。

期末試験で単位を修得できなかった学生に対しては、単位認定者が補講等により試験結果のフィードバックを行った後に再試験・再評価を実施している。進級及び卒業認定については、「教授会議」「学科会議」を経て教授会で決定している。これらの結果は、各学科及び学科教員にフィードバックされ、次年度以降の学科の学修指導に活用している。

大学院においては、研究指導教員がスクーリングや「中間発表会」等を通して学修成果の点検・評価を行い、随時フィードバックを行っている。

「授業評価アンケート」の結果はポータルサイト上で随時確認することができるため、単位認定者に速やかに集計結果をフィードバックすることができ、次年度の授業に向けての改善を行う機会となっている。

国家試験の合格率や進路状況は、「管理運営会議」教授会、各学部の「教授会議」「学科会議」を経て全教員に報告され、次年度以降に向けた改善に取組み、より良い対策を検討する機会となっている。【資料 3-3-21】【資料 3-3-22】【資料 3-3-23】【資料 3-3-24】

過去 10 年間の学修成果の点検・評価として、令和元(2019)年 11 月に学長の諮問を受け

「教学運営会議」において学修成果の状況として、過去 10 年間の平均退学率、留年率、修業年限卒業率等を指標とした学修成果の実情についての分析結果が報告された。これを受けて退学・留年を抑制するための取組みとして、1～2 年生への対応に重点を置くこととした。【資料 3-3-25】

鍼灸学科では、模擬試験の結果を個人や科目ごとに分析し、国家試験指導の教員が共有し指導に活かしている。また、国家試験の終了直後から模範解答を作成し、自己採点を行わせるとともに、設問に関する正答率と識別指数を算出し、該当科目の改善に活かしている。【資料 3-3-26】

柔道整復学科では、国家試験の結果発表後に「国家試験対応委員会」を開催し、当該学年の模試成績の年間推移、科目別の得点率を一覧表にして会議資料とし、データを踏まえて翌年度の国家試験対策の方針を決めている。なお、この内容は「学科会議」でも検討し、学科科目担当教員に周知している。【資料 3-3-27】

救急救命学科では、科目・個人ごとに筆記試験等の履修状況を分析し指導に活かしている。特に「救急処置実習 A-I」から「救急処置実習 A-IV」で用いている「スキルチェック評価表」は、学生へのフィードバックのツールとして機能している。また、履修学生に対する意識付けや成績不良者に対するサポートを充実するために、予習レポートの実施、授業後の小テストによる復習を行うことで、実技技能のみならず、知識の定着を図り、学習効果を高めている。【資料 3-3-28】

看護学科では、各科目の理解については筆記試験やレポートでの評価を行い、基本的な看護技術に関しては実技試験を行い評価している。実技については技術を獲得するまで指導を行っている。実習については評価点に達しない場合は再実習を行っている。実習施設とは受持ち患者の選択等について調整を行い、年度末には「総括会議」を持ち次年度の実習に活かしている。科目担当者等については、「領域長会議」で意見を吸い上げ、「教授会議」で担当者の選定等も議論し、改善に結びつけている。【資料 3-3-29】

鍼灸学研究所では、毎年 3 月修了を迎えた大学院生に、在学中の「大学院修了者満足度アンケート」を行い、その結果を「管理運営会議」、教授会に報告するとともに、満足度が低い項目について、意見・要望に対する改善に取組み、次年度に向けた改善を行っている。また、「鍼灸医学分野の研究者として自立した研究活動を行うことができる」とともに、その基礎となる豊かな学識と学際的な視野を身につけることを目的」とするカリキュラム・ポリシーの内容を実現するために、基礎科目を平成 29(2017)年度に見直し、一部変更のうえ「スタートアップ」「ベーシック」「アドバンス」に 3 分し、積上げ方式で平成 30(2018)年度 4 月から実施している。この教育課程を学修し、修了した大学院生に対する「大学院修了者満足度アンケート」の結果は良好であった。

保健医療学研究所では、学位論文の審査基準を明確に定め、「審査委員会」「大学院委員会」が学位論文を適切に審査することで、目的に応じた教育が適切に行えたかどうかの評価ができる仕組みを整えている。保健医療学研究所は令和元(2019)年 4 月に設置されたため、令和 2(2020)年 5 月の時点では修了生がいない。そのため、令和 2(2020)年度の学位論文審査後に鍼灸学研究所と同様の「大学院修了者満足度アンケート」を実施し、修了生の意見を精査し、評価体制にフィードバックする予定である。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 3-3-21】 管理運営会議（資料）（令和 2 年度 第 1 回）

【資料 3-3-22】 教授会（資料）（令和 2 年度 第 1 回）

【資料 3-3-23】 管理運営会議（資料）（令和 2 年度 第 3 回）

【資料 3-3-24】 教授会（資料）（令和 2 年度 第 2 回）

【資料 3-3-25】 教学運営会議 議事録（令和元年度 第 7 回）

【資料 3-3-26】 2019 年度鍼灸学部 学内模擬試験結果

【資料 3-3-27】 2020 年度 柔整国家試験対策 1 年間の点数推移

【資料 3-3-28】 救急処置実習 A-Ⅱ 心肺蘇生法スキルチェック

令和元年度 救急処置実習 A-Ⅱ 除細動 評価票

【資料 3-3-29】 実習評価表

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

「授業評価アンケート」の結果は、担当者や学生など学内へは随時フィードバックしているが、学外への周知が行われていないため、情報公表の一環として今後は学外への周知を行っていく。また、「授業評価アンケート」の結果が担当者の授業方法・内容の改善に適切に結びつくよう「授業改善計画」の提出を求めていく。

全学科・研究科の就職希望者の就職率は 100%であるが、本学の教育が「建学の精神」「教学の理念」三つのポリシーに沿っているのかを検証するために、学生時代の教育に関する意識や職場等のニーズについて、引続き卒業生・就職先に対してアンケート調査を実施していく。なお、卒業までの学修成果については、国家試験の合格率・水準として現れることから、GPA 等をもとに分析・把握に努め、学修成果の評価を更に推し進めていく。

【基準 3 の自己評価】

「教育目的」を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、それを踏まえた「単位認定基準」「進級認定基準」「進級・卒業・修了認定基準」を策定し周知するとともに、厳正に適用している。また、ディプロマ・ポリシーと一貫性を持つカリキュラム・ポリシーを策定し、それに基づいて教育課程を編成している。

「FD 委員会」を中心とした FD 推進に取り組むとともに、学科・研究科での教授方法の工夫・開発に効果的に取り組んでいる。また、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価の運用と評価結果のフィードバックがなされている。

以上から基準項目ごとの各評価の視点から総合的に判断した結果、基準 3 を満たしていると判断する。

基準 4 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

平成 27(2015)年 4 月 1 日付の学校教育法等の一部改正を受け、学則、「大学院学則」をはじめ大学諸規定の点検・見直しを行い、新たに副学長を置くとともに、教授会等における審議事項や学長の職務と権限を明確にした。【資料 4-1-1】

「組織及び運営に関する規則」第 22 条第 1 項では、学長の職務を「校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定しており、学長は大学運営における最高責任者として意思決定を行っている。また、学長は常務理事を兼務しており、大学及び法人の意思決定と執行責任を負っている。学長の補佐体制として、副学長、学部長、大学院研究科長、医学教育研究センター長、学科長、教学部長、研究部長、事務局長及び各附属施設にセンター長等を配置しており、学長がリーダーシップを発揮するにあたってのサポートを行い、教学マネジメントの円滑な推進を担っている。【資料 4-1-2】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-1】 理事会 資料（平成 27 年 3 月 21 日 議案 X、XI、XII）

【資料 4-1-2】 学院 組織及び運営に関する規則

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

大学の使命・目的を達成するには、権限の適切な分散と責任の明確化を図る教学マネジメントを構築する必要がある、それぞれの役割を分散した教学組織と各種委員会等を整備している。

学長をトップとする教学マネジメントの組織体制は、図 4-1-1 のとおりである。また、学長のリーダーシップを補佐する副学長を置き、「組織及び運営に関する規則」第 22 条第 2 項で副学長の職務を「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と規定し学長を統括的に補佐している。なお、副学長は常務理事を兼務しており、大学及び法人の意思決定と執行責任を負っている。

大学運営に関する重要事項を審議し学長の諮問に応じるため、「管理運営会議」、教授会、「大学院委員会」及び各種委員会を設置しており、その権限・役割等は次のとおりである。

「管理運営会議」は、学長、副学長、学部長、大学院研究科長、医学教育研究センター長、学科長、教学部長、研究部長、附属図書館長、附属病院長及び事務局長で構成し、学

則第 36 条第 2 項で「教育研究に関する重要事項で、学長が別に定めるものを審議し、意見を述べる」と規定しており、月 1 回の定例会議では、学長が議長となり全学的な審議・調整を行っている。【資料 4-1-3】

教授会は、学長及び専任教授全員をもって構成し、月 1 回の定例会議では、学長が議長となり学則第 37 条第 4 項に規定する「学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること」「学位の授与に関すること」「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べることとしている。また、教授会の審議事項について検討・調整する会議組織として各学部及び医学教育研究センターに「教授会議」を置いている。【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】

「大学院委員会」は、学長、大学院研究科長及び大学院研究指導担当教授をもって構成し、「大学院学則」第 10 条第 1 項に規定する「学生の入学及び課程の修了に関すること」「学位の授与に関すること」「教育研究に関する重要事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べることとしている。なお、主要会議の開催状況は、表 4-1-1 のとおりである。【資料 4-1-9】

表 4-1-1 主要会議の開催状況

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
管理運営会議	13 回	17 回	12 回
教授会	12 回	12 回	12 回
大学院委員会	12 回	12 回	11 回

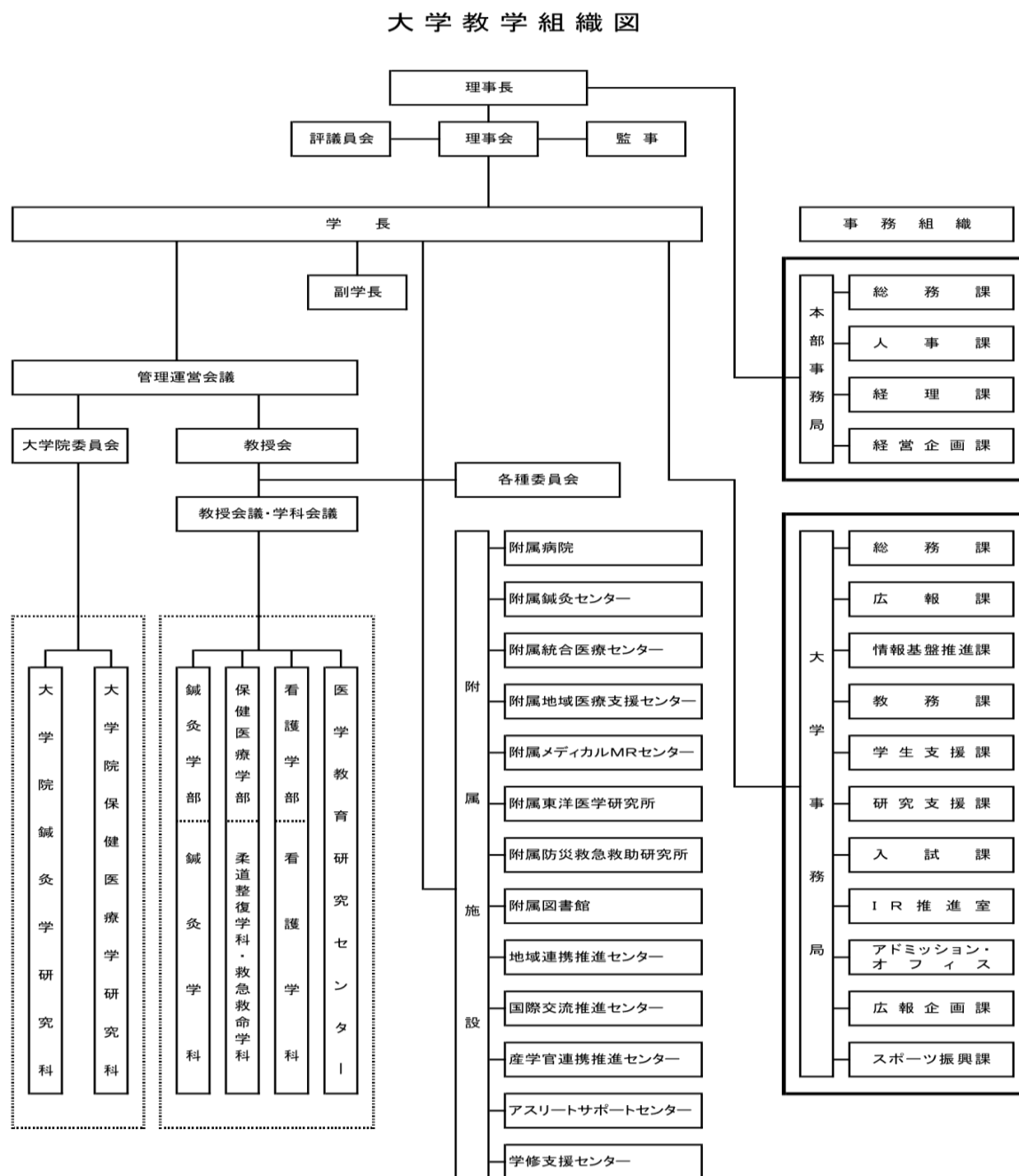
(注) 臨時開催を含む

学長は、平成 27 (2015) 年 4 月 1 日付で「教授会等の審議事項に関する申合せ (学長裁定)」を定め、「管理運営会議」教授会「大学院委員会」「教授会議」において意見を聞くことを必要とする審議事項を明示している。また、「管理運営会議」等とは別に各種委員会を置き、それぞれの委員会規程に従い必要事項を審議している。【資料 4-1-10】

なお、主な委員会として、「自己点検運営委員会」「広報会議」「ハラスメント防止対策委員会」「教育検討委員会」「教学 IR 委員会」「ファカルティ・ディベロップメント委員会」「学生支援委員会」「キャリア教育・進路支援委員会」「課外活動委員会」「研究委員会」「利益相反委員会」「ヒト研究審査委員会」「受託研究審査委員会」「動物実験委員会」「東洋医学研究所運営委員会」「図書館運営委員会」「地域連携推進委員会」「国際交流推進委員会」「産学官連携推進委員会」等があり、教職協働による教学マネジメントを構築している。

学生に対する懲戒は学則第 75 条に規定しており、事象発生時には「学生懲戒規程」に基づき教学部長及び学部長等が懲戒の原案を作成し、「学生支援委員会」での調整を経て、学長に上申され決定している。【資料 4-1-11】 【資料 4-1-12】

図 4-1-1 大学教学組織図



【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 4-1-3】 大学 管理運営会議規程
- 【資料 4-1-4】 大学 教授会規程
- 【資料 4-1-5】 大学 鍼灸学部教授会議規程
- 【資料 4-1-6】 大学 保健医療学部教授会議規程
- 【資料 4-1-7】 大学 看護学部教授会議規程
- 【資料 4-1-8】 大学 医学教育研究センター教授会議規程
- 【資料 4-1-9】 大学 大学院委員会運営規程
- 【資料 4-1-10】 教授会等の審議事項に関する申合せ（学長裁定）

【資料 4-1-11】 大学委員会委員の委嘱

【資料 4-1-12】 学生懲戒規程

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

「組織及び運営に関する規則」において、組織、職制、職務及び事務分掌等を規定している。大学・法人の事務組織は図 4-1-2 のとおりであり、本部には、本部事務局（総務、人事、経理）と経営企画室を設置し、学校法人業務の全般を担っている。大学には、大学事務局（総務、広報、情報基盤推進、教務、学生支援、研究支援、入試、IR 推進、アドミッション・オフィス）と広報戦略室（広報企画、スポーツ振興）を設置し、大学業務の全般を担っている。なお、教学マネジメントを支える基盤のひとつとして、平成 29(2017)年度に IR 推進室を設置し、教学に関する情報の収集・分析等を担っている。【資料 4-1-13】

事務職員は、専任職員 54 人、非常勤職員 15 人の計 69 人（病院を除く）で、適切な人員を配置しており、教職協働体制として教学部長及び研究部長に教員を配置するほか、教員が事務職（主幹）を兼務している。【資料 4-1-14】 【資料 4-1-15】

業務執行の体制としては、「組織及び運営に関する規則」に基づき、事務局長及び室長は学長の命を受け大学の事務を掌理し部下の職員を指揮監督しており、学長のリーダーシップのもと業務の円滑化に努めている。また、事務局長は常務理事を兼務しており、大学及び法人の意思決定と執行責任を負っている。

図 4-1-2 事務組織（病院を除く）

本部事務局	総務部 経理部	総務課、人事課 経理課
経営企画室		経営企画課
大学事務局	[管理部門] 総務部 情報基盤推進部	総務課、広報課 情報基盤推進課
	[教学部門]	教務課、学生支援課 研究支援課、入試課 IR 推進室 アドミッション・オフィス
広報戦略室	広報企画部 スポーツ振興部	広報企画課 スポーツ振興課

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-1-13】 学院 組織及び運営に関する規則

【資料 4-1-2】 と同じ

【資料 4-1-14】 令和 2 年度 本部・大学機構図

【資料 4-1-15】 令和 2 年度 本部・大学事務組織図

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

学長は、大学の最高責任者として主要会議の議長を務め、教育研究をはじめ教学マネジメントの遂行にあたり意思決定を行っている。また、使命・目的を達成するための教学マネジメント体制として、副学長、教学部長、学部長（学科長）をはじめ、学長を補佐する教学組織を整えるとともに、学長、副学長及び事務局長が常務理事を兼務することで法人の意思決定にも関与しており、学長の適切なリーダーシップが発揮できる体制を整備している。また、事務組織には適切な職員数を配置しており、教員が事務職（主幹）を兼務するなど教職協働体制についても構築している。

使命・目的の達成のため、学修者本位の教育を実現する教学マネジメントを更に推し進める必要がある。本学が設置する鍼灸学科、柔道整復学科、救急救命学科及び看護学科は、すべて国家資格の取得を目的としているが、教学マネジメント指針の「何を学び、身に付けることができるのか」を踏まえて、学修成果の可視化に努め、学修に対するモチベーション維持に繋げていく。なお、中央教育審議会大学分科会（令和 2 年 1 月 22 日）において示された「教学マネジメント指針」については、教職員すべてに周知しており、今後更に SD・FD 活動をもって積極的に取組み、教学マネジメントを牽引できる人材の育成に努めていく。

4-2 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

各学科及び大学院研究科の「教育目的」及び教育課程に即した教員について、表4-2-1 のとおり配置しており、大学設置基準及び大学院設置基準を満たしている。また、看護師学校等学校養成施設指定規則（認定規則）で求められる専任教員数についても表4-2-2 のとおり満たしている。

表4-2-1 設置基準上必要な専任教員数との比較 (人)

学 科 研究科	専任教員数					助 手	設 置 基 準 上 必 要 専 任 教 員 数	兼 任 (非 常 勤) 教 員 数
	教 授	准 教 授	講 師	助 教	計			
鍼灸学科	9	5	10	5	29	0	14	16
柔道整復学科	9	4	7	7	27	0	8	11
救急救命学科	7	2	2	5	16	1	8	9
看護学科	11	6	13	9	39	2	12	18
大学全体の収容定員に 応じ定める専任教員数	—	—	—	—	—	—	15	—
計	36	17	32	26	111	3	57	54
鍼灸学研究科※	18	7	10	2	37	0	36	1
保健医療学研究科※	9	2	5	6	22	0	12	5
計	27	9	15	8	59	0	48	6

※大学院研究科の専任教員は、学科の専任教員を兼ねる。

表4-2-2 指定規則上必要数な専任教員数との比較 (人)

学 科	入学定員数	必要教員数	専任教員数	専任教員のうち教授するのに 適当と認められる者	
はり師及びきゅう師に 係る学校 (鍼灸学科)	50	8	26	医 師	5
				鍼灸師	15
				その他	6
柔道整復師学校 (柔道整復学科)	40	7	26	医 師	2
				柔道整復師	12
				その他	12
救急救命士学校 (救急救命学科)	50	3	16	医 師	4
				救急救命士 (5年以上従事)	8
				その他	4
看護師学校 (看護学科)	80	8 (看護師)	41	医師	5
				看護師	20
				その他	16
保健師学校 (看護学科)		3 (保健師)		医師	(5)
				保健師	6
				その他	(16)
助産師学校 (看護学科)		3 (助産師)		医師	(5)
				助産師	3
				その他	(16)

() 内は再掲

教員の採用及び昇任については、「教育職員の職位に関する規程」「教育職員昇任・採用基準」に従い、学部長（学科長）が昇任・採用の候補者を学長に推薦し、「常務理事会」の承認を得て「管理運営会議」で審議・決定している。また、大学院の研究指導教員及び研究指導補助教員の適合審査は、教員の採用・昇任時に「大学院委員会」において審議のうえ決定している。【資料 4-2-1】【資料 4-2-2】【資料 4-2-3】【資料 4-2-4】

すべての専任教員を対象とする人事評価「目標管理制度」を導入しており、評価結果は昇任等の処遇に反映している。具体的には、教員個々の職務執行の状況について、「教育活動」「研究活動」「診療活動」「その他の活動（委員会やプロジェクト等での活動）」に分類して比率配分を設定のうえ「職務記述書（Job Description）」をもって年間の職務目標を設定させている。なお、設定する目標は、例年、理事会で決定した法人の事業計画に沿ったものとし、年度末には所属上司による一次評価と学長を含む二次評価を行い、それぞれ評価結果は本人にフィードバックしている。【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 4-2-1】 大学 教育職員の職位に関する規程
- 【資料 4-2-2】 大学 教育職員昇任・採用基準
- 【資料 4-2-3】 第 12 回大学院委員会議事録（令和 2 年 3 月 19 日）
- 【資料 4-2-4】 大学院人事について（令和 2 年度）
- 【資料 4-2-5】 令和 2 年度 目標管理の実施について（依頼）
- 【資料 4-2-6】 令和元年度 目標管理の実施結果について

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

使命・目的及び教育目標を達成するため、「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を定め、「ファカルティ・ディベロップメント委員会（FD 委員会）」を中心として計画的な FD 活動を行っている。なお、具体的な活動としては、「授業評価アンケート」「授業公開・授業参観」及び「FD 研修会」を実施している。

「授業評価アンケート」は、前期と後期の年 2 回実施し、学期ごとに集計結果をとりまとめ「Active Portal（学修支援システム）」に掲載することで実施結果を教員にフィードバックしている。「授業公開・授業参観」は、実施期間を定めて参加教員を募り実施している。令和元年(2019)度は、後期のみ実施しており、参観参加者には「授業参観レポート」を提出させている。「FD 研修会」は、年 3 回程度実施しており、研修会の内容は「FD ニュースレター」に取りまとめ教職員に配布するとともに、研修内容が閲覧できるよう「Active Portal」に動画を公開している。【資料 4-2-7】【資料 4-2-8】【資料 4-2-9】【資料 4-2-10】

大学間連携によるFD活動として、本学の学長が理事長を務め、鍼灸学系11大学が加盟する「鍼灸学系大学協議会」の「サマーセミナー」に参加している。令和元(2019)年7月開催のセミナーは、「セミナーハウス・クロスウェーブ梅田」において加盟大学から62人の参加者を得て開催された。また、平成27(2015)年9月に関西医療大学、宝塚医療大学、森ノ宮医療大学及び本学の4大学で「関西鍼灸系大学間連携における包括協定」を締結してお

り、主幹校を持回りとする「関西鍼灸系大学連携合同FD・SD研修会」を開催している。なお、平成30(2018)年度は本学が主幹校となり、平成30(2018)年11月16日に「SD研修会」、令和元(2019)年6月1日に「FD研修会」を開催した。【資料4-2-11】【資料4-2-12】【資料4-2-13】【資料4-2-14】

「大学コンソーシアム京都」の事業として「京都FD交流会」が企画されており、令和元(2019)年度は、8月1日、11月13日及び2月22日の計3回が実施され、本学「FD委員会」の委員長を含む担当者が出席し、FD活動の活性化に努めている。【資料4-2-15】

教員の教育活動及び研究活動等を表彰する制度として、「ベストティーチャー賞」「パブリシティ・オブ・ザ・イヤー賞」を設けている。各賞の候補者は、教授からの推薦をもって選考委員会で選考しており、年度はじめの「教職員連絡会」において、学長から表彰することで教員のモチベーション・アップに繋げている。なお、この制度は、平成25(2013)年度に創設され毎年表彰を行ってきたが、令和元(2019)年度以降、表彰者の推薦が行われていない。【資料4-2-16】【資料4-2-17】【資料4-2-18】【資料4-2-19】

【エビデンス集（資料編）】

【資料4-2-7】 大学 ファカルティ・ディベロップメント委員会規程

【資料4-2-8】 2019年度 授業評価アンケートについて（実施結果報告）

【資料4-2-9】 令和元年度 授業公開・授業参観実施報告

【資料4-2-10】 明治国際医療大学 FD ニュースレター

（令和元年度 第1回、第2回、第3回FD研修会 報告）

【資料4-2-11】 鍼灸学系大学協議会会則

【資料4-2-12】 令和元年度 鍼灸学系大学協議会（第3回サマーセミナー報告）

【資料4-2-13】 関西鍼灸系大学間連携における包括協定

【資料4-2-14】 関西鍼灸系大学連携合同FD・SD研修会実績

【資料4-2-15】 大学コンソーシアム京都FD交流会資料

【資料4-2-16】 明治国際医療大学 ベストティーチャー賞審査要項

【資料4-2-17】 ベストティーチャー賞 受賞者一覧

【資料4-2-18】 明治国際医療大学 パブリシティ・オブ・ザ・イヤー賞審査要項

【資料4-2-19】 パブリシティ・オブ・ザ・イヤー賞 受賞者一覧

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

「教育目的」及び教育課程に沿った教員の確保と配置に努めており、大学設置基準、大学院設置基準及び学校養成所指定規則（認定規則）についても遵守している。

教員の教育活動、研究活動及び診療活動等を評価する「目標管理制度」については、教員のモチベーションを維持するためにも継続していく必要がある。また、「自己点検・評価報告書（年報）」の中で取りまとめている教員の研究業績については、今年度から研究者の情報を一元管理し、研究業績をリアルタイムにWebに公開できる研究業績管理システムを導入し、文部科学省リサーチマップ（research map）と連動させるなど、研究者の情報管理、研究交流、大学広報等に活用することとしている。なお、同システムの稼働は、令和2(2020)年9月を予定している。

「授業評価アンケート」「授業公開・授業参観」「FD 研修会」等の FD 活動については、教学マネジメントの更なる構築を図るためにも、教学マネジメント指針を活用しながら、「FD 委員会」「教学 IR 委員会」等においてより計画的に教学改革に供していく。

4-3 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の資質・能力向上を図るSD(Staff Development)活動として、「管理職研修会」「一般職研修会」等を実施しており、令和元(2019)年度には概ね5回開催している。また、「日本私立学校振興・共済事業団」「日本私立大学協会」「私学経営研究会」等が主催する学外での研修会にも参加しており、令和元(2019)年度には概ね43回参加している。加えて「公益財団法人 関西生産性本部」が主催する「学校経営イノベーション研究会」にも新たに参画するとともに、「大学コンソーシアム京都」の「SD研修委員会」に担当者を派遣している。研修会参加後は、「復命書」による関係部署への報告とともに、報告会の開催など情報の共有化に努めている。【資料4-3-1】【資料4-3-2】【資料4-3-3】

平成 25(2013)年度から、すべての専任職員・教員を対象として「目標管理制度」を導入している。この制度は、法人の事業計画に基づき個人目標を設定して業務に取り組むもので、年度末には日々の職務内容、プロジェクトでの役割、業務改善の目標等について上司評価を行い、結果は本人にフィードバックしている。なお、評価の結果は、次年度の昇給・昇任等の処遇に反映している。【資料 4-3-4】【資料 4-3-5】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-3-1】 令和元年度 SD 研修会等実施・参加状況

【資料 4-3-2】 2019 年度 学校経営イノベーション研究会 会員名簿

【資料 4-3-3】 令和 2 年度 公益財団法人大学コンソーシアム京都専門委員会委員一覧

【資料 4-3-4】 令和 2 年度 目標管理の実施について（依頼）【資料 4-2-5】と同じ

【資料 4-3-5】 令和元年度 目標管理の実施結果について 【資料 4-2-6】と同じ

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

私学行政の動向等を把握するため「日本私立大学協会」等の学外研修会に積極的に参加するとともに、職員の資質・能力の向上を図る SD(Staff Development)活動に取り組んでいる。また、理事長及び学長等が加わる「管理職研修会」等を定例的に開催し、法人・大学の方向性について意思統一を図っており、今後とも教職協働体制による事業の推進に努めていくこととしている。

人事評価「目標管理制度」の実施により、すべての専任教職員が事業計画に沿った目標を設定し、日々の業務に精励している。年度末には、上司評価を行い、結果を本人にフィードバックすることで、職員の資質・能力の向上を図る PDCA サイクルを回している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運用・管理

「研究委員会規程」に基づき「研究委員会」を設置しており、研究に関する諸事項を検討し、研究の充実を図るとともに、各研究者が研究しやすい環境の確保に努めている。「研究委員会」では、様々な研究支援を検討しており、特に規模が大きいものとして、「学内研究助成」「全学横断的シンポジウム」「全学研究ポスターワークショップ」の3つを企画・実施している。【資料 4-4-1】 【資料 4-4-2】

「全学横断的シンポジウム」は、大学としての大きな研究テーマを設定して学内横断的な研究を進めることを目的としており、「全学研究ポスターワークショップ」は、学内の共同研究の推進、研究活動の活性化等を目的に実施している。【資料 4-4-3】 【資料 4-4-4】

附属施設として附属東洋医学研究所を設置しており、研究室を共同利用施設として各研究者が必要に応じて研究設備を利用できるようにしている。特にメディカル MR センター及び実験 MR 研究棟では、それぞれヒト用 MRI 装置、動物用 MRI 装置を設置し、生体の形態学的評価、脳機能・代謝物の評価など多様な情報を取得することができる。また、同じくヒト、動物を対象とした形態的及び機能的な面から研究を行うことができる研究棟及び臨床研究棟を設置している。

「東洋医学研究所規則」に基づき共同利用の各研究室には、適切に研究室の運用を行うために主任を配置し、「附属東洋医学研究所運営委員会」が統括して管理を行っている。例年 4 月のはじめには、附属東洋医学研究所の各共同利用研究室の「利用説明会」「研究関連情報説明会」を開催し、特に新任の教員及び大学院生を対象に研究を適切に行える環境整備に努めている。更に実験動物施設として4つの飼養保管施設を設置し、そのうち小動物飼養保管施設 I では SPF 動物の飼養保管を行っている。【資料 4-4-5】 【資料 4-4-6】 【資料 4-4-7】 【資料 4-4-8】

附属東洋医学研究所では、年度の研究のまとめとして「附属東洋医学研究所年報」を毎年発刊している。【資料 4-4-9】

また、令和元年度には、防災・救急救助に関する教育・研究の推進、啓蒙活動及び高い専門知識を有する人材の育成を目的に「防災救急救助研究所」を開設した。【資料 4-4-10】 【資料 4-4-11】

研究支援体制に対する教員、大学院生及び学部学生からの意見を聴取する仕組みとして、

教員に対しては「科学研究費支援に関するアンケート」調査を、大学院生及び学部学生に対しては修了・卒業時の「満足度アンケート」調査の項目の一つをそれぞれ利用している。なお、その調査内容については「研究委員会」にて確認・検討し、研究支援の改善にフィードバックできる仕組みを設けている。【資料 4-4-12】 【資料 4-4-13】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 4-4-1】 大学 研究委員会規程

【資料 4-4-2】 研究委員会 議事録（令和元年度 第 1 回、第 2 回、第 11 回）

【資料 4-4-3】 令和元年度 全学横断的シンポジウム 実施概要

【資料 4-4-4】 令和元年度 全学研究ポスターワークショップ【振替】実施概要

【資料 4-4-5】 大学 東洋医学研究所規程

【資料 4-4-6】 大学 東洋医学研究所運営委員会規程

【資料 4-4-7】 附属東洋医学研究所 共同利用研究室の紹介

【資料 4-4-8】 令和 2 年度 研究活動の手引き

【資料 4-4-9】 明治国際医療大学附属東洋医学研究所年報 2018

【資料 4-4-10】 大学 防災救助研究所規程

【資料 4-4-11】 大学 防災救急救助研究所運営委員会規程

【資料 4-4-12】 令和 3 年度分申請に係る科研費アンケート結果

【資料 4-4-13】 研究支援体制に対する学生満足度アンケート
(令和元年度卒業生アンケートより)

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究活動を遂行する研究者及び研究に關与する職員の在り方を明確に示すため、「明治国際医療大学における研究者の行動規範」を明文化し、学内の共有フォルダや大学ホームページにて公表し、学内外に周知している。【資料 4-4-14】 【資料 4-4-15】

研究活動の不正を防止するため、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定めるとともに、「研究活動不正防止ハンドブック」を作成し、学内の共有フォルダや大学ホームページで公表し、学内外に周知している。【資料 4-4-16】 【資料 4-4-17】

研究倫理教育については、「一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）」が提供する「研究倫理教育 e-ラーニング」を全教員に受講させている。【資料 4-4-18】

教員及び学生が実施するヒトを対象とする医学及び生命科学の分野における研究について、「ヒト研究審査委員会規程」に基づき「ヒト研究審査委員会」を設置し、倫理的な観点から審査し、学長に上申している。【資料 4-4-19】 【資料 4-4-20】

動物を対象とする研究について、科学的及び動物愛護の観点から適正な実施を図るため「動物実験規程」「動物実験委員会規程」に基づき「動物実験委員会」を設置し、本学の教員及び学生が実施する動物実験が法令及び「動物実験規程」に適合しているかを審査し、学長に上申している。また、毎年「動物実験委員会」による自己点検・評価を実施したうえで、平成 26(2014)年 12 月に「国立大学法人動物実験施設協議会」「公私立大学実験動物施設協議会」の「動物実験に関する外部検証事業」による検証を受けている。【資料 4-4-21】 【資料 4-4-22】 【資料 4-4-23】 【資料 4-4-24】

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 4-4-14】 大学 明治国際医療大学における研究者の行動規範
- 【資料 4-4-15】 大学ホームページ（公的研究費の不正防止について）
- 【資料 4-4-16】 大学 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
- 【資料 4-4-17】 研究活動不正防止ハンドブック（第1版）
- 【資料 4-4-18】 研究倫理教育「CITI Japan e-ラーニングプログラム」の履修について
- 【資料 4-4-19】 大学 ヒト研究審査委員会規程
- 【資料 4-4-20】 ヒト研究審査委員会 資料（令和2年度 第5回）
- 【資料 4-4-21】 大学 動物実験規程
- 【資料 4-4-22】 大学 動物実験委員会規程
- 【資料 4-4-23】 動物実験委員会 資料（令和元年度 第4回）
- 【資料 4-4-24】 動物実験に関する検証結果報告書（平成26年度）

4-4-③ 研究活動への資源配分

専任教員に対する「個人研究費」を「研究委員会」において決定・配分し、研究の助成を行っている。学内の研究活性化を目的に毎年「学内研究助成金」の公募を行い、「研究委員会」で審査し、「管理運営会議」の承認を得た後に交付している。なお、交付を受けた教員は、研究結果又は進捗状況を学内で行われる「学内助成研究発表会」で発表している。

「個人研究費」及び「学内研究助成金」経費の管理については、大学総務課及び本部経理課が厳正に行っている。【資料 4-4-25】【資料 4-4-26】【資料 4-4-27】

外部資金獲得に向け、科学研究費助成事業等の採択増加を図ることを目的に「研究委員会」の委員が、10人程度の教員の申請書作成のサポートを行うとともに、学内説明会及び外部講師を招いた勉強会の実施に毎年取り組んでいる。また、令和元(2019)年度からは、外部の支援業者を利用し、申請書作成のサポートをより充実させている。更に若手研究者の育成・支援を行うため、令和2(2020)年4月には大学院生を対象とした「リサーチ・アシスタント規程」を整備した。【資料 4-4-28】【資料 4-4-29】【資料 4-4-30】【資料 4-4-31】

【エビデンス集（資料編）】

- 【資料 4-4-25】 平成30年度 学内研究助成成果発表会
- 【資料 4-4-26】 令和2年度 研究費予算・個人研究費配分表
- 【資料 4-4-27】 令和2年度 学内研究助成金の配分について
- 【資料 4-4-28】 2020(令和2)年度申請分 科研費サポート体制一覧
- 【資料 4-4-29】 令和2年度 科研費申請サポート体制アンケート
- 【資料 4-4-30】 科学研究費助成事業申請勉強会（実施計画・実施結果報告書）
- 【資料 4-4-31】 大学 リサーチ・アシスタント規程

(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）

令和元(2019)年度から4学科2研究科の体制になったことから、以前より各研究者の研究領域が広がっており、異なる領域間での研究協力が学内で行える可能性が以前より高くなっている。そのため、「全学ポスターワークショップ」等での意見交換のみならず、学

内共同研究を積極的に進められるよう、各研究者の研究内容やトピックスなどの情報を共有できる仕組みを検討する。令和 2(2020)年度より、各研究者の業績の管理と広報をより効率的に行うために業績管理のデータベース導入を進めており、それを利用して各研究者の学外へのより積極的な広報を行い、学外共同研究の活性化を推進していく。

また、外部資金獲得に向け、各研究者の科学研究費助成事業等への申請書作成の学内外からのサポートを受ける仕組みを構築しているが、より効率的な仕組みを「研究委員会」を中心に検討する。各研究助成への申請に対し、学内共同研究を活性化することにより、学内共同研究の体制で申請することも積極的にサポートすることを検討する。例として、令和 2(2020)年度には「全学横断的シンポジウム」を、『トランスレーショナルリサーチ～東洋医学と西洋医学の接点を探る～』の内容での開催を予定し、東洋医学の特色を活かした医療系大学として学内横断的研究を進め、外部資金獲得に繋げることを検討している。

【基準 4 の自己評価】

学長は、大学の最高責任者として「管理運営会議」等の主要会議の議長を務め、大学の意思決定を行っている。また、大学の教学組織は、適切な権限の分散と責任体制の明確化が図られており、学長がリーダーシップを発揮できる教学マネジメントは構築されている。

副学長は、学長の命を受けて、大学の根幹である学生募集活動を担う「入学試験管理委員会」「大学広報会議」を主宰しており、また、教学部長及び研究部長は、教育活動及び研究活動の全般にわたり学長を補佐している。更に各種委員会は、専門性の高い知識と経験を持つ教員の中から学長が各委員長を選任し、それぞれの分野を所管させている。

教学の事務組織には適切な職員数を配置しており、更に広報、教務、入試、学生支援、スポーツ振興では、教員に事務職（主幹）を兼務させており、教職協働体制を構築している。

「教育目的」及び教育課程に沿った教員数の確保と配置を行っており、大学設置基準及び学校養成所指定規則（認定規則）についても十分満たしている。また、職能開発としての FD 活動を計画的に行っており、「授業評価アンケート」等の調査をもって PDCA サイクルを回している。また、「目標管理制度」により教員評価を行っており、昇任等に反映させている。更に「自己点検・評価報告書（年報）」を発刊することで、研究業績の公表・評価に繋げている。

職員の資質・能力向上を図る SD 活動としては、学外研修会への参加をはじめ、学長を中心とする教学部門と、理事長を中心とする管理部門の責任者による「管理職研修会」を開催しており、教職協働体制のもと教学マネジメントを推進している。

研究活動に必要な規程や施設・設備は適切に整備され、個人研究費及び学内研究助成金を適正に配分するほか、外部資金獲得の支援を行っている。また、研究活動の不正を防止するための規程を設けるとともに、研究倫理教育を全教員に受講させ、ヒトを対象とする研究には研究倫理の観点から審査し、動物を対象とする研究に対しては法令と学内の規程に適合しているかを審査し、学長が許可した研究のみが実施できる体制をとることにより、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。

以上から基準項目ごとの各評価の視点から総合的に判断した結果、基準 4 を満たしていると判断する。

基準5 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

基準項目5-1を満たしている。

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

寄附行為第3条の目的において「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、国民保健に寄与する有為な人材を育成することを目的とする」を掲げ、私立学校法及び関係法令等を遵守し、理事会及び「評議員会」を定期的に開催して堅実な法人運営に努めている。【資料5-1-1】

開学当初から「建学の精神」「教学の理念」を掲げ、私立大学として自主性を重視するとともに「組織及び運営に関する規則」等の諸規定を整備し、高等教育機関に求められる組織体制の構築に努め、社会の要請に応え得る事業を展開している。【資料5-1-2】【資料5-1-3】

例年、中期的な計画及び事業計画に基づく堅実な法人運営に努めており、中期的な計画及び事業計画については、「評議員会」であらかじめ意見を聞いたうえで理事会にて審議・決定している。また、年度終了後は、事業報告書を取りまとめ、私立学校法第47条に定める財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を本部事務局に備置き、設置校に在学する者その他利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供することとしている。また、学校教育法施行規則第172条の2で示される教育情報の9項目については、大学ホームページで公表している。【資料5-1-4】

【資料5-1-5】 【資料5-1-6】 【資料5-1-7】

【エビデンス集（資料編）】

- | | |
|---|---------------|
| 【資料5-1-1】 学院 寄附行為 | 【資料F-1】と同じ |
| 【資料5-1-2】 学院 組織及び運営に関する規則 | 【資料4-1-2】と同じ |
| 【資料5-1-3】 令和2年度 本部・大学機構図 | 【資料4-1-14】と同じ |
| 【資料5-1-4】 学校法人明治東洋医学院 中期的な計画（令和2年度～6年度） | 【資料1-2-10】と同じ |
| 【資料5-1-5】 令和2年度 事業計画 | 【資料F-6】と同じ |
| 【資料5-1-6】 理事会（令和元年度12月開催、令和2年度5月開催） | |
| 【資料5-1-7】 大学ホームページ（情報公開） | |

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

学則第1条の目的において「教育基本法及び学校教育法の精神にのっとり、深く鍼灸医学及び保健医療に関する知識と技術を中心として教授研究し、広く一般教養を高めるとと

もに、有能にして医の倫理に徹し、かつ旺盛な探究心を有し、社会に貢献する有為な人材を育成することを目的とする」と定めている。この目的を実現するため、法人の意思決定機関である理事会と諮問機関である「評議員会」を定期的開催し、適正な事業運営に努めている。

例年、理事会にて事業計画を策定のうえ、それに基づく予算を編成しており、事業計画及び予算の理事会決議にあたっては、あらかじめ「評議員会」の意見を聞いている。なお、議決を得た事業計画は、「新年教職員連絡会」において理事長から教職員に対しその内容を説明し、次年度の事業運営の方向性を示している。【資料5-1-8】

決算は、寄附行為第36条及び「理事会会議規則」第2条第5号の規定に基づき、毎会計年度終了後2カ月以内に理事会の承認を得て「評議員会」に報告している。また、事業の実績についても、毎年取りまとめ理事会及び「評議員会」に報告している。なお、決算及び事業の実績は、例年6月に「決算報告会」を開催し、本部事務局長から教職員に対し現状を説明することで理解と協力を求めている。【資料5-1-9】 【資料5-1-10】

令和2(2020)年4月1日の私立学校法改正に伴い、その改正内容を理事会、「評議員会」で審議のうえ寄附行為を変更するとともに、「役員等名簿」「役員報酬規程」「役員退職金規程」等を大学ホームページで情報公表している。

【エビデンス集（資料編）】

【資料5-1-8】 令和2年度 事業計画（令和2年 新年教職員連絡会 配布資料）

【資料5-1-9】 学院 理事会会議規則

【資料5-1-10】 令和元年度 決算報告、事業の実績（令和2年度 決算報告会 配布資料）

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

教職員の健康保持・増進のため、産業医及び衛生管理者を構成員に含む「衛生委員会」を設け、毎月開催している。産業医は、ストレスチェックで高ストレスと判断された者や時間外勤務が一定時間を超える者と面談を行うこととしている。令和元(2019)年度においては、本人の申し出に基づき、高ストレス者2人に面接指導を行った。また、「衛生委員会」の委員は、職場環境の保全のため定期的に職場を巡視しており、問題があるところには是正を指示している。【資料5-1-11】 【資料5-1-12】 【資料5-1-13】 【資料5-1-14】

環境保全の一環である節電対策としては、デマンドコントロール装置を設置して建物ごとに電力管理を行うとともに、LED照明や人感センサーの導入など省エネルギー対策に努めている。また、夏季・冬季の休暇期間には、附属病院を除いて節電対策期間を設け、年次有給休暇や振替休暇の取得を推奨している。

平成15(2003)年の健康増進法施行に伴う受動喫煙防止対策については、屋内すべてを禁煙とし、屋外に指定喫煙所を5箇所設置した。更に平成30(2018)年7月には健康増進法の一部を改正する法律が成立し、令和2(2020)年4月1日から全面施行されたことに伴い、令和元(2019)年度には大学キャンパス内の指定喫煙所を2箇所に縮小するとともに、附属病院の敷地内も全面禁煙としている。【資料5-1-15】 【資料5-1-16】

ハラスメント防止対策については、「ハラスメント防止対策に関する規則」を定め、ハラスメントに関する相談や対応策の検討を行うために「ハラスメント防止対策委員会」を

設置し、相談窓口として複数の相談員を配置している。また、ハラスメント防止の啓発を図るため、「ハラスメント防止対策講演会」を開催するとともに、「ハラスメント防止対策ガイドライン」の配布や大学ホームページへの掲載を行っている。【資料 5-1-17】 【資料 5-1-18】 【資料 5-1-19】 【資料 5-1-20】 【資料 5-1-21】

個人情報保護の観点から「個人情報の保護に関する規則」を整備している。また、法人内での自浄作用を働かすため、「公益通報等に関する規程」についても整備している。【資料 5-1-22】 【資料 5-1-23】

様々な危機事象に迅速かつ的確に対処するため「学校法人明治東洋医学院危機管理規則」に基づき「明治国際医療大学危機管理規程」を制定し、発生又は発生の恐れがある災害、事件及び事故等に迅速かつ的確に対処できるよう危機管理体制を整え、学生及び教職員の安全確保に努めている。また、大学体育館を南丹市の「指定臨時避難所」として登録しており、地域の大規模災害に備えている。【資料5-1-24】 【資料5-1-25】 【資料5-1-26】

年度はじめの「新入生オリエンテーション」では、警察署及び消防署の協力を得て、防犯研修、交通安全教育及び避難訓練等を行っている。また、大学の教職員、学生及び附属病院スタッフは、地域貢献のため「南丹船井自衛消防隊連絡協議会」主催の「消火訓練大会」に参加している。更に救急救命学科の一部の学生は、地元消防団に入団し、啓発活動や消防訓練に参加している。

令和元(2019)年度には、国土舘大学から講師を迎え、救急救命学科の教員、学生、南丹市職員（日吉支所）及び地元消防団員等を対象とした災害図上訓練「南丹市における防災・救急救助計画シミュレーション」（南丹市市民提案型まちづくり事業）を開催している。【資料5-1-27】

【エビデンス集（資料編）】

【資料5-1-11】 学院 衛生委員会規程

【資料5-1-12】 令和2年度 衛生委員会構成

【資料5-1-13】 令和2年度 衛生委員会 レジюме

【資料5-1-14】 令和元年度 ストレスチェックに係る検査結果報告書の提出について

【資料 5-1-15】 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行に伴う受動喫煙対策

【資料 5-1-16】 指定喫煙所マップ

【資料 5-1-17】 学院 ハラスメント防止対策に関する規則

【資料 5-1-18】 学院 ハラスメント防止対策委員会規程

【資料 5-1-19】 ハラスメント相談窓口・相談員一覧

【資料 5-1-20】 ハラスメント防止対策ガイドライン（リーフレット）

【資料 5-1-21】 令和元年度 ハラスメント防止対策講演会

【資料 5-1-22】 学院 個人情報の保護に関する規則

【資料 5-1-23】 学院 公益通報等に関する規程

【資料5-1-24】 学院 危機管理規則

【資料5-1-25】 大学 危機管理規程

【資料5-1-26】 南丹市 明治国際医療大学

大規模災害時における避難所 施設利用に関する協定書

【資料5-1-27】南丹市における防災・救急救助計画シミュレーション活動報告書

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的の実現のため、理事会及び「評議員会」を適切に開催し、堅実に事業を展開していく。また、私立大学として、「建学の精神」「教学の理念」に基づき自主性を重視しながら、全学挙げての教職協働体制をもって学則に定める「深く鍼灸医学及び保健医療に関する知識と技術を中心として教授研究し、広く一般教養を高めるとともに、有能にして医の倫理に徹し、かつ旺盛な探究心を有し、社会に貢献する有為な人材の育成」に努力していく。なお、学校教育法及び私立学校法等の関係法令を誠実に遵守するとともに、私立大学の行動規範となる「ガバナンス・コード」の策定にも着手していく。

環境保全、人権、安全への配慮にも心掛け、継続的に取り組んでいくとともに、危機管理体制の更なる充実に努め、救急救命学科を中心に地域の防災対策にも貢献していく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人の意思決定機関である理事会は、定例・臨時合わせて年5回程度開催しており、寄附行為「理事会会議規則」に基づいて、“法人及び法人の設置する学校の管理・運営に関する基本方針” “理事、監事、評議員及び理事長の選任” “人事のうち重要と認めたもの” “予算、借入金及び重要な資産の処分に関する事項” “決算の承認” “寄附行為の変更” “合併及び解散” “収益事業に関する重要事項” “学則及び教授会規則、その他会議の定める諸規則の制定及び変更” “前各号に掲げるもののほか、重要又は異例にわたる事項” 等を決定している。また、あらかじめ策定した事業計画に基づき予算を編成しており、予算厳守で事業を推進している。【資料5-2-1】

寄附行為第6条に基づき理事会は理事11人で構成しており、理事総数の過半数以上の出席をもって理事会は成立する。なお、寄附行為第19条第11項により、理事会に付議された事項につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなしている。【資料5-2-2】

理事の構成は、学内者に偏らず、社会経験が豊富で法人運営に優れた見識を備えた外部理事を複数人選任している。また、理事のうち理事会で選任した4人を常務理事としており、更に理事会機能を強化するため、理事長は常勤理事1人、常勤監事1人を任命している。

年度はじめに理事会日程を調整しており、令和元(2019)年度の理事会出席率は、委任出席を除き平均90.9%と良好である。また、監事についても通常1人以上が理事会に出席しており、監事の平均出席率は80%である。【資料5-2-3】

理事会機能の補佐体制として「常務理事会」を設置しており、“予算の執行に関すること” “理事会が委任したこと” “その他理事長が必要と認めたこと” を審議・処理している。

「常務理事会」は、定例的に月1回開催しており、その構成は、理事長、大学担当常務理事（学長）、大学教学担当常務理事（副学長）、総務担当常務理事（本部事務局長）、財務担当常務理事（学校事務局長）とし、このほか理事（附属病院長）と常勤理事、常勤監事が出席している。また、事務管理職者を陪席させ、法人運営の機動的な意思決定を行っている。【資料5-2-4】 【資料5-2-5】

【エビデンス集（資料編）】

- | | |
|----------------------------|--------------|
| 【資料5-2-1】学院 理事会会議規則 | 【資料5-1-9】と同じ |
| 【資料5-2-2】意思確認書 | |
| 【資料5-2-3】令和元年度 理事会出席状況 | 【資料F-10】と同じ |
| 【資料5-2-4】学院 常務理事会の設置に関する規程 | |
| 【資料5-2-5】令和2年度 理事名簿 | 【資料F-10】と同じ |

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

高等教育を取巻く環境が著しく変化していく中で、私立大学は持続的に発展しながら社会的責任を果たしていく必要がある。そのためには、理事会機能を適正に働かせ、機動的に意思決定を行う必要があり、日々の変化に迅速に対応するため「常務理事会」にて理事会の委任事項等を審議・処理している。

使命・目的の達成に向けて、中期的な計画及び事業計画に基づく適正な予算を編成し、着実に遂行していくことで、安定した事業展開を図っていく必要がある。また、幅広く見識ある外部理事等の登用に努めるとともに、今後も各理事が適正に職務を分担し、それぞれ責任をもって職務を執行していくこととしている。

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

寄附行為第 12 条の理事長の職務において「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と定めている。また、理事長は、理事会及び「常務理事会」の議長として、大学、附属病院及び専門学校の運営に関わる重要事項を審議・決定している。本部事務局長（大学事務局長）は総務担当の常務理事として、学校事務局長は財務担当の常務理事として理事長を補佐している。また、法人経営に関わる企画・立案を担う経営企画室と、大学経営の要である戦略的な広報とスポーツ振興を担う広報戦略室を本部・大学の事務局と並列に配置し、それぞれに室長を置き、理事長からの特命を受けて業務を遂行している。これらのことから理事長をサポートする体制は整っており、理事長は法人経営の最高責任者としてリーダーシップを発揮している。【資料 5-3-1】 【資料 5-3-2】

学長、副学長、附属病院長及び大学事務局長は、理事（常務理事）として理事会、「評議員会」及び「常務理事会」（法人の管理部門）に出席するとともに、教育研究に関する重要な事項を審議する「管理運営会議」のほか「教授会」「大学院委員会」等の大学の諸会議（大学の教学部門）に出席しており、管理部門と教学部門との連携に努め意思疎通を図っている。また、すべての学部長・学科長は評議員を兼務しており、「評議員会」に出席し意見を述べている。【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】【資料 5-3-5】

各学科では「教授会議」「学科会議」等を定例開催しており、各教員からの提案や学科内の課題等を連絡・調整している。また、学科をまたがる全学的な課題等は、「管理運営会議」「教学運営会議」にくみ上げ審議している。

事務部門では、「事務管理職会議に関する規程」により、事務局長を議長とする「部課長会」を毎月開催して業務の連絡・調整を図っている。また、職員・教員を対象とした「目標管理制度」を実施しており、年度ごとの事業計画に基づき個人目標をそれぞれが設定し、日々の業務に取り組んでいる。【資料 5-3-6】

【エビデンス集（資料編）】

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| 【資料 5-3-1】 令和 2 年度 本部・大学事務組織図 | 【資料 4-1-15】 と同じ |
| 【資料 5-3-2】 学院 組織及び運営に関する規則 | 【資料 4-1-2】 と同じ |
| 【資料 5-3-3】 大学 管理運営会議規程 | |
| 【資料 5-3-4】 大学 大学院委員会規程 | |
| 【資料 5-3-5】 大学 教授会運営規程 | |
| 【資料 5-3-6】 学院 事務管理職会議に関する規程 | |

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制については、学長、副学長、附属病院長及び大学事務局長が理事（常務理事）を兼務しており、法人の管理運営機関である理事会「評議員会」「常務理事会」に出席するとともに、大学の管理運営機関である「管理運営会議」「大学院委員会」、教授会等にも出席し、法人の管理部門と大学の教学部門それぞれの立場から相互チェックを行っている。また、学部長・学科長も評議員を兼務しており、「評議員会」において法人の業務及び財務の状況等に対し意見を述べている。

監事は、寄附行為第 8 条に基づき、理事、職員又は評議員以外の者であって理事会において選出された候補者のうちから「評議員会」の同意を得て 2 人を理事長が選任している。また、監事は、理事会及び「評議員会」に出席して意見を述べるとともに、年度当初に「監査計画」を理事長に提出のうえ寄附行為第 16 条に基づく職務を行っている。

毎会計年度終了後は、本部事務局長（経理部長）及び経理部次長同席のもと期末監査を実施するとともに、理事長（校長）、学長、附属病院長、総務担当常務理事（本部事務局長）及び財務担当常務理事（学校事務局長）との理事者面談を行っている。また、期中にも会計監査人（公認会計士）と面談し、適正に監査が行えるよう意見交換を行っており、文部科学省「学校法人監事研修会」等にも出席するなど、監査業務の質向上に努めている。

これらの過程を経て、監事は法人の業務及び財産の状況に関する「監査報告書」を作成し、会計年度終了後の理事会及び「評議員会」で監査の結果を報告している。なお、監事

のうちいずれか1人は常に理事会及び「評議員会」に出席しており、令和元(2019)年度における監事の平均出席率は、理事会 80.0%「評議員会」 87.5%であった。【資料 5-3-7】【資料 5-3-8】【資料 5-3-9】

また、附属病院の事務部長、医事課長及び本部の事務局長、総務部長、経理部次長を構成員とする「内部監査」を開催しており、常勤監事は附属病院の経営改善や収支状況に関して助言を行っている。【資料 5-3-10】

「評議員会」は、寄附行為第 22 条により 25 人の評議員で組織し、寄附行為第 27 条の評議員の選任区分に基づき選任されている。また、あらかじめ会議日程を調整していることから、令和元(2019)年度における評議員の平均出席率は、委任出席を除き 83.2%であり、良好な出席状況であった。なお、私立学校法で定める諮問事項“予算及び事業計画”“事業に関する中期的な計画”“借入金及び重要な資産の処分”“役員に対する報酬等の支給の基準”“寄附行為の変更”“合併”“解散”“収益を目的とする事業に関する重要事項”と、寄附行為で定める諮問事項“寄附金品の募集に関する事項”“学則の変更”“学長、校長の任免に関する事項”については、理事長はあらかじめ「評議員会」の意見を聞いたうえで理事会に諮っている。【資料 5-3-11】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-3-7】 令和 2 年度 監事監査計画

【資料 5-3-8】 令和元年度 監事監査（期中）報告書（公認会計士との面談記録）

【資料 5-3-9】 令和元年度 監査報告書

【資料 5-3-10】 内部監査 レジюме及び資料

【資料 5-3-11】 令和元年度 評議員会出席状況 【資料 F-10】と同じ

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

学長、副学長、附属病院長及び大学事務局長は、理事（常務理事）を兼務しており、理事会、「常務理事会」に出席している。また、「管理運営会議」、教授会にも出席しており、管理部門と教学部門それぞれの立場から意見を述べ意思決定に関与している。また、すべての学部長・学科長は、評議員を兼務しており、法人の業務及び財務状況等に対し意見を述べている。これらのことから、法人・大学の相互チェック体制は整っており、各管理運営機関の意思決定は円滑に行われている。また、監事は、理事長（校長）、学長等の理事者面談とともに、会計監査人（公認会計士）とも意見交換を行い、適正な監査業務の遂行に努めている。これらのことから、監事の職務は適正に執行されており、今後も管理運営体制が適切に機能するよう注力していく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 21(2009)年度以降、帰属収支差額のマイナスが続いていることから、従前の「経営改善計画（平成 24 年度～平成 28 年度）」を見直し、救急救命学科の新設を盛込んだ「経営改善計画（平成 27 年度～令和元年度）」を策定した。【資料 5-4-1】【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】

例年 12 月の「評議員会」及び理事会において事業計画の承認を得ており、この決議された事業計画に基づき学内でヒアリングを行い、次年度予算の編成を行っている。なお、ここ 15 年間は赤字予算が続いていることから、救急救命学科の新設、看護学科の定員増、大学院保健医療学研究科柔道整復学専攻の開設等の経営改善に直結する対策を検討・実施している。【資料 5-4-4】【資料 5-4-5】

平成 27(2015)年度から取組んできた「スポーツ振興プロジェクト」の成果として、平成 27(2015)年度の 5 月 1 日現在の学生数は 625 人あったが、令和 2(2020)年度には 876 人まで回復している。また、令和 2(2020)年 4 月施行の私立学校法の一部改正に伴い作成した「中期的な計画（令和 2 年～令和 6 年）」では、救急救命学科の定員増を含み令和 4(2022)年度には黒字転換すると試算している。【資料 5-4-6】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-4-1】 明治東洋医学院 経営改善計画（平成 24 年度～平成 28 年度）

【資料 1-2-7】と同じ

【資料 5-4-2】 明治東洋医学院 経営改善計画（平成 27 年度～令和 2 年度）

【資料 1-2-8】と同じ

【資料 5-4-3】 明治東洋医学院 経営改善計画 進捗状況確認表（令和元年度実績）

【資料 1-2-9】と同じ

【資料 5-4-4】 令和 2 年度 事業計画

【資料 F-6】と同じ

【資料 5-4-5】 令和 2 年度 予算書

【資料 5-4-6】 明治東洋医学院 中期的な計画（令和 2 年度～令和 6 年度）

【資料 1-2-10】と同じ

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 22(2010)年度に「ホテル京都エミナース」を取得して収益事業（不動産賃貸業）を行ってきたが、多額な改修費用が見込まれることから、平成 29(2017)年度に取得価額を上回る金額で売却した。このことから流動比率は 418.8%に回復している。

平成 30(2018)年度には、「スポーツ振興プロジェクト」推進のため武道場及び女子スポーツ学生寮「Harmony」を建設するとともに、附属病院に電子カルテを導入した。また、令和 2(2020)年 2 月のコロナショックによる株価暴落により、令和元（2019）年度決算において有価証券評価差額を△1 億 6,650 万円計上することとなり、運用資産は大きく下がっている。この結果、令和元(2019)年度末の流動比率は 313.3%、減価償却比率は 52.0%となり、全国平均と同水準となっている。なお、令和元(2019)年度の奨学金は 1 億 6,733 万円と高額であったが、「スポーツ振興プロジェクト」推進のための戦略的経費として志願

者確保に一定の成果を挙げており、バランスを見ながら奨学費を抑制していくこととしている。

令和元(2019)年度に看護学科の定員を 60 人から 80 人に増員し、令和 3(2021)年度には救急救命学科の入学定員を 50 人から 80 人に増員することとしている。救急救命学科は、完成年度を迎えておらず経常費補助金が交付されていないが、完成年度を迎え、更に 4 学年とも定員 80 人となる令和 6(2024)年度には、大学の学納金収入は 18 億 3,200 万円を見込んでいる。【資料 5-4-7】【資料 5-4-8】【資料 5-4-9】【資料 5-4-10】

外部資金の導入として、寄附講座「養生学寄附講座」の開設をはじめ、共同研究、受託研究等を推進している。また、所在する南丹市と「南丹市と明治国際医療大学との連携協力に関する包括協定」を締結しており、体育施設の使用料無償化や市主催のスポーツイベントでの実習経費補助等を受けている。【資料 5-4-11】

附属病院では、令和元(2019)年 7 月に「地域包括ケア病床」を 37 床に増床するとともに、訪問看護や訪問リハビリ、居宅介護支援等の介護サービスにも努めている。これら地域のニーズに沿った医療展開から、令和元(2019)年度の医療収入は前年度に比べ 1 億 6,142 万円の増収となったものの、更なる患者の獲得が必要である。【資料 5-4-12】

以上のように大学の収支は改善が見込まれるものの、専門学校では学生確保に苦戦し、令和元(2019)年度の法人全体の学納金収入は前年に比べ 30 万円の増にとどまった。専門学校では、フットサル場の貸出しにより 1,550 万円の収益事業収入を得ているが、定員充足率の更なる改善とともに収益確保のための手立てが必要である。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-4-7】平成 27 年度～令和元年度 財務計算に関する書類 【資料 F-11】と同じ

【資料 5-4-8】平成 27 年度～令和元年度 事業の実績

【資料 5-4-9】財産目録（令和 2 年 3 月 31 日）

【資料 5-4-10】金融資産の運用状況（平成 27 年度～令和元年度）

【資料 5-4-11】南丹市と明治国際医療大学との連携協力に関する包括協定書

【資料 5-4-12】附属病院の収支推移（平成 27 年度～令和元年度）

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

「中期的な計画（令和 2 年～令和 6 年）」を着実に推進するため、各部署が行動計画を策定し、進捗管理を行う必要がある。具体的には、スポーツ振興を基軸とした学生確保、教学マネジメント構築による満足度の向上と退学者の抑制、学修支援の強化による国家試験合格率の向上を更に進めて行く。

経営改善としては、人件費の見直しと教育研究経費及び管理経費の抜本的な削減を図るため、月例の「常務理事会」において具体的な改善項目を掲げ、総務担当常務理事及び財務担当常務理事の主導のもと、人事評価制度の推進、各種手当の見直し、定年再雇用の見直し等による人件費の削減と施設維持経費の見直し、旅費交通費の見直し等による経費の削減を敢行することとし、附属事業等の統廃合についても検討を進めることとしている。特に収容定員が同規模の大学に比べ、本学は広大なキャンパスを有していることから、維持費が高くかつ老朽化対策についても検討していかなければならない。また、保有する遊

休地等の運用財産についても、資産運用や売却等を検討していく必要がある。

なお、恒常的に赤字となっている附属病院は、他の医療機関との連携や患者満足度の向上に努めて増収増益を図る必要がある。また、定員充足率の低い状態が続いている専門学校は、学生確保のための抜本的な改革が必要である。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

日々の会計処理においては、学校法人会計基準を遵守するとともに、「経理規程」等による適正な会計処理を行うよう努めている。（ただし、収益事業部門は、企業会計を原則として処理している。）また、予算から著しくかい離が発生した科目がある場合は、「評議員会」及び理事会の承認を得て補正予算を編成している。【資料 5-5-1】

資産運用については、「資産運用規程」に必要な事項を定め、理事会承認を得て運用しており、資産運用の状況は「評議員会」にも報告している。【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-5-1】 学院 経理規程

【資料 5-5-2】 学院 資産運用規程

【資料 5-5-3】 令和 2 年度 資産運用計画について

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

「監事監査規程」に則り、監事は、毎年「監査計画」を作成しており、会計監査は監事と独立監査人（公認会計士）が連携して行っている。監事は、独立監査人の監査情報を共有するため、年間 3 回程度（5 月・6 月・12 月）独立監査人と面談するほか、毎年 5 月に理事長（校長）、学長及び病院長等の理事者と面談している。また、理事会及び「評議員会」には、監事 2 人がほぼ出席しており、月例の「常務理事会」にも常勤監事は出席している。

【資料 5-5-4】【資料 5-5-5】

独立監査人は、下半期を中心に月 2 日間の監査日程を設定し、期中における会計処理について監査している。また、12 月には、理事長及び監事と面談し、当期における監査の重点事項について報告・確認している。【資料 5-5-6】

また、会計年度終了後の 4 月から 5 月に決算監査を実施しており、財務に関する計算書類は、独立監査人と監事との調整を経て理事会に諮られ承認を得ている。また、「評議員会」報告後は、独立監査人の監査報告書を付して適正に財務に関する計算書類を作成している。

【資料 5-5-7】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 5-5-4】 学院 監事監査規程

【資料 5-5-5】 令和 2 年度 監事監査計画

【資料 5-3-7】 と同じ

【資料 5-5-6】 令和元年度 独立監査人の監査計画

【資料 5-5-7】 令和元年度 独立監査人の監査報告書

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

学校法人会計基準はもとより、「経理規程」等の定めに従い適正に会計処理を行っている。また、補正予算の編成については、あらかじめ「評議員会」で意見を聞き理事会で決定している。

資産運用については、「資産運用規程」等に基づき理事会承認を得て実施している。今後とも学校法人会計基準をはじめ会計処理に関わる法令等の遵守に努め、公認会計士、税理士等の専門職と連携しながら適正な会計処理に務めるよう努力していく。

【基準 5 の自己評価】

中期的な計画及び事業計画に基づく堅実な法人運営に努めており、会計年度終了後は財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書を備置き、利害関係人からの請求に応じ閲覧に供している。

理事長は、「新年教職員連絡会」において事業計画の内容を説明し法人の方向性を示している。また、例年「決算報告会」を開催し、決算及び事業の実績について教職員からの理解を得ている。

理事会機能の補佐体制として「常務理事会」を設置しており、予算の執行や理事会からの委任事項等を審議しており、機動的な意思決定に努めている。また、理事会機能の向上のため、社会経験が豊富で法人運営に優れた見識を備えた外部理事を複数人選任している。

学長、副学長、附属病院長及び大学事務局長は、理事（常務理事）として理事会「評議員会」及び「常務理事会」に出席するとともに、「管理運営会議」「教授会」「大学院委員会」等の大学の諸会議にも出席しており、管理部門と教学部門との意思疎通に努めている。また、すべての学部長・学科長は、評議員を兼務している。

監事は、会計年度終了後、期末監査及び理事者面談を行うとともに、常時、公認会計士との意見交換を行い適正な監査に努めている。

平成 21(2009)年度以降、帰属収支差額のマイナスが続いているが、スポーツ振興による定員確保は着実に結果が出ており、看護学科及び救急救命学科の定員増も収支改善に繋がっている。これらの結果、今年策定した中期的な計画では、令和 4(2022)年度には黒字に転換すると試算している。

以上から基準項目ごとの各評価の視点から総合的に判断した結果、基準 5 を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証の推進にあたり、学則第 1 条の 2「本学は、第 1 条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」に基づき、学長を委員長とする「自己点検運営委員会」を設置し、全学を対象とする自己点検・評価の実施に係る方針を策定している。また、「自己点検運営委員会」のもとに「自己点検実施委員会」を置き、副学長を委員長、大学事務局長を副委員長として、自己点検・評価を実施・検証し、その結果を「自己点検運営委員会」に上程している。なお、教学部長及び研究部長については、各学科及び研究科・専攻の教育研究活動の状況を掌握し、自己点検・評価に努めている。【資料 6-1-1】【資料 6-1-2】

教員組織として「医学教育研究センター」を設け、基礎教養及び基礎・臨床医学に関する事項を学部横断的に担っている。また、「附属東洋医学研究所」「地域連携推進センター」「国際交流推進センター」「産学官連携推進センター」「アスリートサポートセンター」「学修支援センター」等を設けるとともに、「附属東洋医学研究所運営委員会」「地域連携推進委員会」「国際交流推進委員会」「産学官連携推進委員会」等の委員会は、それぞれの所掌事項に責任を持っており、内部質保証のための責任体制は適切に構築されている。なお、大学教育において最終的に保証されるべき質は、学生の学びの内容と水準であり、これらはディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示しており、各学科及び大学院の教授方法の開発や適切な評価による学修成果のフィードバック等により担保されている。【資料 6-1-3】【資料 6-1-4】【資料 6-1-5】【資料 6-1-6】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-1-1】 大学 自己点検運営委員会規程

【資料 6-1-2】 大学 自己点検実施委員会細則

【資料 6-1-3】 令和 2 年度 本部・大学機構図

【資料 4-1-5】 と同じ

【資料 6-1-4】 大学 医学教育センター教授会議規程

【資料 6-1-5】 令和 2 年度 教員組織表

【資料 1-2-15】 と同じ

【資料 6-1-6】 大学委員会委員の委嘱

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

学修者本位の学びを実現するためには、内部質保証のための教学マネジメントの構築に傾注しなければならない。今後とも学長をトップとして、副学長、教学部長及び研究部長をはじめ、各学科、医学教育研究センター、大学院研究科、附属施設及び大学事務局が協力しながら、学長のリーダーシップが発揮できる体制を維持していかなければならない。

また、自己点検・評価の主体組織である「自己点検運営委員会」「自己点検実施委員会」が中心となり、各種会議・委員会と連携・協力を図りながら、責任を明確にした点検・評価に努め、内部質保証の更なる質向上に努める。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

学則第 1 条の 2 に基づき、教育研究内容と水準を保証するため「自己点検運営委員会」を設置しており、その下部組織として「自己点検実施委員会」を設け、令和元(2019)年度には大学機関別認証評価の評価基準等に準拠して「令和元年度 明治国際医療大学 自己点検評価書」を作成した。なお、令和元(2019)年度における「自己点検実施委員会」の開催回数は 7 回であった。【資料 6-2-1】

また、前回の大学機関別認証評価の受審結果は、「平成 26 年度 大学機関別認証評価 自己点検報告書」として「大学機関別認証評価 評価結果報告書」とともに大学ホームページで公表している。【資料 6-2-2】

経営面での点検・評価については、5 カ年の「学校法人明治東洋医学院 中期的な計画」を策定するとともに、例年、事業計画を策定して計画的な事業運営に努めている。なお、事業計画は、「常務理事会」にて「事業運営方針」を決定し、その方針に従い各部署が責任をもって計画しており、この事業計画を着実に実行することで適切な事業運営に繋げている。また、年度終了後には、事業実績及び事業報告書を作成し、事業報告書は大学ホームページで公表している。【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】【資料 6-2-5】【資料 6-2-6】【資料 6-2-7】

今回の大学機関別認証評価の受審にあたり制作した「令和 2 年度 大学機関別認証評価 自己点検評価書」は、「エビデンス集（データ編）」も含め、作成に関わった教職員に限らず、学内外の関係者に配付するとともに、大学ホームページ等に掲出し、自己点検・評価の結果を周知していく。また、今後も全学体制で恒常的に自主的・自律的な自己点検・評価を継続していき、内部質保証の質を更に高めていく。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-2-1】 令和元年度 明治国際医療大学 自己点検評価書

【資料 6-2-2】 大学ホームページ（情報公開）

【資料 6-2-3】 明治東洋医学院 中期的な計画（令和 2 年度～令和 6 年度）

【資料 1-2-10】と同じ

【資料 6-2-4】 令和 2 年度 事業運営方針

【資料 6-2-5】 令和 2 年度 事業計画

【資料 F-6】と同じ

【資料 6-2-6】 令和元年度 事業実績

【資料 6-2-7】 令和元年度 事業報告書

【資料 F-7】 と同じ

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

教育・学生支援等の情報を収集・分析し、教学の諸活動の向上に資するため「教学 IR 委員会」を設置している。【資料 6-2-8】

令和元(2019)年度における教学IR活動は、中長期的な視点から入学定員充足率の改善を最優先に考え、「入学試験管理委員会」が中心となり入学志願者の動向についてIR分析を行った。調査の内容としては、「入学区分とGPAの解析」「入学区分と学籍異動の解析」「入試面接の結果についての解析」「学修到達度検査の問題別正答率について」等、データ収集と分析を行い、翌年度入試の重要データとして活用している。【資料6-2-9】

学修成果にかかる教学IR活動としては、各学科と協力して新入生の4月に実施する「基礎学力テスト」を分析し、高校から大学への円滑な学びの転換を図っている。また、学生支援課と協力して「卒業生満足度アンケート」の分析を行い、「管理運営会議」教授会「学科会議」等で報告し、学修成果の改善に繋げている。更に①授業科目の未修得率 ②留年率 ③退学率 を算出し、これらのデータを教員が共有することで科目間の関連性の必要性、教授法の改善等について学部長・学科長を中心に検討し、学位プログラムに基づいた組織的な教育を実施するよう努めている。【資料6-2-10】

本学の全学科では国家試験受験資格が与えられており、各学科が行う模擬試験や国家試験の結果を分析し、国家試験対策における学修支援に活かしている。令和元(2019)年度には鍼灸学科から国家試験対策の各種データを更に有効に活用したいとの要望があり、前年度の国家試験を詳細に解析したうえで、学生の個別指導に資するデータとなるよう方法を最適化し、鍼灸の国家試験の合格率の大幅な改善に繋げている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-2-8】 大学 教学 IR 委員会規程

【資料 6-2-9】 入学試験管理委員会会議 議事録（令和元年度 第7回）

【資料 6-2-10】 令和元年度 卒業生満足度アンケート集計結果

【資料 2-6-5】 と同じ

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のため、学長をトップとする教学マネジメントの構築に努めるとともに、「自己点検運営委員会」「自己点検実施委員会」による自己点検・評価を恒常的に実施していく。

今回の大学機関別認証評価の受審により、新たな評価基準（第3クール）による点検・評価が行われ、内部質保証という新たな視点から自主的・自律的な自己点検・評価の重要性を認識することができた。

今後は、学生の成長分野の可視化に加え、「授業評価アンケート」と学修の到達度等の関係性を精緻に分析し、内部質保証のPDCAを回していく。また、卒業生を対象として「就職」「大学への要望」等について調査し、その結果を内部質保証に繋げていく。なお、これらは、「教学 IR 委員会」を中心に継続的に進めることとし、「学修者本位」の教育を全学的に推し進めることで、内部質保証の質を更に高めていくこととしている。

また、本学教員の教育研究活動の点検・評価のため「自己点検・評価報告書（年報）」を発行しており、更に「エビデンス集（データ編）」を含めた「令和2年度 大学機関別認証評価 自己点検評価書」を作成することで、点検・評価の結果を学内で共有するとともに、広く社会に公表していく。

6-3 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

平成 28(2016)年度に三つのポリシーを見直し、全学科の共通科目である「大学の教育と研究」をもって三つのポリシー等の周知を図っている。また、「授業評価アンケート」「卒業生満足度アンケート」等のアンケートのほか、学修状況（期末評価）、免許取得状況及び就職状況等から学習内容を点検・評価しており、評価結果は各学科にフィードバックしている。【資料 6-3-1】【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】

平成 24(2012)年度から平成 28(2016)年度までの 5 カ年と、平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度までの 5 カ年の 2 度にわたり中期の「経営改善計画」を策定している。更に今回の私立学校法の一部改正を受け、令和 2(2020)年度から 5 年間の中期的な計画を策定している。また例年、事業計画を策定しており、すべての教職員は、当該事業計画に基づいて上長と相談の上「職務記述書」をもって「目標管理」を行っており、全学的な PDCA サイクルを回している。なお、教員個々の研究業績、社会貢献、担当授業科目、学外での講演活動等、学内外の委員会活動等について、例年「自己点検・評価報告書（年報）」として取りまとめ学内外に周知している。【資料 6-3-4】【資料 6-3-5】【資料 6-3-6】

平成 29(2017)年度の保健医療学部救急救命学科の設置にあたり「設置計画履行状況報告書」を文部科学省に提出しており、また、令和元(2019)年度における看護学部の入学定員増（60 人から 80 人）と大学院保健医療学研究科の設置にあたり、それぞれ「大学の収容定員に係る学則変更の履行状況報告書」及び「設置計画履行状況報告書」を文部科学省に提出している。令和元(2020)年度には、これらの結果が文部科学省から公表されており、指摘事項は付されなかったものの、令和 2(2020)年度の完成年度に向け、教育水準の維持・向上に努め、内部質保証の質を更に高めていく。なお、これらは、大学ホームページをもってそれぞれ公表している。【資料 6-3-7】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 6-3-1】 2019 年度 授業評価アンケート

【資料 2-6-4】 と同じ

【資料 6-3-2】 令和元年度 卒業生満足度アンケート集計結果

【資料 2-6-5】 と同じ

【資料 6-3-3】 令和元年度 国家資格の取得状況・就職状況

【資料 6-3-4】 経営改善計画（平成 27 年度～令和 2 年度） 【資料 1-2-8】 と同じ

【資料 6-3-5】 令和 2 年度 目標管理の実施について（依頼）

【資料 6-3-6】 令和元年度 明治国際医療大学 自己点検・評価報告書（年報）

【資料 6-3-7】 設置計画履行状況調査の結果について（令和元年度）

（3） 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

「建学の精神」「教学の理念」を踏まえて、各学科及び大学院研究科・専攻ごとに「教育目標」を定め、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に反映させており、更にカリキュラム編成にも反映させている。また、教員の教育研究業績や学内外の諸活動について「自己点検・評価報告書（年報）」として取りまとめ、学内外に配付することで点検・評価に供している。

新たな学科・研究科の設置及び大学の収容定員に係る学則変更の「履行状況等調査」の結果が公表されており、指摘事項は付されなかったものの、このたびの認証評価の受審結果と併せて「中期的な計画」に組入れ、内部質保証の機能を高め大学運営の改善・安定化に繋げていく。

また、全学的な PDCA サイクルを回すためには、教学 IR 活動が重要であるため、「教学 IR 委員会」を中心とした組織的な教学 IR 活動を恒常的に推し進めていく。

【基準 6 の自己評価】

学長を委員長とする「自己点検運営委員会」を設置し、その下部組織として「自己点検実施委員会」を設け、自己点検・評価を実施・検証している。また、点検・評価にあたっては、各種会議・委員会等と連携・協力を図り、それぞれの責任体制を明確にしている。

また、「教学 IR 委員会」を設け、組織的な教学 IR 活動を恒常的に推進し、全学的な PDCA サイクルの構築に努めており、大学教育において保証されるべき学びの内容と水準は保たれている。

経営面において、5 カ年の「学校法人明治東洋医学院 中期的な計画」を策定するとともに、例年、事業計画を策定して計画的な事業運営に努めている。また、会計年度終了後には、事業実績及び事業報告書を作成し、事業報告書は大学ホームページで公表しており、内部質保証の機能性は保持されている。

以上から基準項目ごとの各評価の視点から総合的に判断した結果、基準 6 を満たしていると判断する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 産学官連携の取組み

A-1 産学官連携活動の推進による大学ブランディングの構築

A-1-① 京都府南丹市との連携協力

A-1-② 福井県若狭町との連携協力

A-1-③日本救急システム株式会社との連携協力

A-1-④ 養生学寄附講座の開設

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている

(1) A-1 の自己判断の理由（事実の説明および自己評価）

A-1-① 京都府南丹市との連携協力

① 南丹市との連携協力会議開催

地域社会の発展と人材育成への貢献を目的として、平成 25(2013)年 11 月に本学と南丹市との間で「南丹市と明治国際医療大学との連携協力に関する包括協定書」を締結し、年 2 回～3 回「南丹市・明治国際医療大学連携協力会議」を開催している。連携協力会議では、情報交換のほか、双方が直面する課題について意見交換するとともに、具体的な解決策を協議している。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】

② スポーツ・イベントへの協力

鍼灸学科、柔道整復学科及び救急救命学科では、学外実習・ボランティア活動の一環として、8 月の「京都丹波トライアスロン大会 in 南丹」(於 南丹市八木町:大堰川緑地公園)、11 月の「京都丹波ロードレース」(於 京都府立丹波自然運動公園)及び 12 月の「京都亀岡ハーフマラソン」(於 亀岡運動公園競技場)等の地域のスポーツ・イベントに大会スタッフとして参加している。

柔道整復学科を中心にケアブースを設け、教員指導のもとレース前のウォームアップジェルの塗布、レース後のクールダウンオイルの塗布をはじめ、競技者へのストレッチ指導等のスポーツケアを行っている。また、救急救命学科では、熱中症やすり傷、心肺停止等に備えて、AED を装備した「ファーストエイド」救護活動を行っている。【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】【資料 A-1-5】

③ 地域消防団への入団

平成 29(2017)年 4 月開設の救急救命学科では、地域の消防団への入団を推奨している。地元の「南丹市消防団」への学生入団者は、各支団とコミュニケーションを図りながら消防団活動を行っており、大学の授業では経験できない消防ポンプ自動車、小型ポンプ等を用いた消火訓練や防火啓発活動を行っている。【資料 A-1-6】

④ 健康教室の開催

看護学部の生活支援講座では、南丹市共催で次の健康教室を開催している。これらには、本学の看護学部の教員・学生が参加し、地域貢献の一端を担っている。なお、参加者の募集は、南丹市による対象者への案内や南丹市の広報誌等をもって行われている。

i 睡眠講座

平成 26(2014)年度から 10 月～11 月に専門医とともに「睡眠講座」を開催しており、特

徴として全人的医療、包括的医療等の統合医療の理念に基づく呼吸法・筋弛緩法などコンプリメンタリセラピーを取入れている。

南丹市の特定健診では、高齢者約 6,000 人に対して「睡眠調査票」「アテネ睡眠調査票」によるスクリーニングを行っており、凡そ 900 人が睡眠障害と判定されている。また、睡眠障害と判定された方々を対象に 3 回シリーズの「睡眠改善プログラム」を実施しており、過去 6 年間に受講した約 300 人の男女に改善が見られている。【資料 A-1-7】【資料 A-1-8】
【資料 A-1-9】【資料 A-1-10】

ii まちの保健室

「鍼灸大学前」駅前の「附属訪問看護ステーション」の一角にある「コミュニティールーム」では、平成 28(2016)年度から毎年 6 回の健康相談「認知症予防相談」、健康教室「ストレスに強くなるリラクゼーション教室」を開催している。【資料 A-1-11】

iii ロコモ予防教室

「保健師コース」のフィールドワークとして、平成 25(2013)年度から毎年 3~4 地区のミニデイサービス現場において、「南丹市社会福祉協議会」との連携により、フレイル予防の一環として「ロコモ予防教室」を開催している。【資料 A-1-12】

大学が所在する南丹市日吉町は、高齢化率が 40%を超えており、ひとり暮らしの高齢者は増加傾向にある。このことから、介護予防のみならず高齢者の孤立や買い物難民への支援等が必要とされている。保健師を目指す学生として「健康相談」「健康教育」を体験し、高齢者に直接触れることで、地域の介護実態を知り、健康問題を実践的に学ぶ良い機会となっている。

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-1-1】南丹市と明治国際医療大学との連携協力に関する包括協定書

【資料 A-1-2】南丹市・明治国際医療大学連携協力会議 議事録（第 1 回～第 14 回）

【資料 A-1-3】鍼灸学科 令和元年度 スポーツボランティア実績

【資料 A-1-4】柔道整復学科 令和元年度 スポーツボランティア実績

【資料 A-1-5】救急救命学科 令和元年度 スポーツボランティア実績

【資料 A-1-6】南丹市消防団 学生団員名簿

【資料 A-1-7】睡眠講座 プログラム

【資料 A-1-8】南丹市との共催による睡眠講座（分析結果）

【資料 A-1-9】睡眠に関する調査票

【資料 A-1-10】睡眠障害調査結果（フィードバック用）

【資料 A-1-11】まちの保健室実施計画及び参加状況（平成 30 年度、令和元年度）

【資料 A-1-12】令和元年度 ロコモ予防教室 スケジュール

A-1-② 福井県若狭町との連携協力

福井県若狭町における健康の街づくりを目指し、同町と平成 31（2019）年 2 月に「連携協力に関する包括協定書」を締結している。具体的な活動としては、高齢者向け健康教室の開催や、ウォーキング・イベント「ツデーマーチ」における鍼灸治療ブース出店によるトレーナー活動等を行っている。

若狭町内の日帰り温泉施設「みかた温泉きららの湯」の2階に「きららの湯若狭鍼灸院」を開設しており、温泉を活用した予防医療を実践している。また、同施設内では、鍼灸治療の魅力を紹介するパネル展示や、温泉と鍼灸治療を組み合わせたプランの提供を行っている。更に東洋医学的に体調を測り、温泉と鍼灸治療で身体を整え、体調に合った食事の提供や観光スポットの紹介を行っている。

若狭町では、健康目的で同町を訪れる「ヘルスツーリズム」に取り組んでおり、ブランディング戦略として、ふるさと納税の返礼品に「ヘルスツーリズム」を取入れている。【資料 A-1-13】 【資料 A-1-14】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-1-13】 福井県若狭町、株式会社オーイング及び明治国際医療大学との連携協力に関する包括協定書

【資料 A-1-14】 第 28 回 若狭・三方五湖ツーデーマーチ活動報告 2019 報告書 ほか

A-1-③ 日本救急システム株式会社との連携協力

救急医療の教育研究の発展及び社会貢献に寄与することを目的として、「日本救急システム株式会社」との間で平成 30(2018)年 11 月に「産学連携に関する包括協定」を締結し、人材育成、教育研究の連携及び産学間の共同研究等で相互協力している。

「日本救急システム株式会社」は、平成 27(2015)年 6 月から常備消防非設置町村における救急救命業務の受託と国家試験対策模擬試験事業等を行っており、同社から常勤 1 人(助教)と非常勤講師 5 人が本学に派遣されている。これら臨床現場で働く医療従事者が直接学生を指導することで、実践的な教育効果と国試対策に精通した指導が期待される。

また、豊富な臨床経験を持ち派遣された教員は、附属病院の EMT 部 (Emergency Medical Technician) に所属し、救急車で患者搬送を行っており、地域の在宅医療にも貢献している。更に実習教育の一環として救急車に学生を同乗させ、医療処置を見学する機会を設けており、救急救命士の技術を磨くとともに実践的な知見を学修する場となっている。【資料 A-1-15】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-1-15】 明治国際医療大学と日本救急システム株式会社の産学連携に関する包括協定書

A-1-④ 養生学寄附講座の開設

これまで鍼灸学部で培ってきた予防や治療に関する東洋医学の知識 (知的財産) について、予防と治療に役立てるため「オムロン」「サンスター」「桐灰」「セイリン」等からの企業寄附をもってスマートフォンアプリを開発し、一般的に広く利用されている。

具体的には、アプリ「YOMOJI」で日記式による主観的な東洋医学的健康状態 (36 の質問項目) を評価し、本学のデータベースを基準に 3 タイプに分類することで、その人に最適な養生法をアドバイスするシステムである。なお、これらのデータは、病気ではないが健康でもない「未病」に関するデータであることから、これらのデータのビッグデータ

化は、病気の治療だけでなく、予防にも役立てることが可能である。このため予防医学の新たな視点として、今までに無かった新しい製品を企業と共同研究し開発している。なお、現在では約 2,000 人がアプリを利用しており、東洋医学的データの ICT 化に向けプロジェクトを主導している。

また、アプリは、学内ブランディングのひとつとして学生の体調管理にも役立てている。具体的には、学生の体調と学力や学習効率には相関があることがアプリの調査から分かっており、アプリの点数が悪い人には、早めに学修支援や体調管理を促すシステムを構築している。更にはスポーツ選手の体調と運動能力も関連性が高いことから、スポーツスカラ生の学力やスポーツ成績の向上にアプリを活用している。

このように寄附講座で得た資金で東洋医学に特化したアプリを開発し、東洋医学的な健康状態と病気・スポーツ・学力との関係を集約・ビッグデータ化することで、企業との商品開発や研究を行い、大学のブランディングに努めている。【資料 A-1-16】

【エビデンス集（資料編）】

【資料 A-1-16】養生寄附講座の概要

(2) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学が所在する南丹市との連携協力として、スポーツ・イベント、消防活動、健康教室等に限らず、多用なフィールドワークの場を更に広げていく。また、産学官の連携についても、本学の独自性を活かしながら更に広げていくこととしており、大学のブランド戦略のひとつの柱として、地域の自治体や企業との連携を更に強めていく。なお、鍼灸学部の取組みとして、地域住民の健康や安全に関する情報について、アプリを介してデジタル化し、管理できるようなネットワークの構築（ICT 化）を目指しており、地域住民の健康や安全に関するデータをビッグデータ化することで、地域住民の健康や安全に関する予測システムを構築していく。また、そのデータをもとに市町村や企業と連携を図りながら、健康や安全に関するシステム開発や商品開発を進め、大学発のベンチャー企業化を目指している。

【基準 A の自己評価】

産学官連携の取組みとして、大学が所在する南丹市を中心に「京都丹波トライアスロン大会 in 南丹」「京都丹波ロードレース」「京都亀岡ハーフマラソン」等のスポーツ・イベントへの全面協力や、「睡眠講座」「まちの保健室」「ロコモ予防教室」等の健康教室の開催など、地域の諸活動に多大な貢献を果たしている。また、福井県若狭町の日帰り温泉施設「みかた温泉きららの湯」における鍼灸治療院の開設をはじめ、若狭町が掲げる健康の街づくりにも大きく貢献している。

更に健康産業に関わる企業からの協力により「寄附講座」を開設し、「養生学」という本学の独自性を活かした分野で、アプリや商品開発を実践し、大学のブランディング化に努めている。

以上、総合的に判断した結果、基準 A を満たしていると判断する。

基準 B. 大学スポーツ振興の推進

B-1 スポーツ資源を生かした人材育成と地域貢献

B-1-① スポーツ振興プロジェクトの取組み

B-1-② アスリートサポートセンターの設立

B-1-③ 強化指定クラブと連携したメディカルアスレチックトレーナーの育成

B-1-④ スポーツ資源を活かした地域貢献

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① スポーツ振興プロジェクトの取組み

(1) 強化指定クラブ

平成 27(2015)年度に医療系大学ならではのサポート体制を活かし、医療系国家資格（はり師・きゅう師、柔道整復師、救急救命士、看護師、保健師、助産師）の取得に加え、全国を舞台に活躍する学生アスリートの育成を目指す「スポーツ振興プロジェクト」をスタートさせた。

現在では、体育系 10 クラブ（陸上競技部、女子サッカー部、男子サッカー部、女子柔道部、男子柔道部、女子剣道部、女子バレーボール部、男子バレーボール部、男子バスケットボール部、男子準硬式野球部）を強化指定クラブとし、経験豊富な指導者を配置し、強化を進めている。大学キャンパスには、全天候型 6 レーンの陸上競技場、体育館アリーナ、柔道場、武道場、テニスコート、トレーニングルーム及び公式試合が可能な人工芝サッカー場等に加え、シェアハウス型の女子スポーツ学生寮「Harmony」2 棟・全 100 室を整備し、学業とクラブ活動が両立できる環境を整備している。

平成 29(2017)年度には、陸上競技部、女子サッカー部が全国大会に出場し、平成 30(2018)年度には、女子柔道部が「全日本学生柔道優勝大会」の女子団体 3 人制で準優勝、陸上競技部が「日本学生陸上競技個人選手権大会」の男子ハンマー投でダブル入賞を果たした。更に令和元(2019)年度には、女子柔道部が「全日本学生柔道優勝大会」の女子団体 3 人制で全国優勝を達成し、陸上競技部も前年に続き「日本学生陸上競技個人選手権大会」の男子ハンマー投でダブル入賞、「日本陸上競技選手権大会」にも 2 選手が出場している。このほか女子剣道部が団体で全国大会に出場している。

令和 2 年(2020)年 3 月の卒業生には、柔道整復師免許を持つ女子サッカー「なでしこリーガー」と、鍼灸師免許を持つ男子バレーボール「V リーガー」が誕生するなど、全国レベルで活躍する選手が育ち、着実に成果を挙げている。また、こうした強化指定クラブの活躍は大学ホームページ等で学内外に周知しているほか、専門誌や地元メディアに取上げられるなど、本学の知名度向上に繋がっている。なお、表 B-1-1 に示すとおり、強化指定クラブには学部生の 35%にあたる 289 人が所属している。

全国で実績を残しつつある女子柔道部及び男子柔道部は、ドイツ柔道 U-21 代表チーム、インドネシア柔道ナショナルチームとの強化合宿を行うなど、グローバルな展開で強化活動に取り組んでいる。また、平成 31(2019)年 3 月に創設された「一般社団法人大学スポーツ協会 (UNIVAS)」に加盟し、ガイドライン等に従ってスポーツ環境の整備や学業とスポー

ツの両立に努めている。【資料 B-1-1】【資料 B-1-2】

表 B-1-1 強化指定クラブの部員数

クラブ別		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 1年度	2年度
陸上競技部	入部者数	9人	14人	27人	25人	21人	16人
	総部員数	33人	47人	70人	93人	91人	93人
女子サッカー部	入部者数	2人	11人	15人	8人	17人	20人
	総部員数	2人	13人	27人	28人	47人	57人
男子サッカー部	入部者数					3人	1人
	総部員数					24人	25人
女子剣道部	入部者数	1人	7人	6人	8人	6人	9人
	総部員数	1人	8人	12人	18人	23人	26人
女子柔道部	入部者数			3人	7人	10人	10人
	総部員数			3人	9人	19人	29人
男子柔道部	入部者数	8人	0人	3人	0人	3人	4人
	総部員数	23人	17人	15人	10人	6人	10人
女子バレーボール部	入部者数	2人	1人	3人	2人	5人	6人
	総部員数	6人	6人	6人	9人	12人	15人
男子バレーボール部	入部者数	2人	5人	3人	7人	5人	5人
	総部員数	14人	15人	13人	22人	18人	21人
男子バスケットボール部	入部者数					1人	0人
	総部員数					4人	5人
準硬式野球部	入部者数					1人	0人
	総部員数					7人	8人
合 計	入部者数	16人	38人	60人	57人	74人	81人
	総部員数	79人	106人	146人	189人	251人	289人



女子団体3人制 全国初優勝



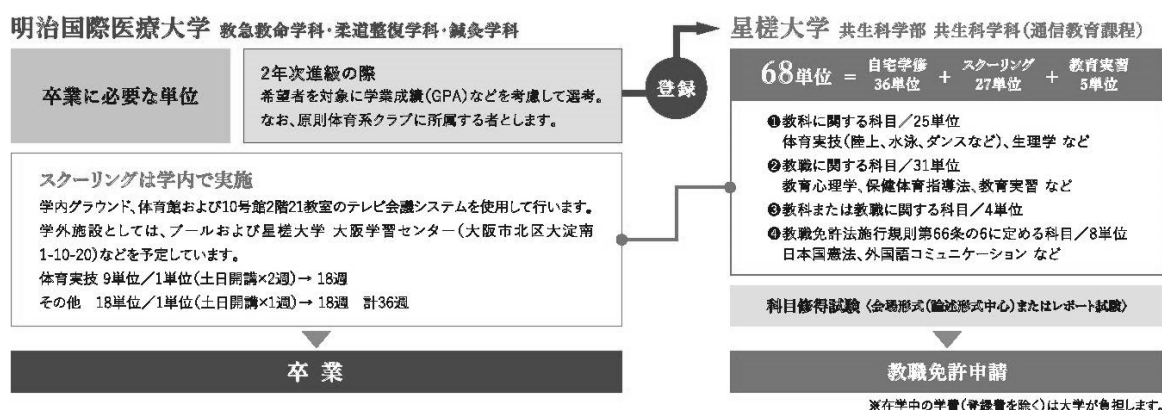
初のなでしこリーガー誕生

(2) スポーツ関連資格の取得支援

医療系国家資格の取得に加え、「アスレチックトレーナー (JATAC)」「スポーツプログラマー」「健康運動実践指導者」「ジュニアスポーツ指導員」など、実社会で役立つ様々なスポーツ関連資格の取得が目指せるカリキュラムを構築している。また、図 B-1-1 で示すとおり、鍼灸学科、柔道整復学科及び救急救命学科の学生を対象に、星槎大学の通信教育課程の「科目等履修生」制度を利用して「中学校・高等学校教諭一種免許状 (保健体育)」を取得できる制度を設けている。履修生には、体育系クラブへの所属を義務付けており、各学科の卒業に必要な単位に加えて、教員免許状取得に必要な 68 単位を修得する必要がある。なお、現在 7 名が履修しており、在学中の学費 (登録費を除く) は本学が負担している。

【資料 B-1-3】

図 B-1-1 中学校・高等学校教諭一種免許状 (保健体育) の取得制度



【エビデンス集 (資料編)】

【資料 B-1-1】 スポーツ振興プロジェクト 2020 年パンフレット

【資料 B-1-2】 大学ホームページ (ドイツ柔道 U-21 代表チーム強化合宿 (男子柔道部))
大学ホームページ (インドネシア柔道ナショナルチームと強化合宿)

【資料 B-1-3】 通信制課程科目等履修に関する協定書 (星槎大学)

B-1-② アスリートサポートセンターの設立

平成 28(2016)年度には、強化指定クラブ等の選手のサポートを行う「アスリートサポートセンター」を設立した。図 B-1-2 で示すとおり、同センターは、附属病院、附属鍼灸センター及び総合リハビリテーションセンター等の医療機関と強化指定クラブの指導者・トレーナーが連携して、コンディショニング管理、スポーツ競技力の向上をサポートしている。競技に打込む選手の自己管理能力の向上を図り、“ケガの予防”“治療”“リハビリ”“復帰”のすべての過程を学内で一貫して行う特徴的な取組みを行っている。なお、表 B-1-2 のとおり、平成 29(2017)年度をピークとして、ケガ等で同センターを利用する選手は減少しており、ケガ予防等の自己管理が向上していると言える。

また、専属の管理栄養士監修のもと、学生アスリートの栄養バランスを考えたパワー系・持久力系別のアスリート食の提供や、個別の栄養指導や栄養セミナー等を開催している。更に表 B-1-3 のとおり、女性アスリートが抱える悩みに関するセミナーを開催するなど、

女性アスリートの強化・育成にも力を入れている。【資料 B-1-4】

図 B-1-2 アスリートサポートセンターの体制

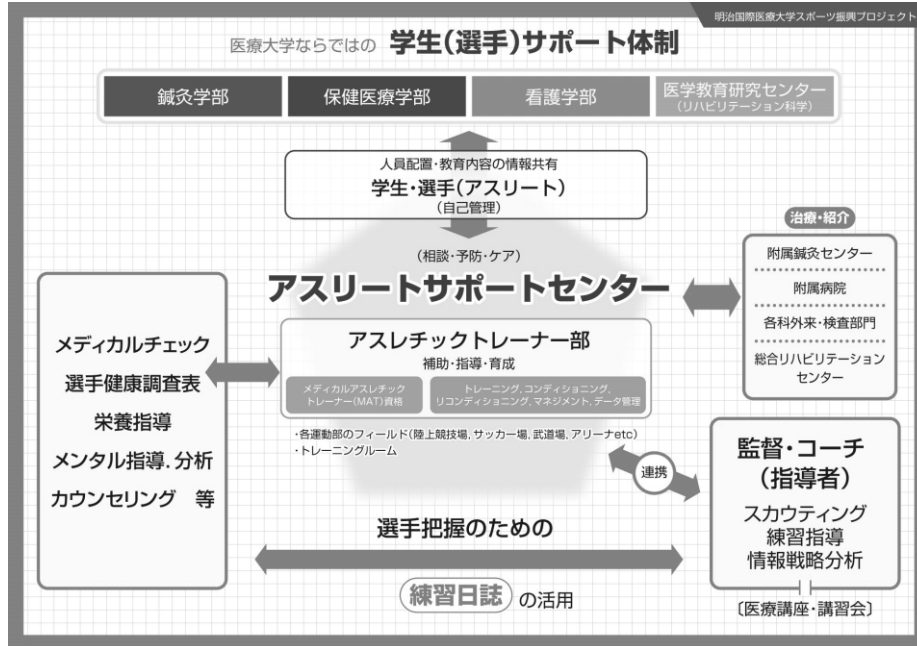


表 B-1-2 アスリートサポートセンターの利用者数 (延人数)

クラブ別	平成 28年度	29年度	30年度	令和 1年度
陸上競技部	355人	598人	539人	460人
女子サッカー部	52人	57人	66人	79人
男子サッカー部	0人	0人	0人	23人
女子剣道部	58人	87人	136人	78人
女子柔道部	0人	13人	5人	5人
男子柔道部	55人	205人	9人	3人
女子バレーボール部	7人	5人	6人	1人
男子バレーボール部	15人	97人	10人	2人
準硬式野球部			0人	1人
男子バスケットボール部			0人	0人
その他	0人	0人	8人	11人
合計	542人	1,062人	779人	663人

表 B-1-3 女性アスリート向けセミナーの開催実績

実施日	テーマ	講師	参加人数
2018.09.03	スポーツ×医療×女性①	塚本克美 (産婦人科医)	99人
2018.09.27	スポーツ×医療×女性②	塚本克美 (産婦人科医)	99人
2018.12.03	スポーツ×医療×女性③	塚本克美 (産婦人科医)	99人
2019.03.23	スポーツ×医療×女性④	塚本克美 (産婦人科医)	99人
2019.03.23	輝く女性アスリートを目指して	鯉川なつえ (順天堂大学健康科学部 准教授) 山中美和子 (ダイハツ陸上競技部 コーチ) 桑原 彩 (管理栄養士)	110人

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 B-1-4】 令和元年度 アスリートサポートセンター総括

B-1-③ 強化指定クラブと連携したメディカルアスレチックトレーナーの育成

令和元(2019)年度から鍼灸学科及び柔道整復学科の学生を対象として、本学が認定する「メディカルアスレチックトレーナー」育成プログラムをスタートさせている。日本では、「特定非営利活動法人 ジャパン・アスレチック・トレーナーズ協会 (JATAC)」の認定資格が普及しているが、「アスレチックトレーナー」に「メディカル」要素を融合させる本学独自の「メディカルアスレチックトレーナー」の育成に着手している。

この育成プログラムは、はり師・きゅう師、柔道整復師の国家資格取得と並行し、「スポーツ栄養学」「心理学」「コンディショニング」「リ・コンディショニング」等の選手のパフォーマンス発揮に不可欠な知識の修得と4年間で300時間を超える豊富な実技実習で実践力を身に付けさせる点が大きな特徴である。なお、現在1年生11人と2年生12人の23人が受講しており、受講生には強化指定クラブのコンディショニングやフィジカル強化を担当する「アスレチックトレーナー部」での活動を義務付け、競技会やスポーツイベント等で実践力を向上させている。【資料 B-1-5】

また、オリジナル体調管理アプリケーション「MYTRAINER (YOMOGI)」を活用した健康への科学的アプローチを行っており、スポーツ選手はじめ、子供から高齢者に至る方々の健康管理にも役立っている。

【エビデンス集 (資料編)】

【資料 B-1-5】 メディカルアスレチックトレーナーカリキュラム

B-1-④ スポーツ資源を活かした地域貢献

表 B-1-4 及び表 B-1-5 のとおり、強化指定クラブの指導者が地域の小・中学生及び高校生を対象とした「スポーツ講習会」「トレーニング指導」を行っている。また、外部講師を招きスポーツ関連の講演会等を行うなど、スポーツの普及に努めている。

平成 28(2016)年度からは、表 B-1-6 のとおり、京都府立綾部高等学校が行う高等学校等運動部支援「エキスパート連携協力事業」に指導教員を派遣するなど、高大連携にも積極的に取り組むとともに、地域の高校生等を対象とした本学主催の「ミニ駅伝競走大会」の開

催など、地域スポーツの振興にも貢献している。(表 B-1-7)

表 B-1-4 スポーツ講習会等の開催実績

実施日	内 容	対象者	参加人数
2017.07.23	短距離・リレー・ハードル講習会	高校生	39人
2017.10.01	短距離・跳躍・ハードル講習会	高校生	21人
2017.10.05	園部小学校 陸上競技教室①	小学生	100人
2017.10.12	園部小学校 陸上競技教室②	小学生	100人
2018.08.05	短距離・跳躍・ハードル講習会	高校生	35人
2019.07.15	投てきクリニック	高校生	60人
2019.10.25	淇陽学校 走り方教室①	小・中学生	50人
2019.12.14	淇陽学校 走り方教室②	小・中学生	30人
2020.02.06	殿田中学校 体力強化トレーニング指導	中学生	50人

表 B-1-5 スポーツ講演会の開催実績

実施日	テーマ	講 師	参加人数
2015.05.31	トレーナーの仕事	松本隆司(元オリンピックブルーウェーブトレーナー)	40人
2015.10.31	日本の長距離界の現状について ランニングクリニック	藤田信之(元ワコール、シスメックス陸上競技部監督) ダイハツ陸上競技部	271人
2015.11.21	世界で戦うためのアジア戦略	田嶋幸三(日本サッカー協会副会長)	244人
2015.12.14	ドーピングについて	室伏由佳(元陸上競技日本代表)	120人
2016.07.17	心配する前に気付こう	室伏由佳(元陸上競技日本代表)	120人
2016.09.18	スポーツ選手の自己管理	檜崎教子(福岡教育大学准教授)	60人
2017.07.23	陸上競技短距離・リレー講習会	岡本博(大阪高校陸上競技部名誉監督)	70人
2019.08.03	本物のトレーナーを育てる	魚住廣信(H.S.S.R.主宰)	44人

表 B-1-6 京都府立綾部高校 高等学校等運動部支援(エキスパート連携事業)

実施日	内 容	講 師	参加人数
2019.11.13	ウエイトトレーニングの実際	村川増代(講師)	13人
2019.11.14	ウエイトトレーニングの実際(下半身)	中才幸樹(助教)	14人
2019.11.19	ウエイトトレーニングの実際(上半身)	中才幸樹(助教)	14人
2019.12.11	体幹トレーニングの実際	大木琢也(助教)	14人
2019.12.12	ウエイトトレーニングの実際(全身)	中才幸樹(助教)	14人
2019.12.18	セルフコンディショニングの理論と実際①	棚原勝平(助教)	13人
2020.01.15	セルフコンディショニングの理論と実際②	吉田勲生(講師)	13人
2020.01.15	スピードトレーニングの理論と実際	中才幸樹(助教)	14人
2020.01.17	体幹トレーニングの理論と実際	神内伸晃(講師)	7人

2020.01.21	セルフストレッチの理論と実際	泉 晶子 (助教)	7人
2020.01.22	セルフコンディショニングの理論と実際	大木琢也 (助教)	14人
2020.02.13	自重トレーニングの理論と実際	中才幸樹 (助教)	7人

表 B-1-7 本学主催のミニ駅伝競走大会の開催実績

実施日	内 容	参加人数
2016.12.18	第1回 明治カップ男女ミニ駅伝競走大会	31人
2017.12.10	第2回 明治カップ男女ミニ駅伝競走大会	25人
2018.12.08	第3回 明治カップ男女ミニ駅伝競走大会	50人
2019.12.07	第4回 明治カップ男女ミニ駅伝競走大会	34人



短距離・跳躍・ハードル講習会



日本の長距離界の現状について (藤田信之氏講演)



ミニ駅伝競走大会



(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

文武両道を掲げ取組んできた「スポーツ振興プロジェクト」については、着実に成果を挙げ「強化指定クラブ」の部員数は年々増加傾向にあるが、学生ニーズは年々多様化する傾向にある。このことから指導者及び学生アスリートを対象としたニーズ調査を行っており、調査の結果は前向きに検討し、「強化指定クラブ」「アスリートサポートセンター」の活動に反映させていく。

また、医療系大学の特性を活かし開設した「アスリートサポートセンター」については、本学独自の「メディカルアスレチックトレーナー」の教育の場としても機能させているが、将来的には学生が主体となり「アスリートサポートセンター」を運営する体制へと移行していく。

【基準 B の自己評価】

本学におけるスポーツ振興の取組みとして、強化指定クラブの部員数は確実に増加傾向にあり、経験豊富な指導陣の配置により順調に強化が進められている。各強化クラブの成績、知名度も着実に向上している。また、キャンパス内に女子スポーツ学生寮 2 棟・全 100 室を整備するなど、学業とクラブ活動が両立できる環境を整備している。

強化指定クラブのサポート体制として、「アスリートサポートセンター」及び「アスレチックトレーナー部」との連携により学生アスリートが安心して競技に打ち込める体制を確立している。更に強化指定クラブ指導者による地域の小・中学生及び高校生を対象とした「スポーツ講習会」や「トレーニング指導」等にも積極的に取組んでおり、スポーツの普及と地域スポーツの振興に貢献している。

以上、総合的に判断した結果、基準 B を満たしていると判断する。

V. 特記事項

1. 東洋医学を取入れたカリキュラム

「建学の精神」に基づき、鍼灸学科以外でもカリキュラムに東洋医学を取入れている。

看護学科では、「医学概論」「東洋医学概論」「コンプリメンタリーセラピー方法論」など東洋医学を中心とした統合医療の理念に基づく看護を学び、臨地実習の最終に「看護総合・統合実習」を実施している。これにより“対象と看護者との人間関係を大切にした全人的なケアにより自然治癒力を引き出す”創造的で主体的な看護を学ぶ機会となっている。

また、柔道整復学科では「鍼灸・東洋医学入門」、救急救命学科では「東洋医学概論」「東洋医学診断学・治療学」を取入れており、東洋医学を通して学んだことを各学科の専門分野でいかに活用するかを考えさせる点が特筆すべきところである。

なお、東洋医学をカリキュラムに取入れることは、東洋医学の学びだけにとどまらず、人と自然との関係性を表す基本的な考えである「天人合一思想」を理解し、エコロジーの視点に立って行動することに繋がる。これは「建学の精神」の“人と自然との調和”に通じており、本学では“人と自然との調和”を体現し、社会貢献できる鍼灸師、看護師、保健師、助産師、柔道整復師、救急救命士を育成している。

2. 充実の実習環境（附属病院、附属鍼灸センター、老人保健施設）

本学では、標榜 16 診療科 114 床を有する附属病院をはじめ、4 つの鍼灸施術所と統合医療センター（クリニック）を設置し、学生の見学実習及び臨床実習をサポートしている。すべての学科が行う附属病院実習は、医療実践の現場の中で、多職種がいかに連携しチーム医療を実践するかを体感できる貴重な実践の場であり、隣接する老人保健施設「総合老人福祉の園 はぎの里」など充実した実習環境を整えている。

学外実習の提携施設も充実しており、病院、施術所、保健所及び消防署など 95 施設（平成 31 年 3 月現在）の協力を得て、質の高い実習教育を行っている。このネットワークを生かして、学生は実習を重ね、学習したことの実践力・応用力を高めている。

関西圏の大学では唯一、キャンパス内に「救助訓練施設」を設けており、救急救命士と救助隊員が連携してロープや救助用資器材を用いた実践的な実習を行っている。また、平成 31(2019)年には「附属防災救急救助研究所」を設置し、防災・救急救助に関する教育研究の推進や啓発活動、更には高い専門知識を有する人材育成に活用している。

また、昭和 57(1982)年に開設した附属東洋医学研究所は、共同研究室 22 室と 4 つの実験動物飼養保管施設があり、共同利用の研究施設として日々研究に供されている。

3. 国際交流の充実・発展

国際交流の充実・発展に努めており、ポルトガルの「The College of Acupuncture and Moxibustion of A.P.A.E for Medical Doctors Only」「Sports Lisboa e BENFICA」や、「釜山大学」、「ベトナム国立伝統医学大学」「ベトナム国立鍼灸病院」「ベトナム国立伝統医学病院」等と学術交流協定を締結している。

平成 25(2013)年から実施のポルトガル研修では、「Sports Lisboa e BENFICA」やクリニック等で学術交流を行っており、平成 27(2015)年からは専任教員を派遣し、日本の鍼灸・柔道整復によるケア活動や講演会を実施している。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	本学の目的は学則第 1 条に規定している。	1-1
第 85 条	○	本学の学部学科は学則第 2 条に規定している。	1-2
第 87 条	○	修業年限は学則第 39 条に規定している。	3-1
第 88 条	—	該当なし（修業年限への通算は行っていない）	3-1
第 89 条	—	該当なし（早期卒業の定めはない）	3-1
第 90 条	○	入学資格は学則第 45 条に規定している。	2-1
第 92 条	○	学長、教授その他の職員は学則第 20 条に規定している。	3-2
			4-1
			4-2
第 93 条	○	教授会は学則第 37 条及び教授会運営規程に規定している。	4-1
第 104 条	○	学位の授与は学則第 69 条、大学院学則第 35 条及び学位規程に規定している。	3-1
第 105 条	—	該当なし（履修証明制度は設けていない）	3-1
第 108 条	—	該当なし（短期大学を設置していない）	2-1
第 109 条	○	自己点検・評価は学則第 1 条の 2 及び自己点検運営委員会規程、自己点検実施委員会細則に規定している。また、認証評価は 7 年に 1 度確実に受審している。	6-2
第 113 条	○	本学の教育研究活動はホームページにおいて公表している。	3-2
第 114 条	○	学則第 20 条及び組織及び運営に関する規則第 3 条に規定している。	4-1
			4-3
第 122 条	—	該当なし（高等専門学校からの編入学の定めはない）	2-1
第 132 条	○	編入学は学則第 57 条及び編入学規程に規定している。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学則中には、次のとおり記載している。 学則第 2 条（学部学科及び収容定員等）、第 20 条～35 条（職員組織）、第 39 条（修業年限）、第 41 条（学期）、第 42 条（学期）、第 43 条（休業日）、第 44 条～59 条（入学、休学、退学、転学、編入学及び除籍）、第 62 条（授業科目）、第 63 条（履修方法）、第 66 条（単位の授与）、第 68 条（卒業）、第 69 条（学位の授与）、第 70 条～73 条（入学検定料、入学科及び授業料等）、第 74 条～75 条（賞罰）、第 83 条（寄宿舎）	3-1 3-2

明治国際医療大学

第 24 条	○	学籍簿等により保存・管理している。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	学生に対する懲戒の手続きは、学則第 75 条（懲戒）及び学生懲戒規程に規定し厳格に運用している。	4-1
第 28 条	○	備えるべき表簿は各管轄部署において作成し、保管している。	3-2
第 143 条	—	該当なし（教授会の代議員会等を設置していない）	4-1
第 146 条	○	科目等履修生等は学則第 67 条及び第 77 条に規定している。	3-1
第 147 条	—	該当なし（早期卒業の定めはない）	3-1
第 148 条	—	該当なし（早期卒業の定めはない）	3-1
第 149 条	—	該当なし（早期卒業の定めはない）	3-1
第 150 条	○	入学資格は学則第 45 条に規定している。	2-1
第 151 条	○	入学資格は学則第 45 条に規定している。	2-1
第 152 条	○	入学資格は学則第 45 条に規定している。	2-1
第 153 条	○	入学資格は学則第 45 条に規定している。	2-1
第 154 条	○	入学資格は学則第 45 条に規定している。	2-1
第 161 条	○	編入学は学則第 57 条及び編入学規程に規定している。	2-1
第 162 条	—	該当なし（転入学の制度はない）	2-1
第 163 条	○	学年は学則第 41 条に、学期は学則第 42 条に規定している。	3-2
第 163 条の 2	○	学修証明書の交付は科目等履修生規程第 9 条に規定している。	3-1
第 164 条	—	該当なし（履修証明制度は設けていない）	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを学部学科及び研究科専攻ごとに定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	自己点検・評価に用いる評価基準、項目及び評価の視点は、日本高等教育評価機構が定める評価基準を用いて実施している。	6-2
第 172 条の 2	○	本学のホームページに教育研究活動等の状況を公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	卒業証書は学則第 68 条（卒業）、第 69 条（学位の授与）及び学位規程に規定されている。	3-1
第 178 条	—	該当なし（高等専門学校からの編入学の定めはない）	2-1
第 186 条	○	編入学は学則第 57 条及び編入学規程に規定している。	2-1

明治国際医療大学

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	大学設置基準を遵守している。	6-2 6-3
第2条	○	学部学科の教育目的は学則第3条に規定している。	1-1 1-2
第2条の2	○	入学者選抜は、学則第47条及び入学試験実施規程に規定し、厳格に行っている。	2-1
第2条の3	○	各種委員会は教員と職員により組織され、連携し運営している。 また、複数の部署に教員を兼職として事務に登用し、教職協働を推進している。	2-2
第3条	○	本学の学部学科は、教育研究上適当な規模内容で、教員組織、教員数その他学部として適当である。	1-2
第4条	○	本学の学部学科は学則第2条に規定している。	1-2
第5条	—	該当なし（課程を設置していない）	1-2
第6条	—	該当なし（学部以外の基本組織を設置していない）	1-2 3-2 4-2
第7条	○	教員組織は大学設置基準に基づき適正に配置している。	3-2 4-2
第10条	○	授業形態・教育内容を勘案し適切に担当教員を配置している。	3-2 4-2
第10条の2	—	該当なし（実務家教員を配置していない）	3-2
第11条	○	臨床・研究に特化した教員を若干名配置している。	3-2 4-2
第12条	○	本学の専任教員はすべての教員が本学のみ専任教員である。	3-2 4-2
第13条	○	専任教員数は大学設置基準を満たしている。	3-2 4-2
第13条の2	○	学長は、履歴・業績等により理事会の承認を得て、理事長が任命した者であり、適格者である。	4-1
第14条	○	教授の資格は大学設置基準に基づき、教育職員の職位に関する規程及び教育職員昇任・採用基準の1に規定している。	3-2 4-2
第15条	○	准教授の資格は大学設置基準に基づき、教育職員の職位に関する規程及び教育職員昇任・採用基準の2に規定している。	3-2 4-2
第16条	○	講師の資格は大学設置基準に基づき、教育職員の職位に関する規程及び教育職員昇任・採用基準の3に規定している。	3-2 4-2

明治国際医療大学

第 16 条の 2	○	助教の資格は大学設置基準に基づき、教育職員の職位に関する規程及び教育職員昇任・採用基準の 4 に規定している。	3-2 4-2
第 17 条	○	助手の資格は大学設置基準に基づき、教育職員の職位に関する規程及び教育職員昇任・採用基準の 5 に規定している。	3-2 4-2
第 18 条	○	収容定員は学則第 2 条に規定しており、大学設置基準に基づき、適切に定められている。	2-1
第 19 条	○	教育課程は教育目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき自ら開設し、適切に編成している。	3-2
第 20 条	○	各学部学科の教育課程は、学則第 62 条（授業科目）別表第 1-1～第 1-4 において適切に定められている。	3-2
第 21 条	○	単位の計算方法は学則第 61 条に規定している。	3-1
第 22 条	○	学則に定め適正に管理している。	3-2
第 23 条	○	各科目の教育時間数に基づき適正に運用している。	3-2
第 24 条	○	授業の内容によって適切に構成している。	2-5
第 25 条	○	授業の方法は学則第 60 条に規定している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	成績評価基準等の明示等は、シラバスに明記しており学修支援システム（アクティブポータル）により明示している。	3-1
第 25 条の 3	○	FD 研修を定期的実施している。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	該当なし（昼夜開講制は設けていない）	3-2
第 27 条	○	単位の授与は学則第 66 条に規定している。	3-1
第 27 条の 2	○	履修科目の登録の上限は学生便覧に明示している。	3-2
第 28 条	○	他の大学又は短期大学における授業科目の履修等は学則第 67 条に規定している。	3-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設等での学修は学則第 67 条に規定している。	3-1
第 30 条	○	入学前の期修得単位等の認定は学則第 67 条に規定している。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし（長期履修制度は設けていない）	3-2
第 31 条	○	科目等履修生等は学則第 77 条及び第 78 条に規定している。	3-1 3-2
第 32 条	○	卒業の要件は、学則第 63 条（履修方法）及び第 68 条（卒業）に規定している。	3-1
第 33 条	—	該当なし（授業時間制をとる場合の特例はない）	3-1
第 34 条	○	校地は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 35 条	○	運動場は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 36 条	○	校舎等施設は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条	○	校地面積は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎面積は大学設置基準を満たしている。	2-5

明治国際医療大学

第 38 条	○	図書等の資料及び図書館は大学設置基準を満たしている。	2-5
第 39 条	—	該当なし（該当する学部・学科を設置していない）	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし（該当する学部・学科を設置していない）	2-5
第 40 条	○	機器、器具等は学部学科に応じて、必要な種類及び数、器具及び標本を備えている。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし（校地は 1 箇所のため該当しない）	2-5
第 40 条の 3	○	学部学科の教育研究上の目的を達成するために、教育研究環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学等の名称は建学の精神、目的を現した明確な名称である。	1-1
第 41 条	○	事務組織は学則第 6 条（事務局）及び組織及び運営に関する規則第 15 条（大学の組織）に規定しており、事務遂行に必要な組織を配置している。	4-1 4-3
第 42 条	○	厚生補導の組織として事務局に学生支援課を配置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	教育課程内外で教育を行っている。また、キャリア支援委員会及び学生支援課を設置し支援体制を整備している。	2-3
第 42 条の 3	○	研修の機会等は、本学の SD 研修または外部機関が開催する研修を活用し、職員の能力及び資質の向上を図っている。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	該当なし（学部等連係課程実施基本組織を設置していない）	3-2
第 43 条	—	該当なし（共同教育課程の編成はない）	3-2
第 44 条	—	該当なし（共同教育課程の編成はない）	3-1
第 45 条	—	該当なし（共同教育課程を編成する学科を設置していない）	3-1
第 46 条	—	該当なし（共同教育課程を編成する学科を設置していない）	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし（共同教育課程を編成する学科を設置していない）	2-5
第 48 条	—	該当なし（共同教育課程を編成する学科を設置していない）	2-5
第 49 条	—	該当なし（共同教育課程を編成する学科を設置していない）	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし（工学に関する学部を設置していない）	4-2
第 57 条	—	該当なし（外国に学部学科を設置していない）	1-2
第 58 条	—	該当なし（学部を設置しているため該当しない）	2-5
第 60 条	○	未完成学科は年次計画に基づき教員採用を行い、施設・設備は計画的に整備している。	2-5 3-2 4-2

明治国際医療大学

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学士の学位授与の要件は学則第 69 条（学位の授与）及び学位規程第 3 条に規定している。	3-1
第 10 条	○	専攻分野の名称は学位規程第 2 条に規定している。	3-1
第 13 条	○	論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項については、学位規程を定め適正に報告・運用している。またシラバスに明示しており、改正毎に文部科学大臣へ報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	私立学校法を遵守し質の向上及び透明性の確保に努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	特別の利益供与の禁止は私立学校法の規定を遵守している。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為の備置き及び閲覧は寄附行為第 39 条第 2 項及び書類閲覧規則に規定され、適切に運用している。	5-1
第 35 条	○	役員は寄附行為第 6 条（役員）に規定され、適切に運用している。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は私立学校法の規定を遵守している。	5-2 5-3
第 36 条	○	理事会は寄附行為第 19 条及び理事会会議規則に規定され、適切に運営している。	5-2
第 37 条	○	理事長の職務は、寄附行為第 12 条、常務理事の職務は第 13 条、理事長職務の代理等は第 15 条、監事の職務は第 16 条に規定され、適正に職務を遂行している。	5-2 5-3
第 38 条	○	役員を選任は寄附行為第 7 条（理事の選任）及び第 8 条（監事の選任）に規定され、適切に運用している。	5-2
第 39 条	○	監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねていない。	5-2
第 40 条	○	役員は補充は寄附行為第 10 条に規定され、適切に運営している。	5-2
第 41 条	○	評議員会は寄附行為第 22 条に規定され、適切に運営している。	5-3
第 42 条	○	評議員会の諮問事項は寄附行為第 25 条に規定され、適切に運用している。	5-3
第 43 条	○	評議員会の意見具申等は寄附行為第 26 条に規定され、適切に運用している。	5-3
第 44 条	○	評議員の選任は寄附行為第 27 条に規定され、適切に運用している。	5-3
第 44 条の 2	○	役員は学校法人に対する損害賠償責任は寄附行為に記載はないが、私立学校法の規定を遵守し、役員に周知している。	5-2 5-3

明治国際医療大学

第 44 条の 3	○	役員第三者に対する損害賠償責任は寄附行為に記載はないが、私立学校法の規定を遵守し、役員に周知している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	役員連帯責任は寄附行為に記載はないが、私立学校法の規定を遵守し、役員に周知している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為の変更は寄附行為第 47 条に規定され、法に基づき適切に申請又は届出している。	5-1
第 45 条の 2	○	予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画の作成は寄附行為第 36 条に規定され、適切に運用している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	評議員会に対する決算等の報告は寄附行為第 38 条に規定され、適切に運用している。	5-3
第 47 条	○	財産目録等の備付け及び閲覧は寄附行為第 39 条第 2 項及び書類閲覧規則に規定され、適切に運用している。	5-1
第 48 条	○	役員報酬等は寄附行為第 41 条、役員報酬規程及び役員退職金規程に規定され、適切に運用している。	5-2 5-3
第 49 条	○	会計年度は寄附行為第 43 条に規定され、適切に運用している。	5-1
第 63 条の 2	○	情報の公表は寄附行為第 40 条に規定され、適切に運用している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	本大学院の目的は大学院学則第 2 条に規定している。	1-1
第 100 条	○	本大学院の研究科は大学院学則第 4 条に規定している。	1-2
第 102 条	○	本大学院の入学資格は大学院学則第 15 条に規定している。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	本大学院の入学資格は大学院学則第 15 条に規定している。	2-1
第 156 条	○	本大学院の入学資格は大学院学則第 15 条に規定している。	2-1
第 157 条	—	該当なし（大学院では飛び入学を実施していない）	2-1
第 158 条	—	該当なし（大学院では飛び入学を実施していない）	2-1
第 159 条	—	該当なし（大学院では飛び入学を実施していない）	2-1
第 160 条	—	該当なし（大学院では飛び入学を実施していない）	2-1

明治国際医療大学

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	大学院学則第2条に学校教育法第99条で定める目的を規定している。	6-2 6-3
第1条の2	○	教育研究上の目的は大学院学則第5条（研究科の目的）及び第6条（専攻の目的）に規定している。	1-1 1-2
第1条の3	○	入学者選抜は大学院学則第18条（入学者の選考）に規定している。	2-1
第1条の4	○	組織及び運営に関する規程第29条に大学院に関する事務分掌を記載している。	2-2
第2条	○	大学院の課程は大学院学則第3条（課程）に規定している。	1-2
第2条の2	—	該当なし（夜間大学院を設置していない）	1-2
第3条	○	修士課程の目的は大学院学則第3条第4項、修業年限は同学則第12条、修了要件は同学則第30条に規定している。	1-2
第4条	○	博士課程の目的は大学院学則第3条第5項、博士課程の区分は同学則第3条第2項及び第3項、修業年限は同学則第12条、修了要件は同学則第31条に規定している。	1-2
第5条	○	大学院の研究科は大学院学則第4条に規定し、その目的を第5条に規定している。なお、専攻ごとの教員については、例年4月に大学院担当として発令している。	1-2
第6条	○	大学院の専攻は大学院学則第4条に規定し、その目的を第6条に規定している。	1-2
第7条	○	大学院の各研究科は各々基礎となる学科の教員が兼任をしており、学科と各研究科が連携できるように組織している。また、附属東洋医学研究所規則の第2条に、当該研究所の目的の一つとして「研究者の養成」を規定している。	1-2
第7条の2	—	該当なし（他大学との共同教育課程を編成していない）	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	該当なし（他大学との共同教育課程を編成していない）	1-2 3-2 4-2
第8条	○	大学院の教員組織は大学院学則第8条に規定している。 教員組織は大学院設置基準に基づき適正に配置している。	3-2 4-2
第9条	○	大学院設置基準に基づく勤務命令を発令している。	3-2 4-2
第10条	○	収容定員は大学院学則第4条に規定している。	2-1
第11条	○	各研究科の大学院学則別表1-1から別表1-5に定めており、体系的な教育課程を編成している。	3-2

明治国際医療大学

第 12 条	○	授業及び研究指導は大学院学則第 26 条に規定している。	2-2 3-2
第 13 条	○	研究指導は大学院学則第 8 条に規定している。 他大学院等の研究指導は大学院学則第 29 条に規定している。	2-2 3-2
第 14 条	—	該当なし（夜間等特定の時間において授業又は研究指導を行っていない）	3-2
第 14 条の 2	○	成績評価の基準は大学院学則第 33 条に規定しており、授業計画は「学生便覧」「授業概要」にて予め明示している。	3-1
第 14 条の 3	○	授業の方法は年数回実施される FD 研修会にて組織的に改善を図っている。また、研究指導の内容及び方法の改善については大学院教育検討委員会にて随時検討している。	3-3 4-2
第 15 条	○	単位は、大学院学則第 28 条に規定している。 学期は、大学院学則第 14 条（学則第 42 条）に規定している。 授業の方法は、大学院学則第 27 条に規定している。 単位の授与は、大学院学則第 32 条に規定している。 他の大学院等履修は、大学院学則第 29 条に規定している。 科目等履修生については、大学院学則第 40 条に規定している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	修士課程の修了要件は大学院学則第 30 条に規定している。	3-1
第 17 条	○	博士後期課程の修了要件は大学院学則第 30 条に規定している。	3-1
第 19 条	○	各研究科の大学院生研究室は設置済みであり、講義等は大学院設置時に基礎となる学科の既存の施設を活用するものとして申請書類に記載	2-5
第 20 条	○	各研究科に、必要な機械、器具及び標本を備えている。ただし、大学院に特化したものはなく学部と共用している。	2-5
第 21 条	○	各研究科に必要な図書、学術雑誌は大学附属図書館に備えている。	2-5
第 22 条	○	大学院施設設備の学部との共用は、設置申請届出書類に記載している。	2-5
第 22 条の 2	○	大学キャンパスと京都サテライトキャンパスにおいて、必要な施設設備を設置している。	2-5
第 22 条の 3	○	大学経費（経常経費、個人研究費）及び国庫補助金などの活用により教育研究に必要な機器・設備等を整備している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	大学院研究科、各専攻の名称は、大学院学則第 4 条、第 5 条、第 6 条に規定している。	1-1
第 23 条	—	該当なし（独立大学院ではない）	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし（独立大学院ではない）	2-5
第 25 条	○	大学院の通信教育については、大学院学則第 4 条、第 6 条第 4 項及び大学院通信教育課程規程に規定している。	3-2

明治国際医療大学

第 26 条	○	大学院通信教育課程の専攻については、大学院通信教育課程規程第 2 条に規定している。	3-2
第 27 条	○	大学院通信教育課程の教員組織は、通学制大学院同様に大学院設置基準に基づく勤務命令を発令している。	3-2 4-2
第 28 条	○	大学院通信教育課程の授業は、大学院通信教育課程規程第 10 条、単位の計算方法は同規程第 10 条に規定している。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	○	大学院通信教育課程の添削による指導については、通信制大学院基盤科目に関する取り決め内容について（大学院委員会承認）に記載しており、印刷教材等の保管及び発送のための施設について、教育に支障のないように設定している。	2-5
第 30 条	○	大学院通信教育課程の添削指導、教育相談については、大学院教育検討委員会の委員が事務局と連携して対応している。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし（研究科等連係課程実施基本組織は置いていない）	3-2
第 31 条	—	該当なし（共同教育課程は編成していない）	3-2
第 32 条	—	該当なし（共同教育課程は編成していない）	3-1
第 33 条	—	該当なし（共同教育課程は編成していない）	3-1
第 34 条	—	該当なし（共同教育課程は編成していない）	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし（工学を専攻する研究科は設置していない）	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし（工学を専攻する研究科は設置していない）	4-2
第 42 条	○	組織及び運営に関する規程第 29 条に大学院に関する事務分掌を記載している。	4-1 4-3
第 43 条	○	学内において「全学研究ポスターワークショップ」や「全学横断的シンポジウム」を開催し、研修の機会を設けている。	4-3
第 45 条	—	該当なし（外国に設ける組織はない）	1-2
第 46 条	—	該当なし（段階的整備は該当しない）	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

学位規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 3 条	○	修士の学位の授与は、大学院学則第 30 条、第 35 条及び学位規程第 4 条に規定している。	3-1
第 4 条	○	博士の学位の授与は、大学院学則第 31 条、第 35 条及び学位規程第 5 条に規定している。	3-1
第 5 条	○	学位授与審査への協力は、学位規程第 8 条第 3 項に規定している。	3-1
第 12 条	○	学位授与の報告は、学位規程第 13 条に規定している。	3-1

大学通信教育設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	—	該当なし（大学の通信教育課程は設置していない）	6-2 6-3
第2条	—	該当なし（大学の通信教育課程は設置していない）	3-2
第3条	○	通信教育課程の授業の方法等は、大学院通信教育課程規程第10条に規定している。	2-2 3-2
第4条	○	授業については大学院学則の別表1-3及び通信教育課程授業計画に定めたとおり適切に実施している。	3-2
第5条	○	通信教育課程の単位は、大学院学則第28条に規定し時間数は授業概要で示している。	3-1
第6条	—	該当なし（大学の通信教育課程は設置していない）	3-1
第7条	—	該当なし（大学の通信教育課程は設置していない）	3-1
第9条	—	該当なし（大学の通信教育課程は設置していない）	3-2 4-2
第10条	—	該当なし（大学の通信教育課程は設置していない）	2-5
第11条	—	該当なし（大学の通信教育課程は設置していない）	2-5
第12条	—	該当なし（大学の通信教育課程は設置していない）	2-2 3-2
第13条	—	該当なし（大学の通信教育課程は設置していない）	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人 明治東洋医学院 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	2021 大学案内 『スポーツメディカリストへの道』	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	明治国際医療大学 学則	
	明治国際医療大学大学院 学則 大学院通信教育課程規程	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2021 明治国際医療大学 学生募集要項	
	2021 年度 学校推薦型選抜 指定校推薦入試 学生募集要項 (鍼灸学科)	
	2021 年度 学校推薦型選抜 指定校推薦入試 学生募集要項 (柔道整復学科)	
	2021 年度 学校推薦型選抜 指定校推薦入試 学生募集要項 (救急救命学科)	
	2021 年度 学校推薦型選抜 指定校推薦入試 学生募集要項 (看護学科)	
	2021 年度 編入学試験 学生募集要項 (鍼灸学科)	
	2021 年度 編入学試験 学生募集要項 (看護学科)	
	2021 年度 鍼灸学研究科 学生募集要項	
	2021 年度 鍼灸学研究科 通信教育課程 (修士課程) 募集要項	
2021 年度 保健医療学研究科 学生募集要項		
【資料 F-5】	学生便覧	
	STUDENT GUIDE 2020 学生便覧 通信制大学院ガイド	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和 2 年度 事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和元年度 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	交通アクセス (大学ホームページ)	
	キャンパスマップ (大学ホームページ)	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧 (規定集目次など)	
	学校法人 明治東洋医学院 規則集一覧	
	明治国際医療大学 規則集一覧	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料	
	学校法人 明治東洋医学院 役員・評議員一覧 令和元年度 理事会・評議員会 開催状況一覧	

明治国際医療大学

【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 27 年度 財務計算に関する書類、監事監査報告書 平成 28 年度 財務計算に関する書類、監事監査報告書 平成 29 年度 財務計算に関する書類、監事監査報告書 平成 30 年度 財務計算に関する書類、監事監査報告書 令和元年度 財務計算に関する書類、監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	明治国際医療大学 履修要項、シラバス	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	三つのポリシー ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッ ション・ポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価結果に対する改善報告書（平成 29 年 7 月 14 日）	
【資料 F-16】	規則集	
	学校法人 明治東洋医学院 規則集、明治国際医療大学 規則集	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	大学 学則 第 1 条、第 3 条	
【資料 1-1-2】	大学 大学院学則 第 2 条、第 5 条、第 6 条	
【資料 1-1-3】	STUDENT GUIDE 2020 学生便覧（3～6 ページ）	
【資料 1-1-4】	通信制大学院ガイド（9～11 ページ）	
【資料 1-1-5】	大学ホームページ（目的）	
【資料 1-1-6】	学校教育法施行規則の一部改正する省令の交付について （平成 28 年文部科学省令第 16 号）	
【資料 1-1-7】	管理運営会議 議事録（平成 28 年度 第 12 回）	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	学院 寄附行為 第 25 条	
【資料 1-2-2】	STUDENT GUIDE 2020 学生便覧（3～6 ページ）	
【資料 1-2-3】	通信制大学院ガイド（3～5 ページ）	
【資料 1-2-4】	大学ホームページ（建学の精神、教育の理念、教育目的）	
【資料 1-2-5】	学内掲示物（建学の精神、教育の理念、目的、教育目標）	
【資料 1-2-6】	大学案内（建学の精神、教育の理念）	
【資料 1-2-7】	学校法人明治東洋医学院 経営改善計画 （平成 24 年度～28 年度）	
【資料 1-2-8】	学校法人明治東洋医学院 経営改善計画 （平成 27 年度～令和 2 年度）	
【資料 1-2-9】	学校法人明治東洋医学院 経営改善計画進捗状況確認表 （令和元年度実績）	

明治国際医療大学

【資料 1-2-10】	学校法人明治東洋医学院 中期的な計画（令和 2 年～6 年度）	
【資料 1-2-11】	管理運営会議 議事録（平成 28 年度 第 7 回）	
【資料 1-2-12】	管理運営会議 議事録（平成 29 年度 第 6 回）	
【資料 1-2-13】	管理運営会議 議事録（平成 28 年度 第 12 回）	
【資料 1-2-14】	大学ホームページ（三つのポリシー）	
【資料 1-2-15】	令和 2 年度 教員組織表	
【資料 1-2-16】	大学 医学教育研究センター教授会議規程	
【資料 1-2-17】	医学教育研究センター教授会議 議事録（令和元年度 第 8 回）	
【資料 1-2-18】	令和 2 年度 教育組織表	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	令和 2 年度 大学入学者選抜実施要項について（通知）	
【資料 2-1-2】	管理運営会議 議事録（令和元年度 第 11 回）	
【資料 2-1-3】	2021 年度 明治国際医療大学 学生募集要項 （2、3 ページ）アドミッション・ポリシー	
【資料 2-1-4】	2021 年度 鍼灸学研究科 学生募集要項 2021 年度 保健医療学研究科 学生募集要項 2021 年度 鍼灸学研究科 通信教育課程（修士課程）募集要項 （各 1 ページ）アドミッション・ポリシー	
【資料 2-1-5】	大学ホームページ（アドミッション・ポリシー）	
【資料 2-1-6】	令和 2 年度 入学前教育の実施について	
【資料 2-1-7】	大学 入学試験実施規程	
【資料 2-1-8】	2021 年度 明治国際医療大学 学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-9】	2021 年度 学校推薦型選抜 指定校推薦入試 学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-10】	2020 年度 入学生 入試広報アンケート結果について	
【資料 2-1-11】	管理運営会議 議事録（令和 2 年度 第 3 回）	
【資料 2-1-12】	大学広報会議 議事録（令和 2 年度 第 1 回）	
【資料 2-1-13】	2021 年度 鍼灸学研究科 学生募集要項 2021 年度 鍼灸学研究科 通信教育課程（修士課程）募集要項 2021 年度 保健医療学研究科 学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-14】	認証評価共通基礎データ様式（大学用）	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	大学 学生支援委員会規程	
【資料 2-2-2】	令和 2 年度 学年・学生アドバイザー担当者表	
【資料 2-2-3】	アドバイザーの役割と職務上のガイドライン	
【資料 2-2-4】	STUDENT GUIDE 2020 学生便覧（36～38 ページ） 伝達・連絡 Active Portal	
【資料 2-2-5】	令和 2 年度 入学前教育の実施について	
【資料 2-2-6】	初年次教育（シラバス）	

明治国際医療大学

【資料 2-2-7】	大学 ティーチング・アシスタント規程	
【資料 2-2-8】	大学 ティーチング・アシスタントに関する内規	
【資料 2-2-9】	大学 ティーチング・アシスタントの募集方法及び選考基準	
【資料 2-2-10】	平成 31 年度 ティーチングアシスタント申請書提出一覧	
【資料 2-2-11】	令和 2 年度 SA 募集要項	
【資料 2-2-12】	管理運営会議 議事録（平成 30 年度 第 6 回）	
【資料 2-2-13】	令和元年度 「学修支援センター」 学修支援日誌（様式）	
【資料 2-2-14】	令和元年度 「学修支援センター」 活動報告書	
【資料 2-2-15】	シラバス（オフィシアワーの記載）	
【資料 2-2-16】	学生指導報告書（様式）	
【資料 2-2-17】	学籍異動経緯書（様式）	
【資料 2-2-18】	アドバイザーの役割と職務上のガイドライン	
【資料 2-2-19】	アドバイザーミーティング（令和元年度 第 7 回）	
【資料 2-2-20】	UD トークについて	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	大学 キャリア教育・進路支援委員会規程	
【資料 2-3-2】	令和元年度 関西鍼灸系 4 大学合同就職説明会 参加事業所一覧	
【資料 2-3-3】	シラバス「はり・きゅう臨床実習Ⅰ」	
【資料 2-3-4】	シラバス「キャリアデザイン」	
【資料 2-3-5】	令和元年度 柔道整復学科「卒業生講演」 実施計画	
【資料 2-3-6】	シラバス「キャリアデザイン」	
【資料 2-3-7】	シラバス「キャリア教育Ⅰ」	
【資料 2-3-8】	シラバス「キャリア教育Ⅱ」	
【資料 2-3-9】	シラバス「キャリア教育Ⅲ」	
【資料 2-3-10】	令和元年度 救急救命学科「キャリア支援」実施計画	
【資料 2-3-11】	救急救命学科 求人依頼事業所一覧	
【資料 2-3-12】	令和元年度 アーリー・エクスポージャー実施要領（看護学科）	
【資料 2-3-13】	令和元年度 看護学科 キャリア教育講演会（保健師・助産師）実施要領	
【資料 2-3-14】	令和元年度 看護学科 キャリア教育講習・講演会（保健師・助産師）実施計画	
【資料 2-3-15】	STUDENT GUIDE 2020 学生便覧（74 ページ） キャリア支援室	
【資料 2-3-16】	求人検索 NAVI 学生利用マニュアル	
【資料 2-3-17】	令和元年度 1 年生のためのキャリア入門講座	
【資料 2-3-18】	令和元年度 在学生のためのキャリアサポートガイダンス	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	令和元年度 定期健康診断実施集計	
【資料 2-4-2】	学院 明治国際医療大学附属病院における医療費等の減免 取扱要領	
【資料 2-4-3】	令和元年度 医療費減免制度の実績	

明治国際医療大学

【資料 2-4-4】	令和元年度 附属鍼灸センター学生受診数	
【資料 2-4-5】	令和元年度 こころの相談室の実績 (令和元年度 相談件数と内容に関する報告)	
【資料 2-4-6】	学院 ハラスメント防止対策に関する規則	
【資料 2-4-7】	大学 ハラスメント防止対策委員会規程	
【資料 2-4-8】	大学 相談窓口及び調査・調整小委員会に関する申し合わせ	
【資料 2-4-9】	大学ハラスメント防止対策委員会委員と相談窓口・相談員の構成	
【資料 2-4-10】	ハラスメント相談窓口・相談員一覧	
【資料 2-4-11】	学院 奨学金規程	
【資料 2-4-12】	学院 明治国際医療大学附属病院看護学生奨学金貸与規程	
【資料 2-4-13】	令和元年度 奨学金貸与状況 (日本学生支援機構)	
【資料 2-4-14】	令和元年度 奨学金貸与状況 (明治東洋医学院)	
【資料 2-4-15】	令和元年度 奨学金貸与状況 (看護師等就学支援金)	
【資料 2-4-16】	令和元年度 高等教育の就学支援新制度 (給付型奨学金制度)の奨学金受給者一覧	
【資料 2-4-17】	大学 課外活動規則	
【資料 2-4-18】	大学 課外活動委員会規程	
【資料 2-4-19】	令和元年度 課外活動予算・実績報告	
【資料 2-4-20】	令和元年度 教育振興会 予算・決算・収支簿	
【資料 2-4-21】	令和元年 クラス委員の名簿	
【資料 2-4-22】	令和2年度 クラス懇談会の実施集計	
【資料 2-4-23】	令和元年度 たには祭 会計報告書 (令和元年度 第42回たには祭実行委員会)	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	敷地面積図	
【資料 2-5-2】	報酬委託契約一覧	
【資料 2-5-3】	2021 大学案内	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-5-4】	大学 図書館規則	
【資料 2-5-5】	大学 図書館運営委員会規程	
【資料 2-5-6】	大学 図書館利用規程	
【資料 2-5-7】	明治国際医療大学 附属図書館運営委員会 議事録 (令和元年度 第1回～第6回)	
【資料 2-5-8】	令和元年度 附属図書館利用者アンケート報告書	
【資料 2-5-9】	蔵書冊数一覧表	
【資料 2-5-10】	所蔵雑誌の種類一覧	
【資料 2-5-11】	相互利用 (文献複写)	
【資料 2-5-12】	STUDENT GUIDE 2020 学生便覧 (95～97 ページ) 情報教育環境	
【資料 2-5-13】	令和2年度 学年別在籍学生数	
【資料 2-5-14】	令和元年度 看護学部1年生クラス分け表	

明治国際医療大学

【資料 2-5-15】	令和元年度 鍼灸学科 実習ローテーション表 令和元年度 柔道整復学科 実習ローテーション表 令和元年度 救急救命学科 実習ローテーション表 令和元年度 看護学科 実習ローテーション表	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	大学 学生支援委員会規程	
【資料 2-6-2】	管理運営会議 議事録（平成 30 年度 第 9 回）	
【資料 2-6-3】	学生支援委員会 議事録（令和元年度 第 1 回）	
【資料 2-6-4】	2019 年度 授業評価アンケート集計結果	
【資料 2-6-5】	令和元年度 卒業生満足度アンケート集計結果	
【資料 2-6-6】	令和元年度 明治国際医療大学 自己点検・評価報告書（年報） 卒業生満足度アンケート	
【資料 2-6-7】	アドバイザーミーティング議事録（令和元年度 第 1 回）	
【資料 2-6-8】	学生面談カード（様式）	
【資料 2-6-9】	令和元年度 こころの相談室の実績 （令和元年度 相談件数と内容に関する報告）	
【資料 2-6-10】	学生相談室 案内・カウンセリング 予約メールについて	
【資料 2-6-11】	STUDENT GUIDE 2020 学生便覧（69、70 ページ） 心身の健康管理	
【資料 2-6-12】	学院 明治国際医療大学附属病院における医療費等の減免 取扱要領	
【資料 2-6-13】	令和元年度 医療費減免制度の実績	
【資料 2-6-14】	令和元年度 100 円朝食の実績	
【資料 2-6-15】	令和元年度 高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金制度） の奨学金受給者一覧	
【資料 2-6-16】	日本学生支援機構 給付型奨学金（高等教育の無償化）説明会 の開催について	
【資料 2-6-17】	大学 学費等の納入に関する規則	
【資料 2-6-18】	STUDENT GUIDE 2020 学生便覧（44 ページ）提案箱	
【資料 2-6-19】	平成 28 年度 私立大学等改革総合支援事業について （ラーニング・コモンズ）	
【資料 2-6-20】	遊歩道の設置資料	
【資料 2-6-21】	バーベキュー窯の設置資料	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）	
【資料 3-1-2】	大学ホームページ（三つのポリシー）	
【資料 3-1-3】	STUDENT GUIDE 2020 学生便覧（7-30 ページ）	
【資料 3-1-4】	通信制大学院ガイド（4-5 ページ）	

明治国際医療大学

【資料 3-1-5】	シラバス「大学の教育と研究」	
【資料 3-1-6】	大学院通信教育課程規定 第 30 条~36 条	
【資料 3-1-7】	講義概要（シラバス）作成要項	
【資料 3-1-8】	鍼灸学部進級認定の判定基準に関する教授会申合せ 保健医療学部進級認定の判定基準に関する教授会申合せ 看護学部学生の進級等に関する教授会申し合わせ 看護学部臨地実習の履修に関する申し合わせ	
【資料 3-1-9】	平成 31 年度 新入生オリエンテーション・入学式日程	
【資料 3-1-10】	STUDENT GUIDE 2020 学生便覧（57-60 ページ）	
【資料 3-1-11】	平成 31 年度 大学院（通学制）オリエンテーション（資料） 平成 31 年度 大学院（通信制）オリエンテーション（資料）	
【資料 3-1-12】	通信制大学院ガイド（第 2 部 学修）	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-13】	大学 鍼灸学部教授会規程 大学 保健医療学部教授会規程 大学 看護学部教授会規程	
【資料 3-1-14】	大学 教授会運営規程	
【資料 3-1-15】	大学 学位規程	
【資料 3-1-16】	大学 大学院委員会運営規程	
【資料 3-1-17】	学校教育法施行規則及び大学院設置基準の一部を改正する 省令の施行について（通知）	
【資料 3-1-18】	大学ホームページ（学位審査基準・学位審査手続き）	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	管理運営会議 議事録（平成 28 年度 第 12 回）	
【資料 3-2-2】	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成 施設認定規則の一部を改正する省令の施行について（通知）	
【資料 3-2-3】	柔道整復師学校養成施設指定規則の一部を改正する省令の 施行について（通知）	
【資料 3-2-4】	教学運営会議 議事録（令和元年度 第 8 回）	
【資料 3-2-5】	講義概要（シラバス）作成要領	【資料 3-1-7】と同じ
【資料 3-2-6】	STUDENT GUIDE 2020 学生便覧（126-150 ページ） 教育日程・教育課程	
【資料 3-2-7】	履修系統図	
【資料 3-2-8】	カリキュラム・マップ	
【資料 3-2-9】	シラバス提出書（様式）	
【資料 3-2-10】	STUDENT GUIDE 2020 学生便覧（57-60 ページ） 履修・履修計画・履修上限単位数	【資料 3-1-10】と同じ
【資料 3-2-11】	2019 FD Newsletter Vol.16~18	
【資料 3-2-12】	令和元年度 授業参観実施計画	
【資料 3-2-13】	ラーニング・コモンズ	
【資料 3-2-14】	平成 30 年度 学内研究助成成果発表会	
【資料 3-2-15】	身体測定アプリ「YOMOGI」の無料配布について	
【資料 3-2-16】	「YOMOGI」による調査結果及び指導等	
【資料 3-2-17】	認知特性アンケートによる結果等	
【資料 3-2-18】	鍼灸総合演習 I 認知特性の活かし方	

明治国際医療大学

【資料 3-2-19】	鍼灸臨床研修マニュアル	
【資料 3-2-20】	2019 年度 学外鍼灸臨床実習 (京都駅前鍼灸院・京都桂川鍼灸院)	
【資料 3-2-21】	附属鍼灸センター実習 実習簿	
【資料 3-2-22】	2019 年度 柔道整復学科 学科内委員会関連 組織一覧表	
【資料 3-2-23】	特定行為ハンドブック (もくじ)	
【資料 3-2-24】	シラバス (小児看護援助論 I 及び II)	
【資料 3-2-25】	令和 2 年度 看護学部委員会構成一覧	
【資料 3-2-26】	2019 年度保健医療学研究科シラバス (抜粋)	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	シラバス (臨床病態学)	
【資料 3-3-2】	シラバス (臨床病態推論学)	
【資料 3-3-3】	医療面接 ルーブリック評価	
【資料 3-3-4】	包帯学実習 ルーブリック	
【資料 3-3-5】	包帯チェックシート	
【資料 3-3-6】	救急処置実習 A-II 心肺蘇生法スキルチェック	
【資料 3-3-7】	救急救命学科会議 議事録 (令和元年度 第 1 回～第 12 回)	
【資料 3-3-8】	急性期看護学実習ルーブリック評価	
【資料 3-3-9】	大学院委員会 (資料) (令和元年度 第 12 回)	
【資料 3-3-10】	大学院委員会 (資料) (令和 2 年度 第 2 回)	
【資料 3-3-11】	保健医療学研究科研究指導スケジュール表 (2018 年設置届出時の書類)	
【資料 3-3-12】	令和元年度 通学制大学院の中間報告会について (資料)	
【資料 3-3-13】	令和元年度 通信制大学院の中間報告会について (資料)	
【資料 3-3-14】	令和元年度 授業評価アンケート (実施計画) (結果)	
【資料 3-3-15】	通信制大学院 前期末 面談用アンケート (資料)	
【資料 3-3-16】	学科別国家試験対策に係る資料	
【資料 3-3-17】	大学ホームページ (就職率)	
【資料 3-3-18】	令和元年度卒業生 進路決定集計	
【資料 3-3-19】	卒業生満足度アンケート (結果)	
【資料 3-3-20】	就職先事業所等に対する大学教育の成果に関するアンケート 調査票	
【資料 3-3-21】	管理運営会議 (資料) (令和 2 年度 第 1 回)	
【資料 3-3-22】	教授会 (資料) (令和 2 年度 第 1 回)	
【資料 3-3-23】	管理運営会議 (資料) (令和 2 年度 第 2 回)	
【資料 3-3-24】	教授会 (資料) (令和 2 年度 第 2 回)	
【資料 3-3-25】	教学運営会議 議事録 (令和元年度 第 7 回)	
【資料 3-3-26】	2019 年度鍼灸学部 学内模擬試験結果	
【資料 3-3-27】	2020 年度 柔整国家試験対策 1 年間の点数推移	
【資料 3-3-28】	救急処置実習 A-II 心肺蘇生法スキルチェック 令和元年度 救急処置実習 A-II 除細動 評価票	

【資料 3-3-29】	実習評価表	
-------------	-------	--

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	理事会 資料（平成 27 年 3 月 21 日 議案 X、XI、XII）	
【資料 4-1-2】	学院 組織及び運営に関する規則	
【資料 4-1-3】	大学 管理運営会議規程	
【資料 4-1-4】	大学 教授会規程	
【資料 4-1-5】	大学 鍼灸学部教授会議規程	
【資料 4-1-6】	大学 保健医療学部教授会議規程	
【資料 4-1-7】	大学 看護学部教授会議規程	
【資料 4-1-8】	大学 医学教育研究センター教授会議規程	
【資料 4-1-9】	大学 大学院委員会運営規程	
【資料 4-1-10】	教授会等の審議事項に関する申合せ（学長裁定）	
【資料 4-1-11】	大学委員会委員の委嘱	
【資料 4-1-12】	学生懲戒規程	
【資料 4-1-13】	学院 組織及び運営に関する規則	【資料 4-1-2】 と同じ
【資料 4-1-14】	令和 2 年度 本部・大学機構図	
【資料 4-1-15】	令和 2 年度 本部・大学事務組織図	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	大学 教育職員の職位に関する規程	
【資料 4-2-2】	大学 教育職員昇任・採用基準	
【資料 4-2-3】	第 12 回大学院委員会議事録（令和 2 年 3 月 19 日）	
【資料 4-2-4】	大学院人事について（令和 2 年度）	
【資料 4-2-5】	令和 2 年度 目標管理の実施について（依頼）	
【資料 4-2-6】	令和元年度 目標管理の実施結果について	
【資料 4-2-7】	大学 ファカルティ・ディベロップメント委員会規程	
【資料 4-2-8】	2019 年度 授業評価アンケートについて（実施結果報告）	
【資料 4-2-9】	令和元年度 授業公開・授業参観実施報告	
【資料 4-2-10】	明治国際医療大学 FD ニュースレター （令和元年度 第 1 回、第 2 回、第 3 回 FD 研修会 報告）	
【資料 4-2-11】	鍼灸学系大学協議会会則	
【資料 4-2-12】	令和元年度 鍼灸学系大学協議会（第 3 回サマーセミナー報告）	
【資料 4-2-13】	関西鍼灸系大学間連携における包括協定	
【資料 4-2-14】	関西鍼灸系大学連携合同 FD・SD 研修会実績	
【資料 4-2-15】	大学コンソーシアム京都 FD 交流会資料	
【資料 4-2-16】	明治国際医療大学 ベストティーチャー賞審査要項	
【資料 4-2-17】	ベストティーチャー賞 受賞者一覧	

明治国際医療大学

【資料 4-2-18】	明治国際医療大学 パブリシティ・オブ・ザ・イヤー賞 審査要項	
【資料 4-2-19】	パブリシティ・オブ・ザ・イヤー賞 受賞者一覧	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	令和元年度 SD 研修会等実施・参加状況	
【資料 4-3-2】	2019 年度 学校経営イノベーション研究会 会員名簿	
【資料 4-3-3】	令和 2 年度 公益財団法人大学コンソーシアム京都専門委員会 委員一覧	
【資料 4-3-4】	令和 2 年度 目標管理の実施について (依頼)	【資料 4-2-5】 と同じ
【資料 4-3-5】	令和元年度 目標管理の結果について	【資料 4-2-6】 と同じ
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	大学 研究委員会規程	
【資料 4-4-2】	研究委員会 議事録 (令和元年度 第 1 回、第 2 回、第 11 回)	
【資料 4-4-3】	令和元年度 全学横断的シンポジウム 実施概要	
【資料 4-4-4】	令和元年度 全学研究ポスターワークショップ【振替】 実施概要	
【資料 4-4-5】	大学 東洋医学研究所規則	
【資料 4-4-6】	大学 東洋医学研究所運営委員会規程	
【資料 4-4-7】	附属東洋医学研究所 共同利用研究室の紹介	
【資料 4-4-8】	令和 2 年度 研究活動の手引き	
【資料 4-4-9】	明治国際医療大学附属東洋医学研究所年報 2018	
【資料 4-4-10】	大学 防災救助研究所規則	
【資料 4-4-11】	大学 防災救急救助研究所運営委員会規程	
【資料 4-4-12】	令和 3 年度分申請に係る科研費アンケート結果	
【資料 4-4-13】	研究支援体制に対する学生満足度アンケート (令和元年度卒業生アンケートより)	
【資料 4-4-14】	大学 明治国際医療大学における研究者の行動規範	
【資料 4-4-15】	大学ホームページ (公的研究費の不正防止について)	
【資料 4-4-16】	大学 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程	
【資料 4-4-17】	研究活動不正防止ハンドブック (第 1 版)	
【資料 4-4-18】	研究倫理教育「CITI Japan e-ラーニングプログラム」の 履修について	
【資料 4-4-19】	大学 ヒト研究審査委員会規程	
【資料 4-4-20】	ヒト研究審査委員会 資料 (令和 2 年度 第 5 回)	
【資料 4-4-21】	大学 動物実験規程	
【資料 4-4-22】	大学 動物実験委員会規程	
【資料 4-4-23】	動物実験委員会 資料 (令和元年度 第 4 回)	
【資料 4-4-24】	動物実験に関する検証結果報告書 (平成 26 年度)	
【資料 4-4-25】	平成 30 年度 学内研究助成成果発表会	
【資料 4-4-26】	令和 2 年度 研究費予算・個人研究費配分表	
【資料 4-4-27】	令和 2 年度 学内研究助成金の配分について	
【資料 4-4-28】	2020(令和 2)年度申請分 科研費サポート体制一覧	

明治国際医療大学

【資料 4-4-29】	令和 2 年度 科研費申請サポート体制アンケート	
【資料 4-4-30】	科学研究費助成事業申請勉強会（実施計画・実施結果報告）	
【資料 4-4-31】	大学 リサーチ・アシスタント規程	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学院 寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学院 組織及び運営に関する規則	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 5-1-3】	令和 2 年度 本部・大学機構図	【資料 4-1-14】と同じ
【資料 5-1-4】	学校法人明治東洋医学院 中期的な計画（令和 2 年度～6 年度）	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 5-1-5】	令和 2 年度 事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-6】	理事会（令和元年度 12 月開催、令和 2 年度 5 月開催）	
【資料 5-1-7】	大学ホームページ（情報公開）	
【資料 5-1-8】	令和 2 年度 事業計画（令和 2 年 新年教職員連絡会 配布資料）	
【資料 5-1-9】	学院 理事会会議規則	
【資料 5-1-10】	令和元年度 決算報告、事業の実績（令和 2 年度 決算報告会 配布資料）	
【資料 5-1-11】	学院 衛生委員会規程	
【資料 5-1-12】	令和 2 年度 衛生委員会構成	
【資料 5-1-13】	令和 2 年度 衛生委員会 レジюме	
【資料 5-1-14】	令和元年度 ストレスチェックに係る検査結果報告書の提出について	
【資料 5-1-15】	「健康増進法の一部を改正する法律」の施行に伴う受動喫煙対策	
【資料 5-1-16】	指定喫煙所マップ	
【資料 5-1-17】	学院 ハラスメント防止対策に関する規則	
【資料 5-1-18】	学院 ハラスメント防止対策委員会規程	
【資料 5-1-19】	ハラスメント相談窓口・相談員一覧	
【資料 5-1-20】	ハラスメント防止対策ガイドライン（リーフレット）	
【資料 5-1-21】	令和元年度 ハラスメント防止対策講演会	
【資料 5-1-22】	学院 個人情報の保護に関する規則	
【資料 5-1-23】	学院 公益通報等に関する規程	
【資料 5-1-24】	学院 危機管理規則	
【資料 5-1-25】	大学 危機管理規程	
【資料 5-1-26】	南丹市 明治国際医療大学 大規模災害時における避難所 施設利用に関する協定書	
【資料 5-1-27】	南丹市における防災・救急救助計画シミュレーション活動 報告書	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学院 理事会会議規則	【資料 5-1-9】と同じ

明治国際医療大学

【資料 5-2-2】	意思確認書	
【資料 5-2-3】	令和元年度 理事会出席状況	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-2-4】	学院 常務理事会の設置に関する規程	
【資料 5-2-5】	令和2年度 理事名簿	【資料 F-10】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	令和2年度 本部・大学事務組織図	【資料 4-1-5】と同じ
【資料 5-3-2】	学院 組織及び運営に関する規則	【資料 4-1-2】と同じ
【資料 5-3-3】	大学 管理運営会議規程	
【資料 5-3-4】	大学 大学院委員会規程	
【資料 5-3-5】	大学 教授会運営規程	
【資料 5-3-6】	学院 事務管理職会議に関する規程	
【資料 5-3-7】	令和2年度 監事監査計画	
【資料 5-3-8】	令和元年度 監事監査（期中）報告書 （公認会計士との面談記録）	
【資料 5-3-9】	令和元年度 監査報告書	
【資料 5-3-10】	内部監査 レジユメ及び資料	
【資料 5-3-11】	令和元年度 評議員会出席状況	【資料 F-10】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	明治東洋医学院 経営改善計画（平成24年度～平成28年度）	【資料 1-2-7】と同じ
【資料 5-4-2】	明治東洋医学院 経営改善計画（平成27年度～令和2年度）	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 5-4-3】	明治東洋医学院 経営改善計画 進捗管理表（令和元年度実績）	【資料 1-2-9】と同じ
【資料 5-4-4】	令和2年度 事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-4-5】	令和2年度 予算書	
【資料 5-4-6】	明治東洋医学院 中期的な計画（令和2年度～令和6年度）	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 5-4-7】	平成27年度～令和元年度 財務に関する計算書類	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-8】	平成27年度～令和元年度 事業の実績	
【資料 5-4-9】	財産目録（令和2年3月31日）	
【資料 5-4-10】	金融資産の運用状況（平成27年度～令和元年度）	
【資料 5-4-11】	南丹市と明治国際医療大学との連携協力に関する包括協定書	
【資料 5-4-12】	附属病院の収支推移（平成27年度～令和元年度）	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学院 経理規程	
【資料 5-5-2】	学院 資産運用規程	
【資料 5-5-3】	令和2年度 資産運用計画について	
【資料 5-5-4】	学院 監事監査規程	
【資料 5-5-5】	令和2年度 監事監査計画書	【資料 5-3-7】と同じ
【資料 5-5-6】	令和元年度 独立監査人の監査計画	
【資料 5-5-7】	令和元年度 独立監査人の監査報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	大学 自己点検運営委員会規程	
【資料 6-1-2】	大学 自己点検実施委員会細則	
【資料 6-1-3】	令和 2 年度 本部・大学機構図	【資料 4-1-5】と同じ
【資料 6-1-4】	大学 医学教育センター教授会議規程	
【資料 6-1-5】	令和 2 年度 教員組織表	【資料 1-2-15】と同じ
【資料 6-1-6】	大学委員会委員の委嘱	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	令和元年度 明治国際医療大学 自己点検評価書	
【資料 6-2-2】	大学ホームページ（情報公開）	
【資料 6-2-3】	学校法人明治東洋医学院 中期的な計画 （令和 2 年度～令和 6 年度）	【資料 1-2-10】と同じ
【資料 6-2-4】	令和 2 年度 事業運営方針	
【資料 6-2-5】	令和 2 年度 事業計画	【資料 F-6】と同じ
【資料 6-2-6】	令和元年度 事業実績	
【資料 6-2-7】	令和元年度 事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 6-2-8】	大学 教学 IR 委員会規程	
【資料 6-2-9】	入学試験管理委員会会議 議事録（令和元年度 第 7 回）	
【資料 6-2-10】	令和元年度 卒業生満足度アンケート集計結果	【資料 2-6-5】と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	2019 年度 授業評価アンケート	【資料 2-6-4】と同じ
【資料 6-3-2】	令和元年度 卒業生満足度アンケート集計結果	【資料 2-6-5】と同じ
【資料 6-3-3】	令和元年度 国家資格の取得状況・就職状況	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 6-3-4】	経営改善計画（平成 27 年度～令和 2 年度）	
【資料 6-3-5】	令和 2 年度 目標管理の実施について（依頼）	
【資料 6-3-6】	令和元年度 明治国際医療大学 自己点検・評価報告書（年報）	
【資料 6-3-7】	設置計画履行状況音調査の結果について（令和元年度）	

基準 A. 産学官連携の取組み

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 A-1-1】	南丹市と明治国際医療大学との連携協力に関する包括協定書	
【資料 A-1-2】	南丹市・明治国際医療大学連携協力会議 議事録 （第 1 回～第 14 回）	
【資料 A-1-3】	鍼灸学科 令和元年度 スポーツボランティア実績	
【資料 A-1-4】	柔道整復学科 令和元年度 スポーツボランティア実績	
【資料 A-1-5】	救急救命学科 令和元年度 スポーツボランティア実績	
【資料 A-1-6】	南丹市消防団 学生団員名簿	

明治国際医療大学

【資料 A-1-7】	睡眠講座 プログラム	
【資料 A-1-8】	南丹市との共催による睡眠講座（分析結果）	
【資料 A-1-9】	睡眠に関する調査票	
【資料 A-1-10】	睡眠障害調査結果（フィードバック用）	
【資料 A-1-11】	まちの保健室実施計画及び参加状況（平成 30 年度、令和元年度）	
【資料 A-1-12】	令和元年度 ロコモ予防教室 スケジュール	
【資料 A-1-13】	福井県若狭町、株式会社オーイング及び明治国際医療大学との連携協力に関する包括協定書	
【資料 A-1-14】	第 28 回 若狭・三方五湖ツーデーマーチ活動報告 2019 報告書ほか	
【資料 A-1-15】	明治国際医療大学と日本救急システム株式会社の産業連携に関する包括協定書	
【資料 A-1-16】	養生寄附講座の概要	

基準 B. 大学スポーツ振興の推進

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 B-1-1】	スポーツ振興プロジェクト 2020 年パンフレット	
【資料 B-1-2】	大学ホームページ ドイツ柔道 U-21 代表チーム強化合宿（男子柔道部） インドネシア柔道ナショナルチームと強化合宿	
【資料 B-1-3】	通信制課程科目等履修に関する協定書（星槎大学）	
【資料 B-1-4】	令和元年度 アスリートサポートセンター総括	
【資料 B-1-5】	メディカルアスレチックトレーナーカリキュラム	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。